

第四十六回 参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和三十九年二月二十日(木曜日)

午前十時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君

農林省農林局長 松岡 亮君

理事 梶原 茂嘉君

農林省農政局長 昌谷 孝君

渡辺 勘吉君

農林省農地局長 丹羽雅次郎君

北條 尚八君

農林省養蚕局長 久宗 高君

森 八三三君

農林省園芸局長 酒折 武弘君

委員

植垣弥一郎君

農林省農務局長 武田 誠三君

岡村文四郎君

農林省農務局長 田中 重五君

木島 義夫君

農林省農務局長 庄野五一郎君

北口 龍徳君

農林省農務局長 安樂城敏男君

仲原 善一君

農林省農務局長 安樂城敏男君

温水 三郎君

農林省農務局長 安樂城敏男君

野知 浩之君

農林省農務局長 安樂城敏男君

藤野 繁雄君

農林省農務局長 安樂城敏男君

堀本 宜実君

農林省農務局長 安樂城敏男君

森部 隆輔君

農林省農務局長 安樂城敏男君

山崎 齊君

農林省農務局長 安樂城敏男君

大河原一孝君

農林省農務局長 安樂城敏男君

小宮市太郎君

農林省農務局長 安樂城敏男君

戸叶 武君

農林省農務局長 安樂城敏男君

矢山 有作君

農林省農務局長 安樂城敏男君

安田 敏雄君

農林省農務局長 安樂城敏男君

高山 恒雄君

農林省農務局長 安樂城敏男君

赤城 宗徳君

農林省農務局長 安樂城敏男君

松野 孝一君

農林省農務局長 安樂城敏男君

中西 一郎君

農林省農務局長 安樂城敏男君

太田 康二君

農林省農務局長 安樂城敏男君

農林省農務次官

農林大臣官房長

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

農林大臣官

ます。自由化につきましては、そういうふうには私は認識いたしているわけでございます。ところで、その中における農産物でございますが、日本の農産物は、日本の農業の国際競争力が非常に弱い、コストが高くなっている、こういうのは事実でございます。そういう関係でございますから、一面においては、農業政策をいたしまして、この自由化に對しまして生産性を向上させるという方面に力を入れないうちやなりませんか同時に、自由化も慎重にしていかなうかならぬ。その慎重というものは、自由化をする場合に関税率の調整をするとか、あるいは財政的な裏づけをして日本の農業がつぶれていくようなことのないようになさえていかなければならない、こういうような対策をあらかじめ講じ、対策を講ずると同時に、あるいはその後において講ずる場合もあると思いますが、そういうものと見合つて農産物等につきましまして自由化を進めていく、いま九二%で、あと品目については七十ぐらゐの品目になっております。

計画はどういうふうな持っていくか、こういう第二段のお問い合わせでございますが、計画等につきましては、再々申し上げてありますように、米麦とか、あるいは酪農製品、でん粉、こういうものはこれは相当長い期間考慮いたさなければ自由化ということは私は踏み切れない品目だと思ひます。その他の品目等につきましては、品目別に国内対策を講じられるかどうかというふうな度合いと、あるいは生産品としてのウエート等いろいろな点から考えまして、検討を進めておるわけでございます。その中において第三の問題といたしまして、バナナの問題を取り上げられてお話になっておるわけでございますが、バナナにつきましては、私は他の果実、リンゴ等に影響ないとは考えませんけれども、直接の影響というものはないというふうなこの間申し上げておいたのでございます。これにつきましては、リンゴに對する対策等も考慮し、あるいはバナナ等も昨年はおつとふえましたが、これは台湾のバナナの供給等につきましても限度がありまして、その他いろいろな情勢からたいへんな影響は私はないのじやないかというふうに見ておるのでございます。しかし、影響がないとは申し上げません。

ところで、前々申し上げておりますように、自由化する場合には、関税率の調整とか国内の保護対策ということをお話していくことを申し上げておる私が、この間、関税率のバナナの七〇%から五〇%に下げようという動きがあるように見えても、これはどうするのだ、私のほうで下げないようになすという、こういう回答を申し上げたというの、そのとおりでございます。ところが、閣議におきまして関税率等に関する法律案を出す場合に五〇%に下げた、食言ではないかというふうなお尋ねかと思ひます。これは私はやはりことしの状態からいへば、もとどおりにしておいたほうがよろうと思ひます。しかし、これは予算の関連法律でもございますので、予算関係等からは一戸一戸にふり出すことにはいたしております。しかし、これは結果を見れば、いずれ国会の法案の審議のころになればいろいろ判明することと思ひますが、その辺デリケートなところがありましかれども、まあそれは国会の御審議にまかせることになっておりますから、国会の御審議で適当なところになるというふうな私は見通しを持っております。これは国会の御審議です。それから、私のほうから口を出すあれでもございませぬ。そういうふうなやささかデリケートな事情にございませぬ。

○矢山有作君 ほかの問題はまだ引き続いて聞くことといたしまして、バナナ関税の引き下げの問題で、すでに予算では、引き下げを予定して予算編成がされておると私は思ふのです。それを大臣はご存じであったのか、ご存じなかったのか、この前のような御発言をなさった。しかも国会審議の過程で判明する、こうおっしゃるのです。一体、バナナ関税というものをそういう状況の中で引き下げないということ、が、はつきり言えるのかどうか。その点をまずひとつ重ねて伺ひたいと思ふのです。

○國務大臣(赤城宗徳君) これは先ほど申し上げましたように、法案として提出されておりますし、ですから、私がこれをどうこうきめるわけにはまいりませんが、私の気持は前に申し上げたとおりです。そこで、国会の審議によりましてこれは決定されるはずだと思ひます。いかように決定されるか、あまり私ここで申し上げることは、差し控える立場にありますので、差し控えます。

○矢山有作君 しかし、大臣がバナナ関税は引き下げないという考え方を持っているのに、法案としてそれが提出されたということは、一体どういふことなんでしょう。これはいわゆる閣内での十分の連絡がとれてない、閣内不統一ということになるじやありませんか。むしろ大臣が引き下げないという気持ちを持っておられるなら、予算が編成されるるとき、さらに閣内法案がつくられるときにそういう措置がなされておらなければならぬ。私はいまの大臣の答弁は、閣内不統一というものの、もつと突っ込んで言へば、大臣がそういう問題に對してうっかりしておられたというところを勘察される御答弁としか受け取れない。責任のある大臣としては、やはりこういう重大な問題については、予算編成当時、法案が作成される當時に十分に関心を持って、引き下げないなら引き下げないという方向で対処すべきだと思ふ。いかがでしょう。

○國務大臣(赤城宗徳君) これは予算編成後に法律を出すということになつたものでありますから、関税のほうはそういうことになりました。しかば予算編成時においてそういう対策を講じておいたかどうかというところでございまして、予算編成時におきまして、ここまでの深い議論をする実はいとまを持ちませんでした。そういう関係から予算ができてしまった、こういうふうなのが事実でございます。

○矢山有作君 私は、それ以上大臣をこの問題で追及しようとは思ひませぬ。しかしながら、少なくともそういうふうなばかんなことはないはずなんですから、自由化という問題が、先ほど大臣の御答弁によつたように、日本の農業に非常に重大な影響があるというところを真剣にお考えになつておるのであれば、今後十分に御注意を願ひたい。このことを申し上げておきます。

次にお伺ひしたいのは、ただいま大臣のほうから、現在の自由化の性格、そういうものについてお伺ひしたわけですが、現在行なわれている自由化といふのは、大臣おっしゃつたように、私はいわゆる自由貿易という意味の自由化ではない。したがって、輸出したものはだれがどこへ輸出してもかまわないし、輸入したいものはだれがどこから輸入してもかまわぬという、そういう意味の自由化では現在進行している自由化は、あるいは各国の状況を、それぞの自国の国内産業をいかにして保護していくかということ、を基本に踏まえながら、しかも国際市場の開拓という面でも努力しておると思ふわけですが、そのことは大臣も十分に御認識になっておると思ひます。そういうところから、大臣は日本の農業を顧みした場合に、農産物の国際競争力が弱いということを十分に認識されて、今後の自由化については慎重な態度で当たつていきたい、こういうことも言つておられますし、またこれまでも質疑の中で、十分諸外国に對して日本の農業の劣弱性というものを説明して、急激な自由化はやらない、もし自由化をやるにしても、ただいまも御答弁にありましたように、それに對する対策を講ずるなり、あるいは対策を講ずるのと並行して、またもう一つは自由化した後に對策を講ずる、こういうことによつて自由化する、それからまた関税操作も適切にやりながら自由化をしたい、こういうこともこの前の答弁

では言っておいでになったと思うので
す。ところが非自由化品目七十六あり
ますが、この自由化の基本構想を最近
新聞で発表されておるようです。それ
は先ほど御答弁になったような考え
をもとにして、この構想というものを
発表されたんだと思いますが、しかし
ながら私も考えてみます。に、ガッ
ト十一条の適用を受けることにな
り、さらにIMF八条国への移行がす
でに確定をし、OECDに加盟もしよ
うとしておる現在、しかも関税一括引
き下げということが具体的な日程に上
ろうとしております。そういう状態の
中で、日本は世界有数の農産物の輸入
市場だとして注目されておる。さらに
ECCから後退を余儀なくされたアメ
リカの農産物の激しい輸出ドライブが
かかってきております。また内から
は、これまでの高度経済成長で設備投
資が急激に進んできたその結果とし
て、いま生産態勢にそれが入っていく
わけですが、そのことを考えた場合に
は、国内における日本のこの資本主義
陣営からの輸出を拡大していこうとす
るために、その見返りとして農産物の
自由化を求めようとする、そういう強
い要求も出てくるということが予想さ
れます。予想されるだけではないに、現
実にそういう要求があらわれておる。
しかもまた、これまでの経過を考えて
みましても、一つの例をあげますと、一
九六〇年の一月のガットの貿易拡大第
二委員会、日本の基本的食糧自給ま
たは純自給政策は輸出に大きな利害
を持つ国として不合理ではないか、こ
ういうふうに強く指摘されておる事実
があります。こういふような状況をす
べて勘案してみました場合に、零細農

業を犠牲にしてでも、農産物の自由化
をさらに進めていったほうが、国とし
ては利益だということになって、自由
化への速度というものが非常に加わっ
てくるのではないかと、こういう私は心
配をされているわけですが、それは先般
糖の自由化が抜き打ち的に行なわれた
この例をもつて考えても、そのことが
心配をされますし、さらにバナナ関税
の引き下げに対処された大臣の対処の
しかた、これら見ておつてもそういう
危険性というものが十分に私は感ぜら
れると思うわけですが、こういふ中
で、私はよほど日本農業の実情とい
うものを踏まえて、しっかりと考えた方
でこの自由化には対処したいだか
ければならぬと思いますが、先ほどい
ろいろ申し上げました状況を勘案した
中で、さらに大臣の所信というものを
を、決意のほどというものを伺いし
たいと思つておる。

○国務大臣(赤城宗徳君) お話のよう

に、国際関係のIMFとの関係とかあ
るいはガットの関係とか、いろいろの
国際社会へ日本も入っていくますか
ら、自由化をそういう面でも進めてい
く、あるいはその中でもケネディ・ラウ
ンドのような関税一括引き下げとい
うような相議などにもあつてからざるを得
ないし、すめられる傾向はありま
す。しかし、申すまでもなく、そうい
う原則には賛成いたしまして、個々
のものをどういふふうにするかとい
うようなことは、大体やっぱり日本自体
がきめることとでございます。要望はあ
りまして、決断は、結論は日本自体が
きめることとでございます。そういう意
味におきまして、日本の実情を諸外国
等にも理解しておりますが、その中

で、いま御指摘がありましたような零
細性、零細性は特に私は米麦と主要農
産物等、それからまた畜産なんかもで
す、これは諸外国と比べれば非常に零
細経営でございます。でございますか
ら、いまだ米麦とか、酪農製品とか、あ
るいはでん粉等について貿易の制限を
設けていくというふうなものについて
は、もう大抵諸外国も了解している
と思つておるし、また日本もいたして
も、それは容易にできるものじゃない
というふうな考慮もしております。その
自由化等につきましても、先ほど申
し上げましたように、いろいろ検討は
進めております。この間新聞に出てお
りましたけれども、これは非常に頭の
いい新聞記者が相当いろいろ考えて、
こういうことだろうというふうに出し
たらしいので、私のほうから材料を提
供したわけじゃございませんが、私の
ほうといたしましては検討は進めてお
ります。しかし、先ほどから申し上げ
ておりますように、私は日本の世界
的な自由化の性格は先ほど申し上げま
したとおりでございますが、日本の自
由化というものは、やっぱり日本の輸出
を進めるための自由化など、そういう
関係を自由化というものを考えていか
なくちやならない。しかし、その中で
の農産物というものは、コストが非常
に高くついている日本の農産物でござ
いますから、どうしても日本の農業形
態を、構造改善、体質改善等によつ
て、これは日本ばかりではございませ
んが、世界的に農業というものが他産
業に比較したしまして競争力に弱い産
業でございますから、どこの国でも構
造改善に手をつけている。日本におき
まして、そういう面におきまして、

できるだけ生産コストが低く上がるよ
うな、生産性がそして伸びるような構
造改善をして、国際競争力に近づけて
いかなくちやならないという面に入
れると同時に、自由化する場合におき
ましては、再三申し上げておりますよ
うに、関税率の問題とか、あるいは財
政的な措置をとつて、種々保護しなが
ら生産性を向上させてコストを低下
させていく、こういうことが日本の貿易
面から見ても、日本の農業に対する対
策から見ても、適当である、こういう
考えから進めておりますので、再三
申し上げておりますように、自由化に
つきましては、そういう観点から慎重
に処理を進めていく、こういう考えで
おります。

○矢山有作君 おっしゃるとおりに、

自由化をどの程度というふうによつ
ていくかというものは、日本自体が決定
をすることであるということには間違
いないと思つておる。ところが、その
中で答弁の中で出てきました構造改善
なり、あるいは自由化に移行する過程
の保護政策の問題については、あとで
またいろいろと御質問したいと思いま
すが、私が心配しておりますのは、先
ほど言いましたように、開放経済体制
を控えて、外からの日本の農産物に対
する自由化の要請が強い。このことと
同時に、さらに重要なことは、私は国内
の体制だと思つておる。というのは、
自由化の段階というものは、私は二つ
に分けて考えられると思う。それは第
一の段階は、三十五年の春から自由化
が始まったわけですが、それから三十七
年の十月までに、自由化率は七三%に達
した、この時期までですが、この間を
大体自由化の第一段階と考えていいん

じゃないか。それから後を自由化の第
二段階、こういふふうにかへた場合
に、どういふふうになるかといひま
す。その自由化の第一段階では、日本
のいわゆる経済の高度成長ということ
で、所得倍増計画も発表されて、国内
的な情勢としては、将来国際競争力に
たえ得る産業をつくり上げていくとい
うので、国内における設備投資、そ
れによる企業の近代化、合理化とい
うものが中心で進められてきたわけ
です。したがって、その間における農産
物の自由化の状況を見ますと、
確かに直接的に国内の農産物に大きな
影響をあたらしうなものはあまりな
かつた。大豆あたりがかなり大きな影
響をあたらしうと思つておる。とこ
ろがそれと反して、自由化の第二段階
になりまして、第一段階で高度の設備
投資をやつて、合理化、近代化を進めた
国内の企業が生産に入っていくま
す。もともと過剰の投資をやつたわけ
で、国内市場だけではとてもその生産
をしたものを処理しきれないほどの設
備投資をやつてきたわけですから、そ
うすると第二段階における状態とい
うのは、国内産業自体が輸出市場の拡
大、開拓を目ざして強い力をもつて動
き出してくると思つておる。国内のそ
うした産業の輸出を拡大していくため
に、国内のほうから農産物自由化を求
める圧力が非常に強くなってくる。そ
うすると、これが自由化に抵抗しよ
うとする力を国内自体から取りくずし
てしまふというふうな状態が出てくるん
じゃないか。そうすると、大臣は自由
化は慎重にやるのだ、日本が自主的に
決定するものとおっしゃつておりま
すが、自由化への働いてくる力という

のは、そんなになまやましいものじゃない。国内の独占資本自体が強力な圧力をかけてくる。こういう状態の中で、私は自由化が非常に促進されてくるといふことを心配する。したがって、この問題については、よほどその自由化を日本の国内農産物が国際競争力を持つまでは阻止するとか、あるいは保護していくとか、あるいは急速に国内の農業体制を整えていくとかいふようなことを慎重に考えていかれんと、これはたいへんなことになる。こういうふうには私は思ふ。ですから、自由化への圧力というのは、大臣の予想以上のものがあります。よほど腹をきめてからかぬと、たいへんなことになる。私には、大臣もたいへんな時期に大臣をお引き受けになったものと御同情申し上げるのですが、よほど申し上げた考え方でも対処をしていただきたいというのを、重ねてひとつ申し上げておきたいと思ふますが、これに対する御答弁は、おっしゃるとおりに一生懸命やりますということぐらいいなつてしまふだらうと思ふますので、これ以上は申し上げません。

ところで、そういう先ほど指摘したような問題を考えながら、私はひとつ、私が先に申し上げた心配がただ単なる心配でないということを申し上げてみたいのです。一つの例をあげてみますと、先ほど言いました、大豆の自由化です。これは三十六年の七月に自由化されました。その場合の自由化された状況というのは、私はアメリカのドル危機を契機にして急速に進展してきた貿易自由化の傾向の中で、アメリカ側から、いち早く大豆の輸入自由化ということを取められた結

果、自由化されたんだらうと私もは解釈しております。ところが、大豆は自由化されたけれども、大豆油は自由化されておられません。もちろん、大豆が自由化される場合に、関税率の引き上げ、さらにまた大豆なたね交付金暫定措置法によって生産農家への対策は立てられました。しかしながら、それにしてもいろいろなその他の要因もあるかもしれないが、大豆の生産はずつと減少を続けております。たとえば、年次報告によりまして、三十七年は前年に比べて二万五千トンの減、十六万六千トンの大豆の出回りだ、これに対して、逆に輸入のほうは百二十八万四千トンで、前年に比べて十萬八千トンの増だ、こういうふうになつておられます。このことは、いわば生産農家の犠牲の上に製油資本を擁護する、こういう以外の何ものでもないのじゃないか、こういうふうには私は考えるを得ませんし、しかも近く大豆油の自由化を控えて、現行関税の引き下げをしつと強い働きかけも行なわれているというふう聞いております。そうすると、国内の大豆生産農家というものは、ますます大きな打撃を受けることになるわけですが、こういう一例を考えてみても、自由化というものが、いかに独占の立場に立つて進められており、案外、大臣は強調されますけれども、日本の農民保護、農業保護という立場が軽視されているかという一つの事例になるのではないかと、こういうふうには思ふわけです。たとえば、ここで参考のために、大豆と大豆油の値段の点をちょっと申し上げてみますと、六三年の三月には、アメリカ大豆は三万四千三百五十一円、トシ

たりです。日本は四万一千四百二十六円、こういうふうになつておるようです。大豆油のほうは、アメリカが一萬二千五百七十九円、日本のほうは二萬六千七百八十円、こうなつております。したがって、この数字から見ても、大豆の自由化は、そして大豆油を自由化しなかつたということは、私は日本の農民の立場でなしに、製油資本の立場に立つておると、こういうふうには考えるを得ないわけですが、そういうようなことが、大豆に限らず、そのほかのものについても、どんどん行なわれておるわけです。そういう点から、私は今後の自由化に対処していくその対処のしかたというものを心配しておるわけなんです、大臣からひとつお考えを聞きたいと思ふます。

○国務大臣(赤城徳彦) 自由化が、日本の経済状況から、日本の設備投資から生産に入つて、生産から輸出をしながらならぬ、輸出をするためには、日本の農産物を自由化せられることになる。一応は、そういうふうな考えにもなりましようが、農産物と日本の輸出とを取りかえてやるほどの農産物の自由化のウエイトは、私はないと思ふます。日本の工業生産物等が、向こうに輸出する量というのは、額にしても非常に大きい。そのために日本の農産物を自由化しろと、こゝろ迫つてきたところ、いま七十六の中には、米麦等も入つていますが、それらを除けば、ごくウエイトの軽いものですか、一つの筋道のお話にはなつていますけれども、私は、そういうことで農産物の自由化を迫られるというふうなことはないと思ふます。一般的な原則として関税率を下げるのか、自由化というふうな形でどうかというふうなことは、

うな形でどうかというふうなことは、ある程度までは自由化は延期する、あるいは急激な農業改造をしていふようなことではなければならぬ、農林大臣は、いづれ努力するといふ程度で、努力することは努力するが、私は慎重にやりたい。しかし、いまのような考え方に私は別不賛成ではございませんが、ただ、現状は現状のまま、ちつとも進展を見せないという考え方、金でも出してだんだんやつていけばいいんだという考え方では、私は日本の農業といふものは伸びないと思ふます。日本の農業をいじめたり苦しまたりすること、私は、私は絶対避けなくちやならぬと思ふますが、やはり国際的な中における日本の農業だといふ認識のもとに、もちろん御認識はあると思ふますが、あるからこゝろ心配しているのだと思ふますけれども、私はそういう認識のもとに、やはり日本の農業といふものの生産性を向上して、そうしてまた、日本の農家の生活の安定といふところに持つていかなくちやならぬ、こういう気持ちから自由化問題にも対処していくわけでございます。ですから自由化といふものを絶対にやめて、封鎖経済みたいにして、そうして日本の農業の保護だけをやっていくべきだといふふうには私はとらえません。そういうことでは、やはり日本の農業の前進はないといふふうには考えて、私はやはり、世界的な農業の中にだんだん入つていって日本の農業の立場を、現状のまま保護しようというふうなことは、

ではなくて、進めながら力つけていくべきだ、こういう考え方をもちて自由化にも対処いたしておるわけでございます。そういう、自由化とは別といたしましても、世界的な農業になつてきますといふと、いかに骨を折つても、世界的な水準にいかないといふような作物も、中にはあるのじゃないかと思ふます。そういうふうな、古いことを申し上げては失礼でございますが、たとへば、綿なんといふものは、もとはずいぶんつくつておつたのでございますけれども、綿なんといふものは、ほとんど日本で作らなくなつた。戦争中に自給面からつくつたといふようなことですが、大豆等につきましても、輸入する大豆と国内の大豆とは種類も違ふといふような点もございまして、これを自由化しようといふような線も進められておるわけでございます。そういういろいろな観点から、自由化のほうも進めるには進めまされども、それにつきましても、やはり国際的な環境の中における日本の農業という立場から、進めるべきものは進めまされども、日本の農業といふものをつぶしていかぬとか、あるいは非常に困つた状況へ持つていくようなことに對しましては、絶対にこれは避けるべきで、そういうふうにはならないよ、うな国内のいろいろな対策も講じなければならぬ。こういうふうな一々それについて対策を講じながらやつていくという方針であることは、先ほど申し上げたとおりでございします。また具体的に、大豆と大豆油との関係等につきましても、事務局から、なお時間が許しますならば御説明を申し上げることにいたします。

○矢山有作君 先ほど私が申し上げました高度成長、国内の自由化の第一段階における高度成長が終わって、第二段階に入っていく、それが生産体制に一致に入っていく、したがってそれが国際市場を求めて、そのために日本の農産物の自由化に対して圧力が加わってくる、こういうことをお話し申し上げましたが、それに対して、筋道は一応そうなるけれども、こういうお話なんです、私は、筋道だけではない、実際にそのおそれがあると思うのです。なぜかといいますと、なるほど残された農産物の非自由化品物は七十六品目です。しかしながら日本の独占資本としては、自分たちがまだ十分な国際競争力を備えないうちは、自分たちが競争関係に立たされるような製品の輸入は、これは何とかして避けようとする努力をいたします。その力のほうが、農産物の自由化を阻止しようという力よりも、いままの政治経済環境というものを率直に見た場合に、私は強いと思う。そうすると、やはり農産物への自由化によって、これを切り抜けていこうとする、その点を私は心配して申し上げたわけなんです。その点をひとつ十分頭に入れていただかなければならぬと思うのです。単なる筋道論だけではありません。いまの日本の政治経済環境からして、重化学工業品の輸出のために農産物のほうの自由化をやったほうがいいという力のほうが、農産物自由化を阻止する力よりも強いということとを考へざるを得ない、こういうふうな申し上げたわけなんです。この点ひとつ誤解のないように対処していただきたいと思います。

それから先ほども言いましたが、自由化に対して、もちろん現在の日本農業を国際的な状態の中で考えていかなければならぬという考え方は、私もわかります。そのために構造改革をやる、言っておられるのですが、その問題は、先ほども言いましたように、私はあとから申し上げさせていただきますことにして、さらにも一つお伺いしてみたいと思います。

それは、自由化の影響というものは、直接自由化された農産物にかかってくるということだけを考えておいてはいけないということだと思っております。たとえば米や麦や酪農品その他畜産品等は、当分の間は自由化しない、だから安泰だ、こういうふうな気分があると思う。ところが、実際を考えると、麦は飼料用を含めたら七割近くが輸入されておる。脱粉も御存じのように年々輸入量が増大を遂げて、三十八年度のごときは八万五千トンの脱粉を輸入しておる。八万五千トンの脱粉といえますと、国内の生乳生産量の四割近くに当たるんじゃないかといわれておる。さらにまた、三十九年度には六万数千トンの脱脂粉乳が輸入されるというわけ。また畜産物にしても、緊急輸入だという形で大量のものが、そのときどきに輸入されておる。こういう状態は、自由化をしないといいたが、実質的には自由化が進んでおるといふことです。それらが直接的に日本の農産物に与える影響が大きいのはもちろんであって、この点も私は大臣には十分お考えを願わなければならぬと思うのです。こういう非自由化の中の自由化が進んでいく過程で、は

たして米麦やあるいは畜産物等に対しての国際競争力をつけていくだけの手というものが十分に打たれているか。なるほど、いま構造改革はやられておるでしょう。しかしながら、国際競争力にたえ得る力というものはついておらぬといふことは事実なんです。そういう事実の中にありながら、非自由化だ、非自由化だと言いつつ、実際には自由化されておる。このことを十分御認識をいただいて、これにどう対処するかというところをお考えいただきたい。むしろ、たとえば脱脂粉乳のごときは、何もアメリカの余剰農産物の処理を日本がたたくさんの金を出して引き受けてやらなくても、国内産の生乳でできる限り学校給食をやっていくという思い切った施策がとられなければならぬはずだと思えますし、またたとえばえきにしても、これは飼料の自給対策だといふので、たしか草地改良等に二十三億くらい出すことになっておったと思うのですが、その反面でまた輸入飼料というものを国内で国際価格よりも割安に供給しようというのを入れをするという措置をとっておられるはずだと思ふ。これらを考へても、何も余剰農産物を国内で安く処理してやるためにそういう方策をとる必要はない。飼料を自給化するというなら、飼料自給化に対して全力をあげるべきだ。ところが、その過程で自給飼料を使つておったのでは生産費が高つくというなら、まず畜産物の価格をそれと相応に保証をしていく、そうして畜産の生産性を上げていくという努力が行なわれるべきだと思ふ。ところが、そういうことを一切やらないうで、非自由

化の中の自由化が進められておる。私にはここにも大きな問題があると思う。それからもう一つは、たとえば米が自由化をされておられません。しかしながら、米が自由化されておらないからといって、直接自由化の影響が米にこないかというところ、私はそうはいかぬと思ふ。たとえば乾パンとかビスケット、マカロニ、こういうような加工品の輸入が増大を遂げようとする。ところが、これはやがて米の生産に対しての影響を持つてくる。さらにまた、果実の加工品の相当部分が自由化されました。これも国内産の果実に与える影響といふものはこれは無視できないと思ふ。こういうふうなことを考えると、自由化の影響といふものははたかく単純なものではないといふこと、直接自由化されておらないものであっても、自由化された品目によって大きな影響を受ける場合があるといふことを考へなければならぬといふ点が一つあるわけなんです。これらのことを認識して自由化に対処していくんでなければ、米や麦や酪農品はまだ自由化しないのだから安泰だ、こういうふうないうて安心ムードをつくり上げて、その中に浸つておるというところは間違ひじゃないか、私はこういうふうな考へるわけなんです。それに対しての大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 安心ムードではございませぬけれども、あまり私は自由化に過敏になり過ぎていくといふことも考へるものじゃないかと思ひます。もちろん日本の農業に対する諸般の影響、現実に貿易の制限等、自由化をしなくても、制限下においていろいろ輸入している問題等も、これは御指摘のとおりあります。しかし、これは食料でございませぬから、一つの消費の嗜好が変わつてきまして、消費者対策といふこともございませぬ。そういう意味での輸入等が大部分でございませぬ。あるいは物価対策等の点からも来ておると思ひます。でございませぬから、私は自由化といふものにつきまして、単に貿易の制限を撤廃するといふ自由化ばかりでなく、その他の輸入その他につきましていろいろの影響といふものにつきましては、十分これは考へておりますし、考へていくつもりでございませぬけれども、ただ、非常に神経質的に、自由化で日本の農業がいまにもつぶれそうなのだというような気持は私持つておりませぬ。もちろん楽観的じゃございませぬが、そういうふうな農産物といふものは望みなき産業である、もう自由化で日本の農業はつぶれるのだというふうな考へを持たれるようなことは、私いたしたくない。しかし、さりとて先ほど申し上げましたように、楽観的な気持でおるといふことは全然ございませぬ。

○矢山有作君 まあこれは議論になりますから、申し上げることもないと思ひますが、先ほど大臣が、綿作が国内で全滅した例をお引きになりましたが、私は自由化といふものを軽く考へておるといふ、なるほど絶滅はしないかもしれないけれども、非常に生産が減少する、あるいは農民の生活を圧迫するといふような問題は、やっぱりいまの自由化の進行の過程を見ておると起こつてくるという心配があるわけなんです。ですから、楽観ムードといふこととでなしに、これに対処していただきたい。そのことは、私が先ほど例にあ

はアメリカの余剰農産物のことなんです。事実三十八年の四月にCCCの在庫投資は八十億ドルに近かったといわれております。自由化の最近の非常に強い要請も、一つにはアメリカのこの余剰農産物の処理にからんでいるのではないかと思ふわけですが、そうすればわが国としては将来のために食糧自給というものをやはり基本の政策として据えておくべきではないかと思う。このことは渡辺委員からも質問がありましたのが、私もそういうふうに思ふのです。日本の資本の要請にこたえて、先ほど言いましたように、重化学工業製品の輸出のためには、農産物の自由化もやむを得ないということで、国内の食糧自給体制というものをゆるがせにしておいて、自由化というのを軽々にやつてはならぬと、私はこういう文書を読んでも強く感ずるわけです。また農業年次報告で見ましても、最近の農産物の輸出入状況は、輸出に比べて輸入の増加率が非常に高いようです。農産物貿易による赤字を調べてみましても、三十六年が五億五千万ドル、三十七年が六億一千万ドル、三十八年の一月から六月で四億三千万ドル、こういうふうに大幅に増加している。しかも一方、三十八年度の貿易収支は、経済企画庁と大蔵省の見方を総合してみますと、輸出が五十五億ドル、輸入が五十九億ドルで赤字は四億ドルと、こういうふうに二月の六日の新聞で発表されております。そしてしかも、その中にさらに今後原材料と合わせて食料品への輸入の増加が心配をされておるといふように記されておりますが、こういう結果で見ると、農産物輸入というものが貿易収支の赤字の原因になっておると

○國務大臣(赤城宗徳君) 世界の食糧
 んではないかと、こういうふうに考
 られるわけです。そうすると、国際収
 支の改善という立場からいいますと
 も、農産物輸入は少なくすべきであ
 ると思いますし、そのことがひいて
 はわが国の経済の発展にも寄与する
 と、こういうふうに考えられるわけ
 です。そういうように世界の食糧事
 情の動向、さらに日本の国際収支の
 動向からしても、農政の基本という
 ものを食糧自給ということに置く
 べきではないか、こういうふうに私
 どもは考えておるわけですが、渡
 辺委員に対する御答弁もありまし
 たけれども、さらに大臣からの御
 所信を伺いたいと思います。

事情がどうなるかということ、将来の食糧事情がどうなるかということにつつきましては、いまのFAOの意見なども一つの見方だと思ひます。確かに世界を見ますと、過剰国と不足国がございます。私のちよつと去年あたり歩いてみた経験でもアメリカ、カナダは過剰です、農産物は。ソ連、中共が非常に不足です。そういうことでございますから、そのほかにまあ後進国という国があります。これも生活水準が上るにつれて食糧の需要も非常にふえてくると思ひます。そういうことで世界的にも食糧事情が全体として安心だといふわけには私はまいらぬかと思ひます。ますます需要はふえるだろうと思ひます。ところで、日本で輸入がふえていますと、アメリカの過剰農産物を押しつけてらるゝいるんじゃないかということでございますが、押しつけられてはいないとしても、アメリカでは売残りがつてゐることは、これは事実であります。これはやむを得ません。そういう

うことも関連して、あまり輸入が多過ぎるんじゃないかということですが、これは一つの見方として、やっぱり経済成長、消費ブーム、それから御承知のように国民の食物に対する嗜好といいますか、非常に変わってきていると思います。そういうふうに変わってきていますので、やはり輸入する輸入業者等もそれにマッチするよきな輸入をしていくというようなこともあろうと思います。しかしそれにいたしましても、日本の農業というものを、農産物の輸入に仰いで、日本の自給体制をくずすというようなことは、これは私間違っていると思います。どういたしましても日本の農業の生産

性を上げるといふことも、これは必要でございませう。そうでないと、やはり輸入を法律的に制度的に抑えるといふことだけではなかなかできない面が有りますから、やはり日本の農産物の生産性も上げ、そりしてまた自給度も高めていくといふことが、日本の他産業がよつてもつて立つ基盤にもなろうと思ひます。もちろん、農業自体の固題でもございますけれども、日本の経済全体に対しましても、日本の農産物が自給体制、品物によりますけれども——を續けていくといふことは、私は必要なことであり、またそりすべきであると、こう考えます。

○矢山有作君　それでは次に入りたいと思ひます。いままでの論議の中で、自由化に対応していくために国際的な視野で日本の農業といふものを考え、国際競争力にたえ得るような農業に育てていくために努力をするのだといふ意味の大臣からの御発言であつたわけですから、ところで私が伺ひたいと思

いますのは、先ほど指摘いたしましたように自由化の段階というものを二つの段階に分けましたが、その第一の段階、つまり三十五年ごろから三十七年ごろにかけての自由化の段階では、国内の各企業が国際競争力をつけるために、非常に高度の設備投資をやつてまいりました。ところがそれが産業に及ぼした影響というのは、もう大臣もすでに御承知のことと思いますが、農村からの労働人口の非常に急激な流出です。その状態については、この間の質疑の中でも指摘があつたと思います。疑い、年率にして三十年以来二・八％ぐらいな人口流出、三十七年には三％になつた、七十一万人ぐらゐは農村から

流出しているといわれています。ところが、それに対して農家の減少戸数は三十年以来年率にして〇・三%だ、こういうことが指摘されましたが、これで見ると、日本の農業の一番の弱点であるその零細性というものを克服する方向で、この人口の流動というものが起こつておらないということが、ひとつ指摘できると思います。したがつて、その結果は農村における労働力の老齡化の問題あるいは婦人労働がふふたという問題で、農村労働の質としては、かえつて低下をしている。労働の流出があつたので、経営の基盤が揺らがないから、日本農業の決定的な弱点である零細性がそのまま残つておる、こういうような現象が現われているわけですから、ところが、そういう現象の中で自由化の第二段階に入つてまいりますというところ、直接日本農業に打撃を与えるような農産物の自由化に直面しな

たわけです。ところで、そういう状態の中でのいま農業構造改善事業と称せられて、大臣が言われたように主産地形成を中心にした事業が進められておる。そうすると、この事業の中で行なわれておる主産地形成といいますが、選択的拡大といいますが、そういう農産物に対する自由化の打撃といふものが、今度は直接に加つてくる。こういうような状態に私はなつておるといふことが考えられると思うので、そうしますと、はたして農業基本法が考えたような方向というものが今後推進していきけるのかどうか。私はもうすでに農業基本法の考えられる方向は推進でき

ないような状態になっているのではないかと、こういふふうに考えるわけですか。そういう状態の中で一体具体的に國際競争力にたゞ得るような農業というものが、農業基本法というものをあつくまでも固執する上に立つて、はたしてなし得られるかどうか私は疑問だと思ふ。その点についてひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) いろいろ申し上げると長くなるかもしれませんが、やはり農業基本法の指向する方向というものは、私は間違っていない。ただ、その進み方がいま高度経済成長等の影響等もあるし、また農業という実態からいいますと進み方がおもしろくないという事実は、私も認めざるを得ない。構造改善等によりまして、ヨーロッパでは五十年も六十年もたつて、ようやく農業が農業らしい農業になつたという例もございます。いまは時代のテンポが早いのでありますから、そういう気長いことは考えられません。

せんけれども、それにいたしましたとしてもテンポはおそくなつたが、私はその指向する方向というものは間違つておらぬ。一つの政策によつて土地を国有にしてやればというより一つの手段でも打てばできないことはないかと思ひます。そういうことは私どもの考え方としてやるべき考え方ではございませんからできません。一つの手でやるというわけにはまいりませんが、あらゆる方面から基本法の指向する方向で私は着々進んでいく。選択的拡大等につきましても、畜産が非常に進んでおります。三十七年度は十五%ぐらいふえておりますから、三十六年度より。そういうふうに進んでおりますし、家畜なんかもふえておる、あるいはまた経営面積も一町五反歩の分が進んでいく。確かに農業人口の減少に比例して、農家人口が減つていないというところでございますが、経営面積の増大等にあまり寄与しておらぬということは、御指摘のとおりでございますけれども、しかし、私はそれを進めなければならぬと思ひますが、また間違つてはおらぬ一つの方向でございます。この方向に進むのが適當である、こういうふうに考えております。

○矢山有作君 私は農業基本法の指向する方向が間違つておると思ひます。そのことはあとからもっと詳しく私の考え方を申し上げてみたいと思ひます。ところが大臣もお認めになつたように、今日までの経過の中で、たとえば間違つておらないにしても、農業基本法の指向する方向がなかなかうまく進んでいかない、この事實は認めておられます。自由化のテンポというものは、かなりの圧力をもつて日本に迫つて

くるということが予想されるのに、農業基本法の指向する方向がなかなか進まないようなことで、はたして国際競争力にたえ得る農業をつくつて、そうしてこれに対処することができぬのか、私はいまのテンポでは、これは必ずかしのではないかと思ひます。それから畜産や果樹がふえていくという御指摘がありました。この問題については、またそれぞれの機会に突つ込んで議論したいと思ひますが、たとえば酪農一つ取り上げてみても、現在の価格制度のもとで頭打ちの状態が出てきているというところは御承知だと思ひます。最近乳牛の頭数も非常にふえております。これらの状態を考慮してみれば、畜産や果樹が今後自由化という問題の中で、あるいは価格政策を確立しないで置いて緊急輸入という問題を取り上げていく中で、はたして順調に伸びていくのかどうかということ、私は非常に大きな疑問がある。むしろ私は停滞する傾向が強くなつてくるというところを考慮するを得ない。それからもう一つ、一・五ヘクタール以上のものがふえる傾向にあるとおっしゃるが、しかしながら、一体一・五ヘクタール、二・五ヘクタールになろうが、こういうような状態で、はたして国際的な競争にたえ得る農業経営の合理化ができるのかということが一つの問題です。経営規模の問題で言うならば、ヨーロッパ諸国においては日本の数倍あるいは数十倍の経営規模をもつて機械化が行なわれて、その生産性を上げていく。そうするならば、一町五反程度の農家がふえている傾向にあるから、国際競争力にたえ得る農業がつ

くれる、そういうふうに考えられるのは、私は非常に間違ひじゃないかと思ひますが、どうでしょう。か。○國務大臣(赤城宗徳君) いまの例にとつた一町五反以上がふえたから国際競争力がつく、そういう意味で私は申し上げていくわけじゃないと思ひます。国際競争力を増加する方向に進めていかなければならぬ、こういう原則論を申し上げたわけではございません。私はそれぞれの国の風土、気候、状況等によつていろいろ差はあると思ひますが、端的に申し上げると、農業というものは、他産業と同じようにやっているとける性格のものでないという前提で、私は言つております。一年に一回しかとれない作物と、毎日生産している工業生産物と一緒に同じようなところに持つていくかどうか、私は疑問と思ひます。そういう意味におきまして、他産業の生産性と格差というふうなもの、同じレベルに持つていくというところは、非常にむずかしいと思ひます。農業というものは問題だと思ひます。そういう意味におきまして、農業に対しては、世界各國の農業に對する方針だと思ひます。でございすから、いま御指摘のようない、二の例をやつていけば、国際競争力にたえ得るのだというふうに私は考えておりませんけれども、各般の政策によつて、国際競争力をつけ同じレベルにして、どこの国にも出しても、日本の農産物というものはもうコストからいって、何といひますか、大手を振つて歩けるといひますか、負けぬのだというふうなほどに私はなかなかむずかしいと思ひます。す

れども、そういう国際競争力を培養していく方法としていろいろな方向を考へ、その施策を進めていく、そういう面におきまして農業基本法の考えている方向というものは間違つてはおらない、こういうふうにまあ考えております。進み方がそれだけ進みいのはまことに遺憾でございます。○矢山有作君 農業は他産業並みの水準にまで引き上げることが非常にむずかしい、そういう前提に立つてもものを考えておられるのだということなんです。しかしながら、少なくとも現在この農業基本法が指向している方向というものは、明らかに示されております。すなわち、他産業との均衡を保つというところにあるわけなんです。その農業基本法をつくられた政府のほうからそれを否定する前提に立つてものを考えるということ、私は、むしろ向きの姿勢ではないかと思ひます。なるほど困難ではありましようが、おつくりになつた農業基本法というものが、他産業従事者並みの所得というものを保証するという立場に、表面的に見れば立つておるのですから、私はその方向で全力をあげるべきじゃないかと、こういうふうに考えます。で、一つ指摘をしておきたいと思ひます。

それからもう一つは、他産業並みの水準に持つていくことが困難だといったにしても、各般の施策を講ぜられることによつて国際競争力にたえ得る農業に持つていく方向で努力をするが、しかし日本の農業は国際競争力に十分たえ得るようになることはむずかしいとおっしゃるこの考え方を、私は自由化という問題を控えておるいま、大臣からお聞きすることは非常に残念だと思ひます。自由化に對しては、いかにいへば、他産業並みの水準に持つていくことがあつては困難だということ、これは論議をするといふことで一歩を譲つて議論をするといふこと、国際競争力にたえ得る農業にするんだということだけは、これははつきりとお持ちになつて政策を展開されませんというところ、自由化の前で日本の農業は非常に混乱を起すことになる。このことを私は指摘をいたしたいと思ひます。その点については、私は大臣に少なくとも百歩を譲りまして、国際競争力にたえ得る農業にするのだというところだけは、ひとつ明白におつちやつていただきたいと思ひます。○國務大臣(赤城宗徳君) 私の申し上げているのは前提がございまして、まづ裸で競争させようとした場合に、これは国際的にも、国内的にも他産業と、ただ持つておいたのでは、ほかと同じように生産性を同じように持つていくといふことも、これは無理だ、できかねる、こういう意味で申し上げていくわけではございません。生活水準等については、もちろん同じようなレベルに持つていかなければならぬ。生産性の向上、それから国際競争力でございますが、これを捨てておいて、いまの日本農業、農産物に対する保護政策といひますか、財政的ないろいろな対策、あるいは関税ですとか、そういうものをやらないうで、ただ日本の農業そのものを国際競争力に勝たせようとしてやつておつても、それはいかぬという前提を持つての話でございます。ですから、もちろん国際競争力

にたえ得る農業にする過程において、いまの関税率とか保護政策もございませうので、また最後まで保護的なものもこの政策によって国際競争力にたえ得るようなところに持っていくということについては、私は同感であります。し、そのつもりであるわけであつて、ただ捨てておいてはという前提があつて、ちよつとことばが足らなかつたわけであつた。その点御了解願います。

○矢山有作君 私、各般の政策によるという場合には、大臣のおっしゃるような前提を含めて申し上げておるわけであつて、その点あまり食い違ひはないと思ひますので、ひとつ国際競争力にたえ得るような各般の施策を講じながら農業をつくり出していただきたいということを申し上げたいと思ひます。

次に、私は現在の農業基本法の指向する方向が、先ほど大臣は間違つておらぬとおっしゃいましたが、私は大きな間違ひがある、矛盾があるということとをひとつ指摘してみたいと思ひます。少し長くなるかもしれませんが、ごしんぼういただきと思ひます。というのは、農業基本法に基づく国民所得倍増計画、これを見ますと、目標年次である四十五年に、農業、就業人口は、基準年次である三十一年—三十三年平均の千五百万人の四分の三程度の一千万人に減少し、農家数も六百万戸から五百五十万戸程度に減り、そのうち二〇%足らずの百万戸が二・五ヘクタール以上の自立経営農家として育成されることになつてゐるようです。ここで自立経営というのは、農業基本法第十五条にいつてゐる「正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を

發揮しながらは完全な就業することのできる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なもの」ということとであります。二・五ヘクタールという基準は、家族農業労働力を三人とし、三十五年当時の勤労者世帯の年間家計費を三十五万円ないし四十万円、それが目標年次である四十五年には六十万円ないし七十万円程度になるものと想定された場合、それと同程度の家計費を農家が支出できるには、農業粗収は百万円以上となる必要があり、そのためには経営耕地面積は平均約二・五ヘクタール必要というのであります。だが、はたしてこの想定が妥当かどうかといふことに問題があるわけですが、第一の問題点は、自立経営といわれるものが、実際には自立経営たり得ないほど、内容が貧弱だということとです。それは経営者といふのは名ばかりであつて、労働者以外の何ものでもない。しかも労働力三人の勤労所得を合せて、やつと他産業労働者の水準に達するといふことになつてゐるわけ

です。つまり将来自立経営農家として育成しようとするものの所得水準といふのは、本来の勤労所得の三分の一で満足すべきだと、こういう考え方に立つてゐるということ、これが一つ。第二には、このような経営は農業とは言えないと思ひます。単なるなりわいにすぎない。所得倍増計画の解説書を読んでも見ますと、これは大来という人が書いたのですが、それによると、自立経営についてこう言つておられます。自己資本の蓄積が可能で資本投下の場として十分な経営規模を持つも

のでなければならぬといふわけであつて、しかし前に述べましたように、この必要條件は農業粗収百万円をあげることによつて、初めて勤労者世帯並みの生活を営むのに必要な勤労所得が得られるという想定に立つてゐることから見ますと、明らかに二・五ヘクタール百万円の経営規模では満たされないと言わなければならぬと思ひます。資本主義経済のもとでは、単純再生産では、これは滅亡以外にありません。当然、拡大再生産こそが、経営体が存続していくための絶対条件だと私は考えるわけです。言いかえると、資本の蓄積可能な経営体でなければならぬといふことになるわけですが、しかしながら、農業基本法第十五条にいう自立経営といふものは、こういうものでないといふところに、根本的な問題がある。労働力の価値が実現できない。つまり一般労働者の三分の一の価値で十分だといふわけなんです。から、いわんや生産性を高めて競争力を強化するための経営体の拡充に必要な自己資本の蓄積のごときは思ひもよらないことです。それをやろうとすれば、家族労働の犠牲の強化、あるいは生活水準の切り下げによらない限り、こういう自立経営はできません。といふことは、このような自立経営が、ともかくにも自立経営として存続するためには、家族の生活水準を勤労者世帯の水準以下に切り下げねばならぬといふことなんです。そうすると、それは先ほど私が言ひましたような農業基本法の十五條にいつてゐる自立経営ではないといふ理論になると思ひます。そうすると、農業基本法が指向している方向といふのは、明らかに誤つ

てゐるのではないかといふことを私は申し上げたいわけであつて、この点についての大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) なお詳しく事務当局から御答弁申し上げることもあろうと思ひますが、自立経営の第一の觀念は、国家経営といふものとの対立だと思ひます。たとえばソ連のホルホーズ、ソホーズみたいな、これは農業形態がない、農業労働者です。国家が雇用してゐる。自分で自分の責任において、計算において農業をやつてゐるんじやなくして、国家から給料をもらつてゐる。これは農業者じゃございませぬ。一つの労働者、雇川関係に立つてゐる労働者、こういう関係と違つて、自分の責任において、自分の計算において、自分の土地を自分が所有して、あるいは所有しない貸貸関係の場合もありましようけれども、自己の責任において経営していくといふ意味が、これは自立経営といふことの一つの意味だと思ひます。それから日本の自立経営の中には、やはり家族労働で自立経営をしてゐる、こういう家族労働を主としてゐるということが含まれてゐると思ひます。そういうのが自立経営といふ考え方でいくのが、日本の農業として健全な発展をする。国家経営あるいはホルホーズ、ソホーズ的な経営でやつていくべきものでないといふ考え方がこれだと思ひます。

ところで、これと今度は所得倍増計画との間のお話でございしますが、所得倍増計画とこれは直接関連があつたわけじゃございませぬけれども、所得倍増計画の中におきましての自立経営として成り立つていくためには、どれだけの経営規模で、どれだけの労働力で、どれだけの所得がなければならぬといふような考え方は、倍増計画の中に御指摘のように出ていると思ひます。その中において、あるいは二・五ヘクタールではとてもやつていけないんじやないか、あるいは格差を是正する意味におきまして、労働力が三人で他の勤労者と同じような所得になるんだから、一人にすれば三分の一、三〇%くらいといふようなことに結果的になるんじやないかといふような御批判、御指摘も一応さうだろと思ひます。批判的に見れば。しかし、私はやはり自立経営の形態といふものが、日本の農業として一番適しておる。これと所得倍増計画と直接関連あつてゐるが、所得倍増をしていく上についての自立経営の内容をどう規定するかといふことは、これは考え得られる問題でございませぬけれども、規定だけではなかなか——實際問題としてどういふ規定もできるのかといふことが、それをどう実現するかといふところに、私どもの苦勞といふか、政策の苦心があるわけであつて、いろいろその自立経営の内容の規定はありましよう。たとえば、経営面積の広さ等につきましても、いろいろあるかと思ひます。あるいは労働力の点につきましても、単純な労働力と機械を入れた労働力の場合等もあるかと思ひます。あるいは毎々申し上げてゐますように、同じ経営面積におきましても、集団してゐるか、ばらばらになつてゐるのか、いろいろな面もありましよう。いろいろその内容につきましても、非常に検討する問題がまだあるかと思ひます。あ

る労働力、どれだけの所得がなければならぬといふような考え方は、倍増計画の中に御指摘のように出ていると思ひます。その中において、あるいは二・五ヘクタールではとてもやつていけないんじやないか、あるいは格差を是正する意味におきまして、労働力が三人で他の勤労者と同じような所得になるんだから、一人にすれば三分の一、三〇%くらいといふようなことに結果的になるんじやないかといふような御批判、御指摘も一応さうだろと思ひます。批判的に見れば。しかし、私はやはり自立経営の形態といふものが、日本の農業として一番適しておる。これと所得倍増計画と直接関連あつてゐるが、所得倍増をしていく上についての自立経営の内容をどう規定するかといふことは、これは考え得られる問題でございませぬけれども、規定だけではなかなか——實際問題としてどういふ規定もできるのかといふことが、それをどう実現するかといふところに、私どもの苦勞といふか、政策の苦心があるわけであつて、いろいろその自立経営の内容の規定はありましよう。たとえば、経営面積の広さ等につきましても、いろいろあるかと思ひます。あるいは労働力の点につきましても、単純な労働力と機械を入れた労働力の場合等もあるかと思ひます。あるいは毎々申し上げてゐますように、同じ経営面積におきましても、集団してゐるか、ばらばらになつてゐるのか、いろいろな面もありましよう。いろいろその内容につきましても、非常に検討する問題がまだあるかと思ひます。あ

る労働力、どれだけの所得がなければならぬといふような考え方は、倍増計画の中に御指摘のように出ていると思ひます。その中において、あるいは二・五ヘクタールではとてもやつていけないんじやないか、あるいは格差を是正する意味におきまして、労働力が三人で他の勤労者と同じような所得になるんだから、一人にすれば三分の一、三〇%くらいといふようなことに結果的になるんじやないかといふような御批判、御指摘も一応さうだろと思ひます。批判的に見れば。しかし、私はやはり自立経営の形態といふものが、日本の農業として一番適しておる。これと所得倍増計画と直接関連あつてゐるが、所得倍増をしていく上についての自立経営の内容をどう規定するかといふことは、これは考え得られる問題でございませぬけれども、規定だけではなかなか——實際問題としてどういふ規定もできるのかといふことが、それをどう実現するかといふところに、私どもの苦勞といふか、政策の苦心があるわけであつて、いろいろその自立経営の内容の規定はありましよう。たとえば、経営面積の広さ等につきましても、いろいろあるかと思ひます。あるいは労働力の点につきましても、単純な労働力と機械を入れた労働力の場合等もあるかと思ひます。あるいは毎々申し上げてゐますように、同じ経営面積におきましても、集団してゐるか、ばらばらになつてゐるのか、いろいろな面もありましよう。いろいろその内容につきましても、非常に検討する問題がまだあるかと思ひます。あ

る労働力、どれだけの所得がなければならぬといふような考え方は、倍増計画の中に御指摘のように出ていると思ひます。その中において、あるいは二・五ヘクタールではとてもやつていけないんじやないか、あるいは格差を是正する意味におきまして、労働力が三人で他の勤労者と同じような所得になるんだから、一人にすれば三分の一、三〇%くらいといふようなことに結果的になるんじやないかといふような御批判、御指摘も一応さうだろと思ひます。批判的に見れば。しかし、私はやはり自立経営の形態といふものが、日本の農業として一番適しておる。これと所得倍増計画と直接関連あつてゐるが、所得倍増をしていく上についての自立経営の内容をどう規定するかといふことは、これは考え得られる問題でございませぬけれども、規定だけではなかなか——實際問題としてどういふ規定もできるのかといふことが、それをどう実現するかといふところに、私どもの苦勞といふか、政策の苦心があるわけであつて、いろいろその自立経営の内容の規定はありましよう。たとえば、経営面積の広さ等につきましても、いろいろあるかと思ひます。あるいは労働力の点につきましても、単純な労働力と機械を入れた労働力の場合等もあるかと思ひます。あるいは毎々申し上げてゐますように、同じ経営面積におきましても、集団してゐるか、ばらばらになつてゐるのか、いろいろな面もありましよう。いろいろその内容につきましても、非常に検討する問題がまだあるかと思ひます。あ

る労働力、どれだけの所得がなければならぬといふような考え方は、倍増計画の中に御指摘のように出ていると思ひます。その中において、あるいは二・五ヘクタールではとてもやつていけないんじやないか、あるいは格差を是正する意味におきまして、労働力が三人で他の勤労者と同じような所得になるんだから、一人にすれば三分の一、三〇%くらいといふようなことに結果的になるんじやないかといふような御批判、御指摘も一応さうだろと思ひます。批判的に見れば。しかし、私はやはり自立経営の形態といふものが、日本の農業として一番適しておる。これと所得倍増計画と直接関連あつてゐるが、所得倍増をしていく上についての自立経営の内容をどう規定するかといふことは、これは考え得られる問題でございませぬけれども、規定だけではなかなか——實際問題としてどういふ規定もできるのかといふことが、それをどう実現するかといふところに、私どもの苦勞といふか、政策の苦心があるわけであつて、いろいろその自立経営の内容の規定はありましよう。たとえば、経営面積の広さ等につきましても、いろいろあるかと思ひます。あるいは労働力の点につきましても、単純な労働力と機械を入れた労働力の場合等もあるかと思ひます。あるいは毎々申し上げてゐますように、同じ経営面積におきましても、集団してゐるか、ばらばらになつてゐるのか、いろいろな面もありましよう。いろいろその内容につきましても、非常に検討する問題がまだあるかと思ひます。あ

るいはまた、そういう一応の規定を設けまして、それを実現する方法についていろいろの考え、方法論もあらうと思います。しかし、まあ自立経営というのはそういう点でいろいろの見方はありましようけれども、私はその方向といいますが、考え方についてはまあ間違っていないという、再々申し上げるわけですが、方向は間違っていないのだと、こういうふうに認識しておるわけでございます。

○矢山有作君 いまの御答弁なんです、農業基本法にいてる自立経営と、所得倍増で立てられている考え方と、直接関係はないとおっしゃったのですが、なるほど直接的に関係がないといえはいるかもしれないと思いますが、しかし、少なくとも農業基本法がつくられて、そして今後十年間の一つの見通しとして、国の計画として所得倍増計画が出されたわけですから、したがって、所得倍増計画にいてる二・五ヘクタールを自立経営農家と見てこれを育成していこうという考え方というものは、やはり私は農業基本法の考え方を受けていると思うのです。その点は私はやはり切り離して考えることはできぬと思う。そうなると、その二・五ヘクタールの自立経営農家というものが、いかに矛盾に満ちているものかということ、私はいま長々と指摘してみたいわけなんです。ところが、問題は、そういうような自立経営農家すら、先ほど来の質疑でも申しましたように、達成が困難な状況になってきた。しかも、いまの選択的拡大の方向も、これもまた自由化の前で非常に危険な状態にある。そうすると、私は農業基本法の考えている間

題というのは総くずれたのじゃないか。正直にこれは大臣も見ていたかなければいかぬと思うのです。というのは、私は、委員会における議論というのは、与党と野党と、あるいは政府と野党とのただ単なる議論だけと私は考えておりません。そういう議論を積み重ねる中において、やはり正しい日本の農業の行き方というものを、見つけ出すのが必要です。そうすると、いままでずっと議論をやつてきた、そして所得倍増計画を引き合いにして出して、自立経営の持つ意味というものを私も申し上げた、それらも考えていただいて、正直に言つていただかなければ——私は農業基本法の考えている方向では、やはり国際競争力にたえ得るような日本農業の育成は困難だと言わざるを得ないと思うのです。そういう点は私は大臣のほうから率直にお伺いしたいと思ひますし、それにもう一つつけ加えておきたいのは、自立経営というものを、いわゆる先ほどおっしゃった国家経営に對立したのだという考え方、これは私は問題があると思うのです。なるほど、意識としてはそういう意識から法律をつくられたのかも知れません。しかしながら、経営規模の拡大というものは、何ら国家の経営のもとなければ経営規模の拡大ができないという性質のものではない。農民の自主性を尊重しながら、あるいは現在の資本主義のもとにおける所有ということも肯定しながら、国際的な競争にたえ得る自立経営農家、そうした経営規模の拡大というものは私は可能だと思ひます。そういう点についてもう一つ大臣の考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 農業問題について与野党とが単に對立的に議論するのではなくて、議論の中から日本の農業を前進させる方策を見出すべきものだといふ考え方は、私は同感でございます。同感でございますから、私も一生懸命御質問をお聞きしたり、私の考えを述べておる次第でございます。その点は御了承願ひます。

そういう意味におきまして、農業基本法は確かに所得倍増計画と直接関係はないけれども、所得倍増計画における農業関係の問題が農業基本法の自立経営農家の内容として盛り込まれておるといふことは私も認めます。しかし、そのために、その進め方が十分でなかったために、農業基本法全体がう漬滅の状態に來てゐるんじゃないか、私はこれは間違つておると思ひます。ことに国際競争力を強化する意味におきましては、農業基本法は何ら意義がないとか、あるいは内容がないと言ひますけれども、農業基本法全体が結論的に言へば、国際競争力を増すための農業の方向だといつても私は過言でないとおもひます。それから自立経営を国家経営と對立して言つておるという点のみを大臣として言つては困るという、これは自立経営が自立経営として経営規模を大きくしている面も、農家の自主的な創意、工夫、意欲によつてできてゐる面もある、まことにそのとおりだと思ひます。自由国家として、ほかの国でも自立経営で経営を大きくして、国際競争力を養つていくという例もあるのだから、自立から、国家経営だからどうこう、自立経営だからどうこうという意味で申し上げたのではありませんけれども、

自立経営という、何というかニュアンスというか、基本的なものが国家経営との對照というか、對立とも言へませんが、對照として考えられた一つの概念であらうという観念的な考えを持つのでありますが、しかし、それは別といたしまして、自立経営として経営規模を拡大していく、これは他国にも例もあります。日本の農業におきましても、そういう進め方をしている農家もすいぶんあるのだから、いまのお話のように、進めることは可能だと思ひます。そういう意味におきまして御答弁申し上げます。

○矢山有作君 私の持ち時間がそろそろ参りましたので、最後に一つ申し上げておきたいのですが、大臣の立場としては、農業基本法の指向する方向が間違つておらぬとおっしゃるのは、それはその立場上そのとおりだと思ひます。しかし私は農業基本法、さらにそれに基いて考えられた所得倍増計画といふものを基本に踏まえて、今後国際競争にたえ得る農家をつくるというにおいては、これはもう全面的に規模を標準にしたという農家であつて、国際競争にたえ得るような生産性を上げていく経営を実現できるとは、私は考えられません。したがって農業基本法の考えておる問題は、すでに事実において間違つてゐるということが私は証明されたと思ひますし、その上に立つて今後の経営規模を拡大していく方策は何かということになりますと、これは農民の自主性を尊重しながら行なわれていく徹底した農業の共同化以外にはない。もちろん、その道は非常に困難だと思ひます。しかしながら、こん

なことではあつても、またどんなに資金を要する問題であらうと、この問題に真剣に取り組まない限り、日本の農業経営というものを国際水準にまで近づけていくことすら、私は不可能なことだと思ひます。そういう点で大臣も指摘されておるように、日本の現在の高度経済成長は、農業の寄与によるものだとおっしゃつておる。しかも、その高度成長した経済力を背景にして日本農業の革新をはかるということをやつておられる。革命的な農業施策と言つたことは、あるいは選挙の前の一つの宣伝であつたかもしれませんが、しかし、そういうふうに私どもは無責任に考えることはできぬと思ひます。真剣な意味で今後の国際競争力にたえ得る農家をつくる努力を農業基本法を再検討する上に立つて、さらにまた国家の財政投資を急激に拡大するという決意の上になつて一つは進めていただきたいと思ひますし、それからその過程において幾ら自由化といひましても、EECの状況を見ておりましたも、あるいはアメリカやその他の諸国の状況を保護するといふこの考え方はきちつと守つておるわけですか。たとえばイギリスにおける農産物価格政策、あるいはまた、フランスにおける農業資金の融資制度、あるいはまた西ドイツにおける農業構造改善政策の行き方というものをいまも、また最近EECで共通農業政策を打ち出しましたが、その中で課徴金制度を設けて、域内の生産者価格水準を引き上げて自給体制を目標とするのだ、こういう行き方を見ましても、私どもは日本の弱体な農業保護というものを自由化を控えて十分お考え

方針というものは、自立経営農家を育成していくということが一番主眼点になつてゐるわけですね。しかも、現実には今日の経済は資本主義経済なんで、その中で自立経営を営ませるといふには、これは国が大幅な保護政策をするか、それでなかつたならば、やつぱり企業経営にする以外にはないわけなんです。ところが、今日の予算を見てみますと、そう徹底した保護政策を講じているとは思へない。そういうことからしますと、農業基本法の政府がつくつた方針の中には、これはやはり自立経営農家を企業的に発展させるという責任があるわけなんです。それ、そこら辺のところが、はっきり明確になつていないところ、私は、一つ一つの疑問を持ち、不満を持つてゐるわけなんです。そういうようなかりに企業的意識を高めていくという場合に、経営規模を拡大させるという場合において、その一番基礎的な条件というものは、その土地なんです。農地なんです。ところが、農地の価格があまりにも今日の段階においては高過ぎる、経営規模の拡大の最大の障害になつてゐる、ということは、これはもう大臣も承知してゐるだろうと思ひます。そうしますと、やはり自立経営農家に企業的意識を吹き込もうとしても、将来そういうものが大きな隘路になつてゐるとすれば、そうたいした期待は持てない、こういふように考えざるを得ないわけなんです。しかも、農地価格の現状が西欧の諸国に比べても五倍から十倍高いわけです。こういう点の土地問題についての考え方とい

うようなものの基本的なお考えを、ひとつお示し願いたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) 最近の農地価格が上がつてきたということは、御承知のように高度成長、高度経済成長といいますが、消費ブーム、そういうことから宅地の不足と、こういう問題もございまして、工業等の、新産都市に見られるように地方に工業地帯を設けていくというふうなことで、そういうものにおおられて農地価格が高くなつてきた、一つの投機的手段のような考えをもつて農地価格が高くなつた。最近しかし頭打ちでございまして、私などの調べによりますと、農地価格は、農地そのものはそういう工業地帯に近接しているようなところは、ますます上がつていく傾向がございまして、一般的には下がっております。まあ私のところなんか実は部分的でございましてけれども、非常に下がっておりますというふうな傾向がございまして、全国的にも頭打ちじゃないか。そこで農地制度というものに重きを置かないで、いわゆる農地価格をそのままにしておいたのじゃ、経営面積の拡大ができないのではないかと、こういうお話かと承りますけれども、その面もあらうと思ひます。しかし経営面積の拡大ということにつきましましては、私は再々申し上げておりますように、農業政策全体から自立経営というものを育成していくというところに的を向けておるわけでございまして、土地改良等もそうかと思ひます。土地改良も考えていないところもございまして、土地改良なども、ことしあたりは去年より大きく取り上げました。土地改良の過程におい

て経営面積を拡大するという手段は、幾らでもあらうかと思ひます。あるいは経営面積が拡大されなくても、圃場の整備によりまして集約化するというようなこともあらうかと思ひます。あるいはまた農地価格と農地制度、これは関連が非常にあると思ひます。そういう意味におきまして農地の取得面積で、自立経営のための取得面積の制限などを撤廃したのもそういう面でございます。そういう面もあらうかと思ひます。あるいは、農地価格が高い安いかかわらず、農地取得の金融面を広げて、そうして取得する機会にそういう金を借りて取得していく、こういう面もあらうかと思ひます。あるいは、農地の価格というものの一つの問題だろうと思ひます。こういう点につきましましていろいろ検討はいたしましておりますけれども、あらゆる面からやっぱり自立経営は育成していく、こういうふうな観点に立つて進めているわけでございまして。

○安田敏雄君 いま大臣が農地制度にも問題点がある。特に土地が思惑や投資の材料になつておるといふことを披瀝しているわけなんです、問題は農業にとつては土地価格というものが経営費の一番大きな要素になつておるわけですよ。これはまたもととは生産手段だった、いまはいろいろな経済の情勢によつてこれが財産的な色彩を濃くしてきたといふことは事実なんです。そうしますと、そういうふうな財産的なものでございまして、たとえば兼業農家で他産業へ就労した人たちが、田舎のときどきとか、あるいは耕作農業を営むときに、あるいは取り入

れのと看には、みんな年次休暇をとつて、それで家族と一緒にやつている。だから米麦をつくりまよ。そういうふうなことで、そういう財産的なもので、それから、そういう方法によつて耕作し、おられますから放さないですよ、なかなか実際の問題として、そういうふうな情勢から言いますと、結局いつまでもそういう状態を続けておられます。ときには、土地価格は一応ストップされても下がることはない。おそろく下がることはないでしよう。また貨幣価値の下落とともに、ある時期には急激な高騰を来すといふたほうが、かえつて見通しとしては強いと思うのです。そうすると農業の国際競争力をつけるというときにおいても、この問題が一番際路になつて、結局国際競争力というものは養ふことができない、困難である、こういう問題になると思ふ。そこで私の申し上げたいのは、結局農地価格を収益価格として接近させていく、そういうことをするには、具体的にどうすればいいの。たとえば、他のはうに絶対に譲渡させないという方法もあるでしよう。今度は離農者にとつては、これを高く買つてやる。それから自立経営をするという方には、これを安く売るといふ方法を講じてやる、そういう具体的な積極的な政策をとらねば、いつまでたつてもこれは問題の解決にはならぬと思ふのです。こういう点についてのお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 農地というものを財産の対象として、あるいは投機的に取り扱ふことはいかかなものだらう。私は投機的に土地といふものを考えることはまずいと思ひます。あるいはまた、財産として考えることは、これは兼業の場合にはあり得るのです。実は私も兼業といふこと、兼業農家ですが、売り渡すわけにもいかぬので、そのままにしておきますが、そういうふうな関係は、それぞれあると思ひます。しかし農業をやらない者は、できるだけ手放せるような方法を講じたらどうか。それについて価格にいろいろな種類を設けてやつてみたらどうかといふ御意見もあるようございまして、確かに一つの考え方ではございまして、確かに、非常にむずかしい問題だと思ひます。農地の問題もいま検討をいたしておるのです、そういうことも頭に入れて、検討いたしてみたいと思ひますけれども、利用目的に沿つて高くしたり安くしたり、制限したりすることは、非常にむずかしい問題ではないかと、こういうふうな考へております。

○安田敏雄君 第二の問題点は、農民層分解の問題として離農者がふえておるが、農家戸数は少しも減少しておらないといふことです。これは報告書にも出ております。その原因は一体どこにあるかといふことです。農業では食えない、五反百姓では食えないから離農して他産業にいく。ところがどこに就労するかといふと、たいいてい田舎では建設労働者や疎開工場に臨時的に雇われているわけです。きわめて低い賃金の雇用制度の中で働いている。しかも、その社会保障制度というものは、一般の労働者のようにあるいは公務員のように取り扱われておらない。そういう不利な状況のもとでは、完全な離農をするといふことはあり得ない

と見るわけですよ。そういうふうな状態があるときには、一体これをどういうふうにして離農させていくのか。それとも農業のほうは兼業のままにしておいて収入を高めていく、この二つの問題があるわけです。過日、池田総理は大森君の国会議における年次報告の質問に対する答弁の中で、高度経済成長の中で兼業といふようなものはきわめて自然の状態だと言つておられる。兼業農家は是なりとしておるならば、その収入はいかなる方法によつて高めていくかといふことになりまして、勢い所得倍増政策の中で、これらの兼業農家の人たちの所得を高めていくには、いわゆる一般雇用制度を確立していかなくてはならぬ、またそれをするに、よつて初めて完全な離農が行なわれるわけです。人間の最低生活ができれば、職業の選択はどれでもいいわけです。ところが、そういう制度がない限りにおいては、完全な離農が行なわれていかないといふことになりまして、これは重大な問題です。構造改革の政府の指定事業を見ましても、自立経営農家は、自分の収入を高めていくために、政府が半分の補助金を出すから飛びつく、兼業農家は、そんなことは費用倒れだといふので、これは飛びついてこない。そういう問題もあるわけですね。ですから、それらの兼業農家に対する今後のあり方ですね、兼業農家としてそのまま放置していくのか、それともこれを完全に離農させていくという方向に、簡単でいいですか、聞きたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 完全に離農させるといふことはございませ

が、兼業農家に二つの行く道があると思ひます。一つは、農業は放てきて他の仕事につく、こういうグループといひますか、そういう人たちに對しましては、やはり雇用の条件、社会保障的な基礎、そういうものを強化して、他産業にも安定して就業できる、こういう制度を強化していかねければならぬ。厚生省あるいは労働省と、その点は進めてみたいと思ひます。一方におきまして、農業に戻るといふことは、いま困難かと思ひます。どうして農業は捨て切れぬという立場で兼業している人もあり得ると思ひます。こういうものにつきましては、いま申し上げましたように、共同面でも農業をやつていけるような対策を講じつつありますが、なお、講じていきたい、こう考へています。土地を放すといふのは、ある時期に来ませんと——そういう雇用の安定ができるという時期、あるいは農業を離れてもいいんだという時期、こういう時期が来ませんと、手放さないだろうといふふうに私は考へております。

○安田敏雄君 この点については、どうも釈然としないものがありますけれども、論議のある問題でございますから、またの機会にいたしまして、その次に、先ほど矢山委員の質問でも、今後の日本農業のあり方は、共同化を中心にしていかなければならぬ、こういう主張でありました。それから、先ほど私の質問に答えて大臣は、企業的经营は個人ではやり得ないので、やはり共同化の方向が出なければいかぬといふお話があつたわけですね。そうしますと、この共同経営といふものについて、さらにもっと積極的に推し進めて

いくということ、たとえば構造改善事業をする場合におきましても、自立経営農家もあるし、その地域には兼業農家もあるわけですよ、だから、構造改善を推し進めていく場合には、兼業農家だけ度外視するようなことになりません、なかなか進まないということになるわけですね。そういうようなものを含めて、たとえば兼業農家といふのも自分の総体的収入は、農業であらうが、他産業に従事している者であらうが、自分の所得を高めようとする。ですから、總体的所得を高めようとする場合においては、これは兼業農家でも、構造改善の中に、これは高まるということに入つてきます。しかし、構造改善の方向は、近代化の方向であり、省力産業の方向でありますから、これは入つてきます。そういうことを考へましたときに、やはり今後の構造改善を中心にして、それを軸にしたところの共同化の方向、しかもそれには価格制度の裏づけを考へてやるといふ保護的な問題を考へての共同化といふことが、日本農業の方向としてはいいのではないかとしようにも考へられるわけです。こういう点についてのお考えをお聞かせください。

○国務大臣(赤城宗徳君) 私は自立経営といふものが主体であると思ひますが、いまの兼業農家等につきまして共同化を進めていく、こういう進め方が適當であらうと思ひます。御承知のように、農業生産法人などの制度もできております。進めていくことは、進めればいいのですが、実態としては、共同でも自立経営でもなかなか進まないといふのが、実態なのでございます。そういう意味におきまして、構造改善

等におきまして、自立経営を主としてやるのだということ、経営面積などに重点を置いていますが、同時に共同施設面等に対する補助や融資の面も、御承知のようにございまして、兼業農家等をそこから追い払うのじやなしに、やはり共同して農業として成り立ち得る道も同時に講ずるといふことが、これは必要だと思ひます。あるいは構造改善等におきまして、近くに工場などが誘致されたりなんかしてきまして、そこに安定して雇用されるという方向などを考へていくところもあるやうでございます。いまのお話のように、いろいろな面から構造改善を進めていくという方針でおるわけでございます。

○安田敏雄君 そこで、高度成長下における農業基本法の農政といふものについて、まだいろいろ私も論議がありますが、時間もかかりますからこの辺でとめておきます。

次に構造改善事業について、少しく聞きたいと思ひます。いまやつておる構造改善事業を、実際私どもが、指定地域にわたつて見ておりますと、その近代化のほうにはみな飛びつくのです。たとえば畜産共同飼育場をつくるとか、揚水場をつくるという場合には、飛びつくのです。ところが、それが二年度か三年度になつてきて、いざ基礎整備のほうになりますと、みな背を向けてしまふといふやうな実態があるわけですね。そういう問題の中で、この構造政策を見ておりますと、ただ、たんぼの大きさを三反歩ぐらいにしなさいとか、あるいは県道の四メートル五十の先のほうに持つていつて農道の五十を広げなさいとか、ある

いは大型機械を買いなさいとか、こういうことのために、事業費を半分出す、四千五百万円出す、で、こゝしは思い切つて融資単独事業のほうは、一千万円ふやして三千万円にしたわけなんです、それをやつてゐる。これを日本中一ぺんにどこでもやるわけじやないのです。それで市町村において、特殊の一定の部落しかやらぬ。あくまでもこれはパイロット方式です、それが何と言つたつて。そういうようなもので部落内でせいぜいやつていく。そういうようなところへ重点を持つていけば、何でも日本の農業は、だんだん発展していく、これがよかつたら、だれでも農民はみんななまねていくだろう、こういうようなことにしか受け取れないのです、実際問題として。これがほんとうの構造政策に通じていくのかどうかといふことが、疑わしくなつてくるわけなんです。それで、何といひますか、そういうやうな大型化をしていけば、それで日本の農業は事足りたといふことで、何らそこに、環境の整備といひますか、たとえば米をつくる場合、牛を飼う場合、米の値段がどのくらいに將來なつていくとか、飼料見直しはどうだとか、あるいは牛乳やチーズは、自由化の中ではたして値段が保ち得るかどうか、そういうやうな指導は、全然置き忘れられてしまつてゐるわけです。だから農民は、なかなか、構造政策にだつて飛びついてこない。こういう状態の中で、いまやつてゐる、こゝしは四百カ町村指定するらしいのですが、はたして十年先に、これをやつたパイロット地区といふものが、日本中全部つながつていけるかどうか、非常に疑念を

持たざるを得ないわけでございますが、その構造政策について、やはりある程度修正していかなければならぬといふやうなお考えがあるかどうか。こゝし融資単独事業を三千万にふやしたわけです。金利も安くしました。しかし、それだけではとてもどうにもならぬわけでございますけれども、そういう点について、大臣としての所信をお聞かせたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 実施状況その他につきましては、政府委員から答弁させていただきますと思ひますが、構造改善に対する考へ方といふのは、私はいつも申し上げておりますように、指定地区だけが構造改善すべきものではなく、日本の農村全体が構造改善といふことに進まなければならぬ段階にあるのだと、私はこういう認識でございます。でございまして、指定されたところは、特にあるいはパイロット的になるかもしれませんが、ほとんど進めてもらひますけれども、それに近接するところでも、あるいは土地改良において、あるいは農業の近代化における諸施策等を取り入れてもらつて、そして日本全国的にこういう方向で進んでもらひたいのだと、こういう考へを持つております。しかも、これがいまお話のように、非常に画一的な、非弾力的な面もありましたから、そういう面は直していかなければならぬ。あるいは米麦の需給の見通しだとか、あるいは牛乳、酪農の見通しだとか、こういうものも実はそういう計画のときに指導すべきであらうと思ひます。あるいは指示すべきであらうと思ひます。かつての経済更生とか、その他の経済事業においてははずい

ぶんそういうことをやったわけでございすから、構造改善におきまして、そういう指導はすべきであらうと思ひます。いろいろな団体等もありまして、そういう面はなお進めてやっしていきたいと思ひますが、なお事業の進展についての御注意等につきましての考え方等につきましては、政府委員から御答弁させていただきます。

○安田敏雄君 政府委員はけっこうです。その次にどうもはつきりしないのです。構造改善事業をやるにしても、近代化の方向は、近代化の設備というふうにみんな飛びつくが、基盤整備になると、消極的になつてしまふ。これが現状ではないかと思ひます。もう一つは、やはり兼業農家を包含構造改善政策を立てるということが賢明だろうと思ひます。ところが現実はそのようではない。ですから兼業農家の多い地帯においては、これはほとんど返上論がみな出てきております。やり出してしまふと思ひます。やり出してしまふ。こういう点も指摘できますが、これはあとの問題にいたしまして、次に貿易の自由化の問題について伺ひたいと思ひます。

貿易の自由化の件では、いろいろ自由化したために、まあバナナの輸入によつてリンゴが非常に値下がりしたというふうな各委員からの、渡辺委員からもそういう発言がありました。先ほど矢山委員からもその問題等についてあげられましたが、私もその問題もそのとおりでございますが、実は撰択的拡大の対象の農産物として、まあ山梨県におけるブドウ、これは岡山、広島、北海道等最近非常に多いのですが、

それで構造改善政策の中でもブドウを取り上げて事業の中で推進しているところがあるわけですから、ブドウは年々産額が多くなつてきたやつが、今度は自由化によつてアメリカあるいはイランですか、そういうところから大量に買ひ付けの取りつけを政府がしてきた。そういう中で一昨年酒税法の一部改正でありまして、それを契機にいたしました多量の干しブドウが入つてまいりましたために、国内産ブドウが大きな圧迫を受けて、そして昨年あたりは、山梨の甲州ブドウが一貫目について百五十円ぐらいに値下がりしてしまつた。しかも、山梨は糖分が非常に高いわけですが、まあ全生産量の三〇%ぐらいがブドウ酒。ところが岡山とか福岡とか北海道、山形、長野県、こういう地域は非常に糖分が少な

いために生ブドウとしては食用に供さないから、全量に近いほどをブドウ酒にしているわけです。そういうふうな中で実は大きな問題となつて、これは農林省にも政府にも陳情があつたろうと思ひますけれども、酒税法を改正してもらひたい。ふたたび改正してもいい、こういう意見のようです。ところが農林省のほうに聞きますといふと、そうすると、大蔵省が渋つていふと、農林省のほうに聞くといふと、農林省がもつと積極的になつてくれれば、酒税法を改正できると言つてゐる。一体これじゃいつまでたつても解決つきませんが、責任ののれのような気もしているわけなんです。これらについてどういう考え方を

持っているか、それから、もし酒税法の改正が困難だといふならば——これは酒税法の改正のときには、いろいろ問題があつたでしよう。あのときの議事録を見ますといふと、明らかに、蒸餾酒懇話会というのがありまして、これが相当の研究をしていることもわかるわけですから、それが朝令暮改式でできないというならば、これはあとで、農業基本法の十三条にもありますように、輸入の制限その他の関税の調整、こういうことをするのだ、こう農業基本法に書いてある、十三条の最後に、そういうようなことをしていくのかどうか、これが第二点。

それから第三点としては、その行政措置として干しブドウを使つてブドウ酒をつくる、それから果実酒をつくる、この醸造屋さんには干しブドウを使わせないような行政措置をするというふうなことが考えられる。はたしてそういうことが可能かどうか、業者が言ふことを聞くかどうかという問題が出てくるわけですね。これらの問題が貿易自由化に関連した問題として一番先にブドウ地帯にあらわれてきた問題なんです。これらの問題について政府が撰択的拡大の一つの生産物として国内産ブドウを奨励しているときに、そういうふうに圧迫していくといふことになりまして、これはたいへんな問題になつてくるわけです。この点について大臣の考え方を伺ひたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) 國会の局長から御答弁いたさせますが、この問題につきましては、非常にいいブドウ酒を輸入して、その干しブドウでブドウ酒をつくる。それで生の山梨県あたりのブドウ生産者との間にフリクションがある、こういうことを私も聞いています。大蔵省とも直接に折衝したので

ございますが、酒税法の改正というほどの大きな問題ではないというふうな事務当局の見方もありましたので、輸入したときに、輸入業者に対して、目的が違ふようなことに使つちやいかぬ、こういう厳重な条件をつけて輸入させる、こういう行政措置でいま処理しているわけでございます。その後の情勢どういふふうになつていきますか、なお、國芸局長から御答弁を申し上げます。

○政府委員(酒折武弘君) 実はこの問題二つの問題がございまして、イランの干しブドウの輸入の問題と、一般的な干しブドウの輸入の問題とありまして、イランの問題につきましては、これは特にイランとの貿易を促進する意味で、いわゆるコンベ貿易というものをやる。そうして干しブドウにつきまして、輸出入物の利益を補てんして、安く国内に輸入しようという問題がございまして、これにつきましては、ただいま大臣から御説明いたしましたように、輸入業者に対して、特別な指導をいたしまして、買ひ手業者である醸造業者に申し入れて、これを国内産ブドウとは競合しない、スピリットの原料に使うといふことにいたしましたわけでございます。まだ、しかし現物は入つておりません。

それから一般的な問題としまして、最近干しブドウが、アメリカとかあるいは藻州、ギリシア等から多量に入つてくる。これが最近技術が進みまして、やはりブドウ酒の原料に使えらるというふうな情勢がはつきりしてまいりました。昨秋のブドウにつきましては、本格的な干しブドウ原料のブドウ酒はつくられておりません。したがつ

て、実質的には影響はなかつたわけでございまして、若干取り引きの材料等には、そういう問題が使われたというふうな形跡はあつたやうでございます。今後の問題でございまして、この干しブドウが今後本格的にブドウ酒の原料に使われまして、やはり相当国内産原料ブドウに影響するという予測も立ちますので、現在大蔵省と、いろいろ折衝中でございますけれども、酒税法の改正につきましては、元来酒税法といふものは、税金をとるための法律でございまして、この法律で最も有利な原料を使つてはならないというふうな規定をおくことは、はなはだむずかしい問題であらうという大蔵省の見であります。しかし、だからといって、これをほおつておくわけにはいかないといふことで、現在、まだ折衝中

でございまして、最終的な結論は出ておりませんけれども、何らかの方法で農林、大蔵両省協力して、行政指導で国内産ブドウに影響のないようにしていきたい。しかし、一面半永久的に、そういう臨時の行政指導措置でもつてやつていくといふことはおかし

いから、農林省側で、できるだけ早く生産改善対策なり、あるいは関税措置なり、そういう点を検討して、対抗できるようなめどをできるだけ早くつけることが必要ではなからうかといふうな気分になつてゐるわけであり

面の問題につきまして、具体案を現在作成中でございます。

○安田敏雄君 その輸入の状況が、昨年の秋ごろ、イランから三十万ドル輸入せられるという問題が出たときにさへも、すぐにブドウの相場が下がってしまったのです。これは政府間協定なんでしょう。そういうような協定を結ぶことが不意なんでしょう。

それからもう一つは、酒税法で、それは干しブドウをつくった結果、一キロリットルあたりの酒税は、確かに国内産ブドウよりはるかに高い。しかし、そのできたアルコールでもって、今度は甘味果実酒をつくったときには、甘味果実酒の税金しかかからないようになつていくわけです。そういうことで逃げ道を開いてあるわけです。ですから、これを法律でもって、先ほど、きめられないことを行政的にきめていく、行政的な取りきめをしていくこと、これも、それは業者が承知しません。行政措置できめられることは、当然法律のほうが優先するのだから、法律できめるべきだ。だから、その辺の態度を大蔵省に聞けば、農林省がどうも弱腰で困る。だから農林省のほうも、もっとしっかりしてくれば、大蔵省もそうきめるのだといって、陳情者に回答を与えておる、私もそのときに聞いておつた。だから、そういう問題を考えましたときに、もう少し早急に、この問題に対処しないと、これは国が進めておる構造改善事業政策に大きな影響が出てくるわけです。単にブドウ生産者ばかりではない、リンゴの問題も、最近の外国の果実に対する考え方というものは、果実というものは

のは食うものではない、果実というものは飲むものだというところで、飲料水のほうにみんないつていくわけです。日本の飲料水というものは、いわば果実酒というものは、みんな悪いところをとって吸うかもしれないが、そういうもの、外国のそういう優秀な飲料水が、どんどん入ってくるようなことになれば、これは日本の果実生産は壊滅の方向にいつてしまうわけです。

それから、このブドウをよい手本にして、今後早急に対策を講じて、しかも、これは酒税法できめられないというなら、農業基本法が、これらの関税率の調整、輸入の制限、これももしなければならぬでしょう。

ところが、貿易の自由化によって、自由化というものは、数量を制限したり、あるいは関税をかけたたりすることができないというのが自由化なんです。二つの波が、同時に一べんに日本に押し寄せてきたわけです。これができないとすれば、基本法の十三条は撤回したほうがいい。修正しちゃったほうがいいですよ。政府でつくった、多数決で押し切った農業基本法の十三条は貿易自由化を認めて、確かに誤りであった。したがって、いさぎよく撤回しますといつて、みずから出したほうがいいのです。しかも、こういう項がうたつてあつて、酒税法でやれないというなら、あるいは行政措置では、どうも業者が言うことを聞かないというなら、この十三条をあくまでたてにうたつて押しつけていけばいいわけです。ただ、それだけの行政的腹があるかどうかということが、最終的には勝負のきめ手になるだろう、こういうふう

うに思うわけですが、ひとつ大臣の決断をお聞きしたいのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) 自由化といふ、言われておりますのは、広義と狭義と二つあると思いますが、現在自由化といわれているものは、為替の割当等をしないで自由にして輸入するということでございますから、この条文でいへば、輸入の制限との関連があるのでございます。そういう意味におきまして、自由化をしても、米麦等は輸入の制限をしていく、こういう考え方でございます。関税率の調整は、いま自由化にいたしまして、国内との見合によりまして、関税率は引き下げる方向にありましても、引き下げるものと、また、引き上げるものもあるのでございますが、上げるものは非常に少ない例でございますけれども、そういうことでございまして、この条文は、そういう意味におきまして、関税の定率法によって関税をかけた、輸入の制限等につきましては、今度外為法などをやめるといふようなことでございまして、この法律は矛盾したしておらぬと思ひます。

しかし、今のお話のように、いろいろな影響等につきまして、農業を守る立場、一面においては国際的な農業としての立場、そういう面を勘案いたしまして、き然たる態度で対処しろというおことばは、そのとおりしていかなくちゃならぬと考えております。

○安田敏雄君 とにかく要望しておきますが、一応生産者も非常に関心を持っていることとございまして。特に、これは北海道、福島、山形、岡山というように、たいへん農村が関心を持っている問題でございますから、早

急に今国会中に、農民が安心して生産できるという方向に解決するよう、大臣のひとつ決断でもって強く大蔵省に折衝して、期待に沿うような、農民が期待しているような解決を要望しておきます。

それから最後に、実はもう一つえさの問題でございますが、私も飼料審議会の委員をやつておまして、ことしその時期を迎えたわけでございますが、日本のえさ対策というものは、矢山委員からも質問がありましたとおりの、非常に一つの曲がりかどにきていてるのではないかとふりに考えられるわけです。政府が飼料自給対策三カ年計画を一応するようでございます。その点はひとつ、意欲的なところをみせておられますが、問題はそれだけでは解決できない。特に将来肥料をはるかにオーバーして、えさのほうが必要な課題を日本農業に与えるわけでございます。したがって、そういう中で、四六多を外国のえさに依存しておらないければならぬということなんです。しかも、昨年度は緊急に大麦を輸入するのだといつて、十万吨輸入したやつを、さらに十二万吨、もう困つちやつて緊急に輸入したわけです。これは飼料需給政策に大きな見通しの狂いがあつたのだ、こういうふうに受け取らざるを得ないわけですね。一割以上食い違いがあつたわけですね。こういう点について、ことしは、そういう大麦が足りないから緊急に飼料審議会やあるいは国会にも話さないで、行政措置でどんどん輸入してしまふというふうな、そういう食い違いがある飼料対策でなくて、そういう食い違いがないような対策をお願いしたい。昨年は確かに大麦

の減産、あるいは長雨等の被害の問題もありましたが、相当、そういう点を考慮して対処すべきではないかと考えるわけです。大臣の御意見をお聞きしたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かに昨年は、大、裸麦の不作等で、そういう面から緊急輸入をいたしたわけでございます。できるだけこれは需給計画に基づいて安定的に、量においても価格においても、安定的にやつていくべきものだと思ひます、そういうふうに考えます。

○安田敏雄君 そこでいま、私どもが農家のほうを回つてまいりましたという、配合飼料が高いとか、こういう声が非常にあるわけです。畜産を奨励する以上、これは明らかに年々、去年あたりは二千億ですが全部で、将来は三千億になるといわれております。飼料の需給の総額がね。そういうときに、畜産を奨励していくというなら、農家に直結する飼料というものは、だんだん安くなつていかなければならぬ。ところが年々上がる傾向を示しておるわけですね、ことしあたりも、おそろしく上がるでしょう。畜産をよけいしなければならぬ、それから飼料もよけいに要するのだということになったら、これは飼料のほう下がつていくという行政をしなければならぬわけですね。ところが輸入の状態を見ておきますと、たとえばアメリカからマニトバを輸入する、あるいはタイからトウモロコシを輸入する、いろいろなところからフスマその他も輸入すると思ひますが、そういうものを輸入するときに、これは一つの実需者団体、一つの団体があつて、その手を通らなけ

れば輸入できぬという形が出てくる。そこでもって結局価格のコントロールを、配合飼料にするときには、農家に渡せば勢い高くなるわけですが、まず企業の利益を優先させますから、だから、そういう問題がある程度考慮に入れた、今後の飼料対策をしていかないと、農家に結局安易にえさが入らないという、こういう考えが出てくるわけですよ。今後、よけい低減にしていこうという方向を、どういうふうに考えているかということです。

ことは、しかも一般に政府から放出するフスマあるいは他の大麦ですか、そういうようなものについては、値上げをしていくのかいかなのか、あるいは一般の業者のやつも、行政指導によって押えていくのかどうか、そういう点が明らかにしてもらえないと困るのです、方針として。

○国務大臣(赤城宗徳君) 御指摘のようないろいろな面があると思えます。全体といたしましては、流通過程を通じて対策を講じていきたいと思えますが、御趣旨のように、畜産や何かを奨励しながら、えさがだんだん上がっていくということは好ましいことではございません。昨年度の輸入価格も、ソ連の小麦不足、中共の小麦不足、そういう面からフレートの点が高くなりましたので、その結果なども影響して、輸入飼料が高くなっております。全体としては、流通政策全体を通じて対処していきたいと思えますが、なお、よろしければ事務局から答弁させます。

○安田敏雄君 いいです。大臣のお考え、全体としては、上げていかないと

いう方向の飼料行政をしていくと、こういう基本的な考え方でどうか。○国務大臣(赤城宗徳君) 上げていかない方向でやっていきたいと思えます。ただ、現在輸入のもので上がってきているのがございます。その放出といいますが、売り渡し等につきましても、御承知の予算価格等では、昨年よりも上がって予算に計上されているものがございます。こういう面は、やはりそういう情勢から下げるといふわけにはまいらぬかと思えますが、これは一般入札や随意契約によって払い下げのわけでございますから、そのときの状況、経済情勢が、どういふふうになっているかという面もあろうかと思えます。できるだけ私は安くしていきたいという考え方は、始終持つていくわけでありませう。

○安田敏雄君 それからえさの問題について、今後の飼料の需要量というものは飛躍的に年次的に拡大されていくわけですよ。拡大していくと思えます。その際に、国内自給飼料対策を強化拡充するということは、これはもちろんでございますし、大体、輸入のほうへ多く依存していくのか、その点も考え方を明らかにしてもらいたいと思えます。

○国務大臣(赤城宗徳君) もう自給飼料は、ほんとうに国内で充足していくために強く政策を進めております。方策も進めておりますが、濃厚飼料等につきましても、なかなか日本で自給するといふようなことはむずかしいのでございませうけれども、この方面等につきましても、できるだけ国内で生産するような方向へ指導いたしておるわけでございます。

○安田敏雄君 最後に、まあこの問題は、まだいろいろ議論がありますけれども、あと回しにいたしまして、もう一つ、昨年からの懸案になっておりましたところの日米加漁業交渉の問題があります。これは昨年七月以来ワシントンでやり、それから東京でやりましたが、いまだに妥結しておりません。したがって、この間、今後の臨む方向としては、どういふ態度で、従来の態度でいくのか、それとも漁業交渉を、あれを古い条約を打ち切つて新条約に持つていくのか、それとも破棄していくのか、こういう問題にならうかと思ふわけですが、この点についての見通しをお聞きしたいと思ふわけです。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまお話のように、ワシントンと日本で二回ほど日米加漁業条約の改訂問題を論議したわけでございます。

第一回目には、アメリカ、カナダの態度は、これを改正する必要があるかと、こういうような態度であつたわけでございます。日本としては改正するという前提のもとに、日本の条約案を提起したわけでありませうが、第一回は、それを認めないという形でござい

ました。去年日本で委員会が開かれたときには、日本の条約案を基礎としてアメリカ等から、その条約案に対する修正案が出たわけでございます。日本の主張は、一方的に日本を締め出すという、まあ不平等的なアプステンション、そういう内容を持った条約、現条約は当然公平平等、合理的な条約に改めるべきだ、こういう態度でござい

ます。第二回目、向こうから日本案に対する修正が出ましたときには、その抑止

原則といえますか抑止法則、抑止法則という字句は除いてきたので、形式的には抑止法則を撤回して日本の主張に同調したように見えますけれども、内容におきまして、ほんとうに抑止法則を撤回したということになっておりませんので、さらに日本の案に近づけるべく第三回目に――また近くオタワで会議がありますので、主張するつもりでございます。そういう経過等によつて、結論は申し上げるわけじやございせんが、態度といたしましては、そういう態度で臨むつもりでございます。

○安田敏雄君 今度の再々交渉する時期は、いつごろになりますか。○国務大臣(赤城宗徳君) オタワで開かれる会議は、ことしの五月末ごろに予定されておりますが、日等はまだまだつきりしておりません。

○委員長(青田源太郎君) これにて赤城農林大臣の所信表明に対する質疑は終了いたしました。ちよつと速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記を始め

○委員長(青田源太郎君) 次に、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明、補足説明並びに関係資料の説明を聴取することにいたします。松野政務次官。

○政府委員(松野孝一君) 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につき、その提案理由を御説明申し上げます。

中小漁業融資保証制度は、中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円

滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸し付けについて漁業信用基金協会がその債務を保証し、かつ、その保証につき政府が保険を行なう制度でありまして、昭和二十七年に発足し、以来十年余の間、中小漁業者に對する信用の補完を通じて、中小漁業の振興の上に重要な役割を果たしてきているのであります。

しかしながら、最近における沿岸漁業を中心とする中小漁業の現状に徴してみますならば、その資金需要に――その円滑に應じ得るためにも、また特に沿岸漁業構造改善事業の円滑な推進を確保する上からも、本制度の拡充をはかることがきわめて必要と考えられるのであります。

そのためには、政府は、明年度から政府の保険料率の引き上げを行なうほか、毎年拡大してまいりました政府の保険に付し得る保証金額の総額を――その大幅に増加する等の措置を講じてまいる所存であります。この法律におきまして、沿岸漁業者及び系統金融の事情に即応して改善を加える必要があると存するのであります。このため、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進及び水産加工業者等に対する信用補完の授与に關する所要の改正を行なつて、中小漁業の振興に寄与せしめるとともに、漁業信用基金協会の管理等に關する規定を整備しようとするのが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、法律案の主要な内容につき御説明申し上げます。

第一は、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進についての改正であります。その第一点は、信用事業を行なう漁業

協同組合を本制度における金融機関とするものであります。現在、本制度におきましては、漁業協同組合が組合員に貸し付けるべき資金を農林中央金庫または信用漁業協同組合連合会から借り入れる段階で保証を付しているのが大部分を占めておりますが、この改正によって、漁業者が漁業協同組合から資金を借り入れることによって負担する債務を直接に漁業信用基金協会が保証し得る道を開くこととなるわけであります。

その第二点は、以上の改正にあわせ、漁業信用基金協会は、会員以外の者の債務は保証しないこととなっており、これを改め、会員たる漁業協同組合の組合員の債務を保証し得ることとしたこととあります。これによって、沿岸漁業者等は、みずから出資して協会の会員とならなくとも、本制度の対象となり得ることとなるわけであります。

第二は、水産加工業の経営に必要な資金の借り入れに対する信用補完の授与についてであります。近年における漁獲物の利用配分の状況を見ますと、水産加工業において漁獲物の相当な部分が処理されておりますが、水産加工業者は、漁獲物の価格維持及び価値の向上に重要な役割をになつておりますので、水産加工業の振興をはかることがきわめて必要となるに至つていゝと考えられます。したがつて、この際、水産加工業の経営に必要な資金の融通の円滑化をはかるため、漁業信用基金協会を通ずる信用補完の制度を利用することとして、漁業の振興に資することとしたのであります。すなわち、

漁業信用基金協会は、漁業の経営に必要な資金の融通の円滑化という本来行なうべき業務のほかに、水産加工業の経営に必要な資金の融通の円滑化のための業務をも行ない得ることとし、このために必要な範囲内において、漁業信用基金協会は、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び水産加工業協同組合の組合員資格を有する水産加工業者をその会員たる資格を有する者とすることができることとしたのであります。

第三は、漁業信用基金協会の管理等についてであります。これにつきましても、役員等の責任の明示、余裕金の運用の方法の緩和、解散の場合における残余財産の処分の方法等につき必要な規定の整備を行ない、協会の運営の円滑化をはかることとしたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(青田源太郎君) 庄野水産庁長官。

○政府委員(庄野五一郎君) ただいま提案理由の御説明がありました。私から中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案の内容につきまして、若干補足説明を申し上げたいと存じます。ただいまの提案理由説明にございまして、中小漁業の振興の上に重要な役割を果たしてきていますのであります。現在、漁業信用基金協会は三十九協会

が設立されており、本制度発足以来の保証累計額は、昭和三十七年度末までに六百四十九億円となつております。本制度の拡充につきましては、本国会で御審議をお願いいたしております。算案におきまして、漁業信用基金協会が政府へ納入すべき保険料の率を明年度より年二%から年一、七五%に引き下げる。毎年逐次拡大してまいりました政府の保険に付し得る保証金額の総額を本年度の百四十億円から明年度は二百十億円へと大幅に増加すること等を予定しております。この法律の改正の相俟つて、その実効を期してまいることとしたのであります。

以下、法律案の内容につき御説明申し上げます。

第一は、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進についての改正であります。その一は、信用事業を行なう漁業協同組合を本制度の金融機関とすることについてであります。本制度の対象となる金融機関は、法律におきましてその範囲を規定しているものであります。が、現行法におきましては、金融機関は、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、銀行及び資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものと定義されておられ、政令におきまして信用金庫を指定しているものであります。信用事業を行なう漁業協同組合を本制度の金融機関から除外しております。本法制定当時の漁業協同組合の事業の内容、系統金融の実情等にかんがみてやむを得ない措置であつたわけでありましたが、最近の漁業協同組合の状況は、本法制定当時と比べますと、その事業の内容等が相当充実し

てまいつてきていることなど、かなりの変化がみられます。ことにかんがみまして、この際、漁業協同組合を金融機関に加えることとしたのであります。

この改正により、沿岸漁業者に最も近い金融機関である漁業協同組合からの沿岸漁業者に対する融資の促進をはかつてまいらうとしたのであります。次でございませう。

その二は、基金協会の会員たる漁業協同組合の組合員で、みずから基金協会の会員でないものの債務を直接に基金協会が保証できることとするに

ついてであります。

現行法——これは法第四十二条第二項でございませうが、現行法におきましては、基金協会は、漁業協同組合が沿岸漁業者に貸し付けるために必要な資金をいづれかの振貸資金として、上部系統金融機関から借り入れる際に保証するほか、個々の漁業者が基金協会に出資して、その会員となつておれば、その債務を保証することもできるのであります。が、沿岸漁業者の大部分は、基金協会の保証を受けるために、みずから出資することは困難であると考へられます。これらの沿岸漁業者への融資をより円滑にするため、それらの者が、みずから出資をすることを要せず、直接に基金協会の保証が受けられることとしたのであります。

以上の二点の改正によりまして、沿岸漁業者は、その所属する漁業協同組合が基金協会の会員であり、その組合が、本制度上の金融機関となつていて、場合におきましては、みずから出資することを要せずして漁業協同組合からの融資を基金協会の保証に付すること

ができますので、融資の円滑化を期待し得るのであります。

改正の第二の内容は、水産加工業者等に対する信用補完の授与に関する改正であります。

その一は、基金協会の水産加工業に関する業務についてであります。その内容としては、第一に水産加工業協同組合が、その組合員たる水産加工業者に対し、その経営に必要な資金を貸し付けるために必要な、いわゆる振貸資金の保証、第二に水産加工業者の経営に必要な資金の保証、第三に水産加工業協同組合及び同連合会の販売購買資金等の事業資金の保証を対象としております。これらはいずれも、被保証人が基金協会の会員となつていない場合に限りておりますが、水産加工業の経営に必要な資金の保証につきましては、漁業協同組合に必要資金の保証の場合と同様に、会員が、水産加工業協同組合である場合には、その組合の組合員は、みずから出資して基金協会の会員となつていなくても、基金協会から直接に保証を受け得ることとしております。

その二は、基金協会の会員資格についてであります。法第十条第三項の關係でございませうが、すなわち、基金協会が水産加工業に関する業務を行なう場合には、その業務に必要な範囲内において、水産加工業協同組合等基金協会の定款で定めるものを、会員たる資格を有する者とする。その範囲は、基金協会の業務が、本来中小漁業の振興を目的としておられることを考慮すれば、漁業との関連が深い、いわば漁村的な加工業者を主とすることが適当で

ありますので、水産業協同組合法における水産加工業協同組合及びその連合会と、水産加工業協同組合または漁業協同組合の組合員資格を有する加工業者、すなわち水産加工業を営む個人及び常時従業者四十人以下の水産加工業を営む法人に限ることとしたしております。

なお、政府が各基金協会との間に締結する保険契約の内容には、基金協会が行なう水産加工業関係の債務の保証を加えることとしております。これは法第七十条第一項の關係であります。

第三は、基金協会の管理に関する規定の整備についてであります。

その二は、第一及び第二に申し述べました改正に伴う規定の整備であります。まず、会員の脱退及び出資の払い戻しについてありますが、会員たる漁業協同組合または水産加工業協同組合は、その組合員が借り入れた資金につき、基金協会がその組合の組合員として保証しているとき、またはその保証にかかわる求償権を有しているときは、これらの組合自体に基金協会の保証または求償権があるときと同様任意に脱退し得ず、これは法第十七条第一項第一、二号の改正になりますが、または出資金の払い戻しを停止されることとがあることといたしております。次に、基金協会の役員の被選挙権を有する者に、会員となつた水産加工業関係の会員または会員の代表者を加えることといたしております。法第二十四条第一項の改正であります。また基金協会は、水産加工業協同組合等に対して、その業務の一部を委託し得ること

といたしております。これは法第四十三
 三条一項の改正になります。

その二は、基金協会の運営の円滑化をはかるためのその他の規定の整備でありまして、総会招集の通知期限を水産業協同組合のそれと同様に短縮すること、これは法第三十一条三項。次に、役員の協会及び第三者に対する連帯責任を明定すること、これは法三十三條の二。及び不動産の取得を総会の決議事項から除くことがそれであります。これは法第三十八條。

以上の改正のほか、次の事項についても規定の整備をいたしております。

その一は、本制度上における中小漁業者は、現行法では漁業を営む法人につきましては、常時従業員三百人以内であり、かつ、使用漁船の合計総トン数千トン以下のもにに限っているのがあります。が、昭和三十七年に行なわれました改正後の水産業協同組合法における業種別漁業協同組合の組合員資格とあわせまして、業種別漁業協同組合の組合員である者によつては、経営規模の上限を二千トンにまで引き上げることとしてゐるのであります。これは

法二条第一項。

その二は、基金協会の設立の認可に關する規定について、現行法におきましては、区域及び會員資格を同じくする協会が重複して設立されることを制限しておりますが、水産加工工業關係の會員資格が加えられたこととかかわりなく、この制限は變更しないこととしたしております。これは法第五十條の改正であります。

その三は、協会が解散した場合における残余財産の処分に関する規定の改正をしたことであります。法第六十二

条第三項を改正したのですが、現行法におきましては、清算人はまず債務を弁済して、なお残余財産があるときは、これを各会員に対し、出資口数に応じて分配するのでありますが、その分配額は、その出資額を限度としており、分配の結果、なお残余財産がある場合においては、その残余財産はすべて国庫に帰属し、中小漁業融資保証保険特別会計の歳入になることとなっております。今回の改正は、これを一律に国庫に帰属することとし、政令で別段の定めをした場合には、その政令の定めによることとし、他に適當な帰属先のある場合に対処し得ることとしたしております。

以上をもちまして、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案の補足説明といたした次第でございます。

なお、引き続きまして、提出いたしました資料につきまして簡単に御説明いたしたいと思います。

お手元に、まず第一に中小漁業融資保証保険関係法令集ということで、現行法につきましてはの条文を全部掲げまして配付してございます。それからもう一つお手元に、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案関係資料といまして、内容は、改正する法律案、それから提案理由説明書、それから法律案の要旨、それから法律案の要綱、それから法律案と現行法との新旧対照表、それから法律案の参照条文といふものを入れました表を提出してございます。それからもう一つ、お手元に横とじの分がございますが、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案参考資料を提出してございます。

この内容につきまして、簡単に御説明いたしますが、第一ページをお開き願いたいと思います。第一ページ、第一は、漁業信用基金協会の業務状況の表でございますが、第一が会員数及び出資金額の推移といたしまして、先ほど申し上げました三十九協会——府県単位のものは三十七で、業種別が二協会になりますが、全国三十九協会でございますが、その二十八年から三十七年までの会員数、出資金の推移を、会員別に、漁業協同組合、漁業生産組合、個人、そりいうふうに分けて掲げてございます。二十八年の一番最後に、会員数は三千七百四十六が、三十七年は四千二百九十八、出資金が、二十六億が四十五億八千九百十五万、こういうふうに相なっておりますわけでございます。

それから二ページでございます。漁業種類別保証額の推移でございます。漁業種類につきましては、遠洋沖合漁

業、これは、ここにございますすように、以西とか中型とか、また沿岸漁業というの中には、定置、養殖、その他でございます。それから組合事業、こういうふうに分かれてございます。二十八年から三十七年までの保証額の累計でございまして、遠洋沖合漁業につきましては、二十八年、二十二億が、三十七年、七十三億ということになります。二十八年から三十七年までの保証額の累計が四百二十八億と、こういうふうになっております。沿岸漁業につきましては、二十八年、十二億九千九百七十万円が、三十七年には二十一億、累計いたしまして百六十五億三千九百六十三万六千円、組合事業をそれぞれに對します保証が四億が九億六千

四百万円、こういうふうになっており
ます。総額といたしまして、二十八
年、三十九億一千五百万円の総額が、三十
七年には約百三億七千万円になっ
て、総保証額の累計が、六百四十九億
五千万円、こういうふうになっており
ます。その保証いたしました債権の内
容は、運転資金が、三十七年が八十四
億九千五百万円、設備資金が十八億七
千八百万円、こういうふうになってお
ります。その総累計が、運転資金五百三
十四億、設備資金が百十五億、運転資
金に非常なウエートがあるということ
がわかるわけでございます。

以上が、漁業種類別の保証額の推移というものを示した表でございます。

それから三ページは、この保証保険の事故率の動きでございいます。事故率と申しますのは、注に書いてございいますように、債権の期間内に——代位弁済期間内に代位弁済をいたしました額を分子といたしまして、それを、期間内に正規に弁済された額と期間内に代位弁済いたしました額とを足しましたもので割ったものが、いわゆる事故率でございいます。ここには、年度間の累計で割りました事故率を書いてございいます。

二十八年の事故率は五・三五％、これが三十七年には、年度間の事故率が一・三三％、累計の事故率が、二十八年五・三五％、三十七年が四・七九％になっておると、こういう事故率の動きでございます。だんだん、事故率が下がりつつあるという傾向を示しております。

それから四ページでございますが、縦の表でございます。(4)の漁業信用基金協会の概況でございまして、県別の協会の設立年月と、それから業種別の

設立年月、三十七と二のものにつつま
して、三十八年三月三十一日現在、昨
年の三月三十一日現在におきます各
協会の出資金と余裕金の掲げてござ
います。それから各協会の保証債務の
最高限度の出資金額に対する割合で、
いわゆる資金の何倍というやつで協会
別に違いますが、北海道で四倍、ある
いは日本かつおで六倍、こうい
うふうに出資金額に対する最高限
度、それから次が一被保証人に対する
保証の最高限度、一人に対します保
証限度が出資金に対する五倍、六倍、八
倍、こういふふうになっております。
大体最高が八倍、それから保証料率、
これは協会が保証いたします前に被保
証人から徴収する保証料でございま
す、日歩で二厘、三厘、四厘五毛と、
こういふふうに書いてございます。各
県ごとに定めます範囲におきまして料
率を定めるといふことになっておりま
す。それから政府の保険に対する付保
率が七割が最高で、五割と七割とい
うことで掲げてございます。これは協会
に対します自治体なり県なりの出資金
の割合によりまして、七割の分と五割の
分があるわけでございます。そうい
う状況になっております。

それから次の五ページでございま
す、漁業信用基金協会の余裕金の運用
状況でございます、預かり金残高と
いたしまして、当座性預金になってい
るもの、それから定期性預金になって
いるもの、それから有価証券、現金で
持っているもの、そういったもので
ございます。これは三十三年度から三
十七年度、全体につきまして表を掲げ
たわけでございます。

それから六ページ、中小漁業融資保
証保険特別会計、この概略の状況で
ございまして、(1)が損益状況で、損失
の部と利益の部と、こういふふうに分
かれて、損失の部は、保険金の支払い
を中心にしておりまして、利益の
部は、政府が特別会計で補てんいたし
ました場合の保険料の歳入を収入とい
ましておる料金を掲げております。三
十九年度の予算額が一番最後に書いて
ございまして、全体の収支が三億三千
七百二十万八千円というところで、損
失、利益の収支バランスをとってござ
います。

それから七ページが特別会計の財産
状況でございまして、これが資産の部
と、それから負債の部、こういふこと
になりまして、負債の部の基金とい
うのは、政府の出資金でございまして、
この基金は八億二千万円、こういふこ
とで最後に、三十九年度の予算額の分
を掲げてございます。同じく三十九年
度八億二千万円、こういふことにな
しまして資産と負債を掲げてございま
す。

それから八ページ、3の漁業金融
と漁業融資保証制度の関係でございま
すが、金融機関の貸出残高と中小漁業融
資保証残高との対比でございます。二
十八年から三十七年まで、各協会全体
を一本で掲げてございまして、貸出残
高が三十七年、これは累計になってお
ります、三千八百八十億、こういふこ
とになります。そのうちに一般金融
機関から借りたものが、そのうち資本
金一千万円以下のいわゆる中小漁業と
いうものが千八百五十九億というこ
とで、うち協会が八十四億三千八百万
円の保証を受けた、こういふことにな
ります。

また、中小漁業者が借りました千八
百五十九億の四・五％分を保証され
た、こういふことに相なっております。
それで金融機関として一般金融機
関というのが、やはり地銀だとか、先
ほど申しました信用金庫、そういふよ
うなのがございまして、系統金融機関
というのが関連あるいは中金の資金で
ございまして、一般金融機関及び系統
金融機関の分につきましては、この制度
によりまして保証率、それから財政融
資関係が、これは公庫資金でございま
すが、これは保証の対象外でございま
すが、金融といたしましての貸し出し
残高の中に入っておりますわけでござ
いまして、この保証が対象になりますの
は、一般金融機関と系統金融機関から
貸し出したものを保証の対象にいたし
ておる次第でございまして。

それから第九ページ、水産業協同組
合の概況でございまして。組織と事業状
況を示してございまして。単位組合が
地区単位と、それから業種別とござい
ます。それから漁協といたしまして中
間に計がございまして、組合数が四千三
百三十五組合がございまして。そのうち
沿海の組合が二千九百四十八、内水面
六百九十七、地区計が三千九百八十六
で、業種別がこのほか三百四十九あ
る、こういふことでございまして、そ
の出資漁業協同組合の地区別の中の信
用事業を行ないますものが、その次の
欄に二千二百二十四、こういふことにな
ります。これを今度、このうちから一定
の基準で金融機関に指定していき、こ
ういふことに相なるわけでございま
す。連合会は、その次の欄に出資漁業
協同組合連合会百四十八組合というこ
とでございまして、ここに連合会は、

信用漁業協同組合連合会というのが三
十五、その他の表も掲げてございま
すが、以上で、大体組織及び事業状況を
御承知願いたいと思っております。

それから第一〇ページは、指標別の
組合分布状況で、三十七事業年度末に
水産庁でセンサス式をやった分でござ
いまして、千五百五十六組合から回答
がまいったわけでございまして。大体、
地区の出資漁業協同組合、前のページ
の二千二百二十四組合というのを対象と
して調査いたしました、千五百五十六
の回答があつて、それを取りまとめた
ものでございまして。で、一番上の表
が、貯金残高別の組合数でございま
す。貯金残高の五百万円以下が五百九
十一で、七千万円から一億が三千九、一
億以上が五十四、はつきりしないのが
百五十五、こういふことになっており
ます。それから貸付金残高別の組合数で
ございまして、貸付金残高が五百万円
以下が七百二十八、それから一億円以
上が六十八、こういふふうになつて
おります。それから次の表が、組合員
水揚高別組合数でございまして。販売取
扱高でこれを表示いたしております
が、五百万円以下の販売取扱高を持つ
組合が七十二、それから一億から二億
が二百十八、二億から三億が七九、三
億以上百三十九、こういふふうなこと
になっております。それから次が常勤
役員数別組合数で、常勤役員が一人
から四人の組合数が五百九十二、そ
れから五人から九人の組合数が五百十
四、十人以上から十五人の組合数が二百
三十二、十六人以上が百九十六、こうい
ふふうになつておりますが、この指
標を用ひまして、今度金融機関が単位
協同組合を指定する場合の基準をこの

中から決めていく、こういふことにな
らうかと思ひます。

それから一一ページが、水産加工
業の概況でございまして、最近におきま
する漁獲物の利用配分状況、これは本
国会に沿振法によりまして提出いたし
ております漁業動向に掲げてあるも
のでございまして。魚介類の総漁獲量
は、三十七年が六百三十六万三千ト
ン、それを百分比で出しますと、生
鮮、冷凍魚が三九％の二百四十四万九
千トン、なまあるいは冷凍魚として利
用される、それから加工として利用さ
れるものが百分比では六一％、三百九
十一万四千トン、こういふふうになり
まして、最近加工に非常にウエート
がかかつてきつたところというところで、
今度加工業にも、中小の分について保
証の対象にして融資の促進をはかる、
こういふ次第を示すための手法と考へ
ておるわけでございまして。

次に東京都の中央卸売市場の入荷状
況、それから大阪の中央卸売市場の入
荷状況、これは生鮮冷凍の中で、冷凍
魚が、いわゆる鮮魚に比べて非常にウ
エートが高くなりつつある最近の動向
を示しております。三十六年、東京に
おいては二三・八％の冷凍魚のウエー
トが三十七年には二四・四％になつた
と、こういふふうな冷凍魚の利用が非常
に多くなつてきています。大阪も同じ傾
向をたどつておる次第でございまして。

それから次のページ、一二ページ、(2)
は、加工経営体の表でございまして、
イが、おまな加工種類別、経営組織別経
営体数でございまして。食用と、それか
ら油脂関係と、それからえさ、肥料関
係、それから魚粉関係、こういふふう
に分けまして、経営体の総数、いわゆ

一九

る加工業を営んでいる経営体の総数が八万三千三百六十二と、これは三十四年七月一日現在、ちよつと資料が古いのでございすが、これしかございせんので、八万三千三百六十二と、そういう中で個人経営が七万八千五百八十七、一番上の総数のところでございすが、九四％、個人の経営の中で、自家生産物がおも——自家で生産した、いわゆる漁撈した、とつてきたものを自分のうちで加工するというのが三万四千体、それから原料を購入に依存しておる、漁業を自営しながらも購入原料で加工をやっているという漁業自営の分が九千二百八十八、その他が三万五千二百六十と、こういうことになっております。会社経営は非常に少なく三十三千二百六十四で三・九％、組合経営はさらに少なく四百二十二の〇・五％というふうになっております。食用の加工の中でも、やはり食用という欄をごらん願いますと、塩乾類が一番多いのでございすが、塩乾類をつくっている加工業者が一番多い。塩乾類は八万三千の総体のうち六万四千五百八と、そういうものが塩乾類をつくっている。その次が燻製、節類——かつおぶしといったようなもの、それからねり製品——これはかまぼことか、そういうもののが四千七百七十三と、こういうふうになっております。大体をういった経営体別の数でございすが、次に口のほう、おもな加工種類別従事者規模別経営体数で、総数八万三千三百六十二のうち、一人から三人が六二・七％、四人から九人のものが三〇・三％あるということ、それからこの対象として、四十人以下を予定いたしております

すが、二十人から四十九人の間が一・六％、こういうことで漸減いたしております。そういう表であります。それからその次の一三ページ、水産加工業に對しまする金融概況でございまして、特に加工業としまして設備資金と運転資金に分けて、三十六年十二月末と一昨年三十七年六月末を對比いたしております。商工中金、農林中金、信濃連、それから地方銀行、相互銀行、信用金庫、国民公庫、農協から借りているものもございすが、農協信連からも借りているのがあると、こういうことでございまして、大部分が最後の計をごらんになるとわかりますように、設備資金が七十一億、運転資金で三百三億六千九百万円と、こういうふうになっております。それが三十七年には、まだ伸びまして、設備資金のほうも伸びて、運転資金はこれは、まだ半年でございまして、三十七年六月末、少のうございすが、非常に資金需要が多いということを示しております。以上でございまして、どうぞよろしく御審議願いたいと思ひます。○委員長(青田源太郎君) 別に御発言がなければ、本日は、これをもって散会いたします。午後一時五十一分散会

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第六條第三項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。
二月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、乳価値下げ撤回措置に関する請願(第四二二号)
一、農業協同組合の合併促進に関する請願(第四五八号)
一、暖地てん菜栽培奨励に関する請願(第四五九号)
一、農地法の一部改正に関する請願(第四七二号)
一、農業構造改善事業に係る国有林野開放促進に関する請願(第四七三号)
一、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助率引上げに関する請願(第四七四号)
一、モミ買入れ制度の促進に関する請願(第四九四号)
一、早期出荷米奨励金制度確立に関する請願(第四九五号)
一、政府米の集荷手数料及び保管料等引上げに関する請願(第四九六号)

一、農畜産物価格補償制度確立に関する請願(第四九七号)
一、農業振興施策に関する請願(第四九八号)
一、国有林野解放特別法制定に関する請願(第五二三号)
一、国有林野の大幅払下げに関する請願(第五二五号)
一、漁業災害補償法制定に関する請願(第五三八号)
第四一二号 昭和三十九年一月三十一日受理
乳価値下げ撤回措置に関する請願(百五十二通)
請願者 北海道江別市字東野幌 長谷川富一外一万六千七百名
紹介議員 小林 篤一君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。
第四五八号 昭和三十九年二月四日受理
農業協同組合の合併促進に関する請願
請願者 鹿兒島県鹿屋市長 永田良吉
紹介議員 田中 茂穂君
農業協同組合の合併を促進するため、赤十字の農業協同組合に対する助成措置を講ぜられたいとの請願。
鹿兒島県鹿屋市では、県合併推進本部指導のもとに将来市の六農業協同組合の合併を実現するため、推進協議会、事務局を設置、種々研究しているが昭和三十八年度八月末決算の結果六農協とも赤字経営で、累計三千七百万円中에서도高限農協は約一千九百万円の赤字を

有し、組合員の出資金を全額充当してもなお不足するといふ現状で、これが合併についての最大の「カン」となっている。農協合併助成法による合併後の新組合には、助成措置が講ぜられているが、本市のような多額の赤字をもつ農協に對しては、合併前に国、県の責任でなんらかの助成措置を講じ、合併を促進せられたい。
第四五九号 昭和三十九年二月四日受理
暖地てん菜栽培奨励に関する請願
請願者 鹿兒島県鹿屋市長 永田良吉
紹介議員 田中 茂穂君
暖地てん菜栽培を奨励するため、左記事項の実現を図られたいとの請願
一、甘味資源特別措置法を今国会で制定すること。
二、てん菜価格を七千円に引き上げること。
三、土壤線虫防除薬剤費に対する補助金の増額とこれが対象面積の拡大を図ること。
四、てん菜工場を早急に設置すること。
政府は国内の甘味資源対策及び低地域開発対策並びに麦作転換奨励の一環として、てん菜栽培を奨励しており、鹿兒島県並びに大隅地区(鹿屋市を中心として)でも、国の施策に順応し、重要施策の一つとして暖地てん菜を導入奨励し、畑作経営の改善、有畜農業の振興、さらに甘味資源確保に寄与し、あわせて農業の生産地を高揚すべく着々とその成果を上げています。前国会での甘味資源特別措置法の審議未了、さらには抜打的な砂糖の自由化等に

よつてん菜栽培農家の生産意欲を減退させている。

第四七二号 昭和三十九年二月四日
受理

農地法の一部改正に関する請願
請願者 鹿兒島県鹿屋市長 永

紹介議員 田中 茂穂君

市において農地の転用又は農地に関する権利の設定、移転等を必要とする場合、国又は都道府県に準じ、許可を要しないよう農地法の一部を改正せられたいとの請願。

現行農地法では、市が道路開設又は営造物の設置、その他公共事業等の施行にあたり、農地を取得し、あるいは権利の移転等を必要とする場合、農地法第三條並びに第四條、第五條に基づき農地転用の許可を得ることになつて

いるが、これは相当な日時と手数がかかる、その時期を失するなど、最近の都市発展上に大きな支障となつてゐる。

第四七三号 昭和三十九年二月四日
受理

農業構造改善事業に係る国有林野開放促進に関する請願
請願者 鹿兒島県鹿屋市長 永

紹介議員 田中 茂穂君

農業構造改善事業を行なうため直接国有林野を必要とする場合は、その開放を促進せられたい。また同事業のため国有林又は公有林を解除した場合は、これに代わる国有林野の解放ができるよう、早急に法制措置を講ぜられたいとの請願。

農業構造改善事業の適地としては、農家の利用に利便であり、かつ改善事業費の節減可能な場所であるが、地区林野の中では、国有林が最も活用度が高く、公有林、国有林がこれに次いでい

る。国有林は、戦後急速に整備され、他の所有に属する林野の買受けは、もち論転用についても困難性がある。また、個人の将来の計画等を考慮して無条件解放等、特定の個人に犠牲をしいるべきではない。

第四七四号 昭和三十九年二月四日
受理

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助率引上げに関する請願
請願者 鹿兒島県鹿屋市長 永

紹介議員 田中 茂穂君

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）による補助率を引き上げられたいとの請願。

過去における災害状況分布を見ると、毎年災害を受けるのは、同一地域の農家であり、復旧のため毎年多額の経費を支出している状況である。したが

つて、農地集約化が進んでいない現状から、農家は、同じ年に数箇所の災害復旧経費を支出する場合が多く、目的税として徴収する水利地益税の納入も滞りがちとなつて、市町村の財政に圧迫を加えており、また、農家の生産意欲を減退させることとなつてゐる。農業用道路や橋梁に対する水利地益税は、きわめて特殊なものを除き、関係者が以外の者の通行量も多いため、関係者が判然とせず徴収は困難である。これを補て

んするための市町村の財政は、すでにその余力のないのが現状である。

第四九四号 昭和三十九年二月五日
受理

モミ買入れ制度の促進に関する請願
請願者 富山市表町五富山農農業協同組合中央会会長 森丘正唯外十四名

紹介議員 櫻井 志郎君

食糧管理法では、モミの買入れも規定しているが、実施面では米の買入れは包装玄米をたてまゑとしてゐるので、すみやかにモミの買入れのための諸施策を確立し、モミ買入れの実現を図られたいとの請願。

食糧事情の緩和と消費水準の向上により、米の需要は量より質を要求する声が大きくなつてきた。また、これまでの農業施策は農産物の生産合理化が重点とされてゐたが、最近では労働事情がひつぱくしてゐる上、収穫時の人手不足対策や流通対策なども考えねばならなくなつてきてゐる。農林省でもこの点に着目し、米麦の生産流通合理化

対策として、明年度全国の米の単作地帯と、米麦の二毛作地帯四個所でモミを買入れ、サイロ貯蔵の実験事業を計画しているが、請願者等は、この実験の成果を期待している。この計画の成果が上がり、モミ買入れの制度が確立されれば、農協が消費者の要請によつて、モミすりを行なうことにより、消費者はいつでも、いすりのおいしい米をたべることができるとともに、農家や農協にとつても人手不足の解消になり、また米の商品性を高めるなど幾多の利点がある。

第四九五号 昭和三十九年二月五日
受理

早期出荷米奨励金制度確立に関する請願
請願者 富山市表町五富山農農業協同組合中央会会長 森丘正唯外十四名

紹介議員 櫻井 志郎君

早稲米奨励金制度の歴史的意義を再確認し、米単作地帯の特殊事情を考慮して、従来の時期別格差は早期出荷奨励金とし、基本米価の外わくとして存続せられたいとの請願。

農林省は、時期別格差研究会の報告を受けて、三十八年度産米の時期別格差（九月末まで六百元、十月十日まで四百円、十月二十一日まで二百円）を三十七年十一月十三日の閣議決定を経て実施した。研究会の報告は三箇年の間に漸減して三箇年以降は九月末まで二百円とするといふものであつたのに対して、政府は単年度だけについて決定したが、これはは境期の需給見とおしに自信がなくて二、三年先までのことを決定しておく必要がないものとしたからである。また、政府はは境期の米の需給事情は著しく緩和してゐるといつてゐるが、今年のは境期の早期出荷米は、農協倉庫に積み込むまでもなく消費地へ輸送された事実をみては政府に持

越米のゆとりがないことを立証している。時期別格差制度は、早稲米地帯の生産者の売渡意欲と食糧の集荷に重大な関係を持つものであり、食糧の不足時代にはは境期の米の集荷を確保するために発足したものであるが、現在でもは境期の需給については安心できないので、本制度を存続する必要がある。

第四九六号 昭和三十九年二月五日
受理

政府米の集荷手数料及び保管料等引上げに関する請願
請願者 富山市表町五富山農農業協同組合中央会会長 森丘正唯外十四名

紹介議員 櫻井 志郎君

政府米の集荷手数料及び保管料について左記事項の実現を図られたいとの請願。

一、米の集荷手数料について
現行の一俵当り六十八円を百二十二円以上に引き上げること。

二、農業倉庫の保管料について
現行の一俵一期六円九十七銭を常温倉庫八円六十銭以上に引き上げること。

三、は境期における需給調整のための早期出庫米について
九月及び十月中の出庫米に対して保管料収入の減少に伴う損失補てん措置として保管料四期分以上の奨励金を支払うこと。

四、特別指定倉庫搬入の特倉搬入運賃を現行の倍額以上に引き上げること。

五、その他の品目についても米の引上げ率をもつて引き上げること。
米の集荷手数料については、昭和三十一年予約米制度発足以来ほとんど置状態にあつた。そこで系統農協では三十七年七月手数料及び保管料の大幅引上げを政府に申し入れ、活発な運動を展開したのであるが、わずかに手数料では一俵十八円を引上げて六十八円に、保管料では一俵一期八十五銭を引

上げて六円九十七銭となつた。しかしながら、最近の急速な賃金並びに諸物価の高騰に加え、端境期における米のピストン輸送などによる産地農業倉庫の政府米保管期間短縮などのため、農協の経営は大きな経済的損失をうけ、業務遂行に重大な支障をきたしてゐる。

第四九七号 昭和三十九年二月五日
受理
農畜産物価格補償制度確立に関する請願
請願者 富山市表町五富山県農業協同組合中央会
長 森丘正唯外十四名
紹介議員 櫻井 志郎君

農畜産物価格補償制度の確立のため、左記事項の実現を図られたいとの請願。
一、現行の畜産物安定の基準価格を、生産者の生産費及び所得を補償する価格にまで引き上げること。
二、農民が長期にわたつて安心して、農業構造改善と適地適産の選択的拡大を進めることのできるよう、早期に農畜産物価格補償制度を確立すること。

貿易の自由化率の拡大によつて、国内農畜産物価格が国際農畜産物価格の影響を直接に受けるにもかかわらず、政府は、国内農畜産物の価格の安定については、無策に等しい価格政策のままに放置していることはなほ遺憾である。農畜産物の生産は、気象と地理的条件により制約を受けることはもちろん、需要に応じて弾力的に供給を増減させることは困難なものである。更に異常気象の影響を受け易く、豊凶の差

が激しく、生産量の調整が困難である。それに加えて、流通機構の遅れもあつて農畜産物の価格安定が期せられず、農業構造改善と選択的拡大を進めるための環境づくりにこの価格の不安定が大きな障害となつてゐる。

第四九八号 昭和三十九年二月五日
受理
農業振興施策に関する請願
請願者 富山市表町五富山県農業協同組合中央会
長 森丘正唯外十四名
紹介議員 櫻井 志郎君

わが国農業の振興のため、次の施策を實現せられたいとの請願。
一、農地の基盤整備は全額国と県の責任において行なう制度にすること。
二、農業の構造改善に伴う諸施設の設置には大幅な助成措置と低金利の融資措置を講ずること。
三、農業経営規模拡大のために農地法をすみやかに改正し、農地移動の手續きの簡易化の耕作面積の制限を撤廃すること。

四、農村青少年の住みよい環境、特に住宅及び文化施設などの整備充実を図ること。
五、自立経営農家の経営の中堅となる有能な人材の育成、特に農村青少年教育施設の充実強化を図ること。
六、山村農業の振興を図るため、国有林野の開放を積極化するとともに、道路その他交通条件の整備を行なうほか、治山、治水、造林などの公共事業の拡大を図ること。
長い農村の歴史のなかで資本の蓄積もできず、都市の六割という低い消費水

準と、低い生活文化のなかで暮らしてきた農民に、農業による自立経営への意欲をもたせるためには、積極的な国や県の財政的措置が望まれる。特に、県勢の一大発展を期して指定を受けた新産業都市建設のため全県農業と県内指定外地域に対する投資がなおざりにされることであつてはならない。住宅、工場の誘致による新産都市周辺の農業に対する公害防止対策も事前に十分考慮されねばならない。

第五二三号 昭和三十九年二月六日
受理
国有林野解放特別法制定に関する請願(四通)
請願者 福島県勿来市瀬戸町字入瀬戸二九 國部宗吉
外千四百四十名
紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。
第五二五号 昭和三十九年二月六日
受理
国有林野の大幅松下げに関する請願
請願者 福島市杉妻町二番三三
福島県町村議会議長会
内 藤田芳之助
紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三五二号と同じである。
第五三八号 昭和三十九年二月六日
受理
漁業災害補償法制定に関する請願
請願者 福島県議会議長 佐川 幸一
紹介議員 石原幹市郎君

漁業災害補償法をすみやかに制定し漁獲共済制度を確立せられたいとの請願。
季節的に襲来する台風や突発的に起こる津波及び潮流異常、異状水温等の異常な自然現象によつて、受ける漁船、漁具等の滅失、損傷、漁獲高の減少等の被害は、漁業経営に大きな影響を与え、その経営はきわめて不安である。しかも、大半の漁業者はひとたび災害に遭遇すると、経営はかりでなく、生計にも大きな支障をきたし、たとえ融資を受けたとしても、経営基盤がもろいため、その償還が重圧となり、生産の持続が不可能になるという危険にさらされてゐる。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案
農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「以下「職員」というを」次に掲げる者を除く。以下「職員」というに改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「職員」を「者」に改める。
第十五条第一項中「前条第一項各号の一に該当する者がこれに該当しない者となつたときは、そのなつた日」を削り、同条第二項第二号を次のように改め、同項第三号及び第四号を削る。
二 その他職員でなくなつた(その職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となつた場合を除く。以下「退職した」という)とき。
第十七条第一項中「十五年以上である者は、組合員の資格を喪失したときは」を「十五年以上である者が、組合員の資格を喪失した場合において、退職年金を受けるに必要な組合員期間を満たしていないときは、その者は」に改め、同条第二項中「その資格を喪失した日の前日の属する月の翌月からの各月の申出をする日の属する月までの各月の掛金を添えて」を削り、同条第四項中「その日」を「その日、第五号に掲げる事由に該当するに至つたときは納付済みの掛金に係る最後の月の翌月の初日」に改め、同項第二号中「組合員であつた期間と任意継続組合員であつた期間とを合算した期間(次条第四項の規定により給付の基礎となるべき期間に算入されない期間を除く。)」を「組合員期間」に改め、同項第五号中「掛金を滞納」を「掛金(第五十六条第三項の規定により納付すべき掛金を除く)」を「滞納」に改め、同項第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 前条第二項及び第三項の規定は、任意継続組合員の資格の取得及び喪失に準用する。
第十七条中第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。
5 前項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者が、第五十六条第三項の規定により納付すべ

のうちに改め、同項第三号及び第四号を削る。
二 その他職員でなくなつた(その職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となつた場合を除く。以下「退職した」という)とき。
第十七条第一項中「十五年以上である者は、組合員の資格を喪失したときは」を「十五年以上である者が、組合員の資格を喪失した場合において、退職年金を受けるに必要な組合員期間を満たしていないときは、その者は」に改め、同条第二項中「その資格を喪失した日の前日の属する月の翌月からの各月の申出をする日の属する月までの各月の掛金を添えて」を削り、同条第四項中「その日」を「その日、第五号に掲げる事由に該当するに至つたときは納付済みの掛金に係る最後の月の翌月の初日」に改め、同項第二号中「組合員であつた期間と任意継続組合員であつた期間とを合算した期間(次条第四項の規定により給付の基礎となるべき期間に算入されない期間を除く。)」を「組合員期間」に改め、同項第五号中「掛金を滞納」を「掛金(第五十六条第三項の規定により納付すべき掛金を除く)」を「滞納」に改め、同項第六項とし、同項の次に次の一項を加える。
7 前条第二項及び第三項の規定は、任意継続組合員の資格の取得及び喪失に準用する。
第十七条中第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。
5 前項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者が、第五十六条第三項の規定により納付すべ

き料金を同項の期限までに納付しないときは、第一項の規定による任意継続組合員とならなかつたものとみなす。

第十七条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、第一項の申出を受理したときは、その旨を、遅滞なく、当該申出をした者に通知しなければならない。

第十八条の見出しを「(組合員期間)」に改め、同条第四項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を、「同条第二項」の下に「(前条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「組合員」の下に「又は任意継続組合員」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項と改める。

し、同条第一項中「期間」を「期間の計算」に改め、「起算し、」を削り、「月をもつて終るものとする」を「月までの期間の年数による」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律による給付の基礎となる組合員期間は、次項から第五項までの規定により計算した期間とする。

第十九条の次に次の一条を加える。

(給付の決定)

第十九条の二 給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

第十三級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第十四級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第十五級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第十六級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第十七級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第十八級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第十九級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第二十級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第二十一級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 四九、五〇〇円未満
第二十二級	五一、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上 五三、〇〇〇円未満
第二十三級	五五、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上 五七、〇〇〇円未満
第二十四級	五九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上 六一、〇〇〇円未満
第二十五級	六三、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上 六五、〇〇〇円未満
第二十六級	六七、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上 六九、〇〇〇円未満
第二十七級	七一、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第二十八級	七五、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上

第二十条第二項中「組合員である」を削り、同条第五項中「組合員たる」を削り、「日、週その他月以外の一定期間により支給される給与については、」を「日により支給される給与についてはその給与の額の二十五倍に相当する額を、週その他日及び月以外の一定期間により支給される給与については」に改め、同条第六項中「属する月」の下に「(組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に組合員の資格を取得し、又は同じ月に引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた者については、その翌月)」を加え、「職員となつた者」を「引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた者」と改め、同条に次の二項を加える。

11 組合員の給与月額が、第三項若しくは第五項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第五項若しくは第七項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受け他の職員の給与月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認め算定する額をこれらの規定による当該組合員の給与月額とする。

12 組合は、組合員の標準給与を定め、又は改定したときは、その旨

を当該組合員に係る農林漁業団体に通知しなければならない。

第二十一条第一項中「最後に組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月から起算してその前組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)」の五年間を「給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の三年間」に、「六十分の二」を「三十六分の一」に相当する額とし、平均標準給与の年額は、平均標準給与の月額の十二倍に改め、同条第二項中「組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)」の全期間を「組合員期間」に改め、同条第三項中「組合員であつた全期間を組合員期間」に、「五年」を「三年」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(年金の支給期間及び支給期月)

第二十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四期に、そ

れぞれその前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。第二十三条の次に次の一条を加える。

(退職給付と障害給付との調整)

第二十三条の二 退職年金と障害年金を支給すべき事由に該当するときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行なうものとする。

2 障害年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金及び退職一時金は、支給しない。

3 退職年金を受ける権利を有する者には、障害一時金は、支給しない。

第二十四条の見出し中「遺族年金」を「遺族給付」に改め、同条第一項本文中「遺族年金」を「遺族給付」に、「並びに子」を「子」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、子又は孫については、組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時から引き続き別表第二の上欄に掲げる程度の療養の状態にある者に限る。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条第一項を次のように改める。

遺族給付を受けるべき遺族の順位は、第二十四条第一項本文に規定する順序とする。

第二十六条に次の一項を加える。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることのできる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることのできる者について、第二項の規定は、その生じた日から適用する。

第二十八条第一項及び第二項中「第二十四条から前条まで」を「第二十四条、第二十六条及び前条」に、「支給する」を「支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する」に改める。

第二十九条中「市町村職員共済組合」の下に「その他地方公務員共済組合」を加える。

第三十条第一項中「遺族給付は」を「遺族給付(第二十八条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この条及び第三十二条第三項において同じ。)」に改める。

第三十一条中「遺族」の下に「(第二十八条に規定する相続人を含む。)」を加え、「給付金から」を「当該給付金から」に改める。

第三十二条第一項中「発生した」を「生じた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があつたもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者
第三十四条中「発生した」を「生じた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

第三十六条第一項及び第二項を次のように改める。

組合員期間が二十年以上である組合員が退職したとき、又は任意継続組合員が第十七条第六項第二号に規定する事由に該当したときは、その者の死亡に至るまで、退職年金を支給する。ただし、その者が五十五歳に満たない間は、その支給を停止する。

2 退職年金の年額は、平均標準給与の年額の百分の四十に相当する額(組合員期間が二十年をこえるときは、その額にそのこえる年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この章において同じ。)一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額)とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、

当該金額とする。

第三十六条第三項中「第三十九条第四項」を「第三十九条の二第三項及び第四十六條第三項」に改め、同条第四項中「障害年金を受ける権利を有する者を除く。」が別表第二を「が別表第二の上欄に」、「規定にかかわらず、その者に退職年金を支給する」を「規定による停止は、行なわない」に改める。

第三十七条第一項中「その組合員となつた日の属する月から」を「その者が組合員である間は、」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が退職したときは、前後の組合員期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額(当該退職年金の額について前条第二項ただし書の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)に、当該合算した期間の年数から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその者の退職年金の額とする。

第三十七条に次の一項を加える。

3 前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額(前条第三項本文の規定の適用を

受けた者にあつては、同項本文の規定により改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)をこえるときは、前条第二項ただし書(平均標準給与の年額の百分の六十に相当する額とする部分に限る。)の規定にかかわらず、当該金額をもつてその改定額とする。

第三十七条の二第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 組合員期間が二十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上である者が退職した場合又は組合員期間が二十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上である者が第十七条第六項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由(以下「任意資格喪失事由」という。)に該当した場合において、これらの者が、これらの事由に該当した時以後に次の各号の一に該当し、又は該当するに至つたときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。

第三十七条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項の規定に該当する資格の喪失」を「前項の退職又は任意資格喪失事由」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項の規定に該当する資格の喪失が二回」を「第三項に規定する期間が二」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「組合員又は任意継続組合員」と、「前条第一項ただし書」とあ

るのは「第三十七条の二第二項ただし書」を、「組合員又は任意継続組合員」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十八条第一項を次のように改める。

組合員期間が二十年未満である組合員のうち組合員であつた期間が一年以上である者が退職したとき、又は組合員期間が二十年未満である任意継続組合員のうち任意継続組合員であつた期間が一年以上である者が任意資格喪失事由に該当したときは、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した額がないときは、この限りでない。

第三十八条第二項第二号中「前条第四項」を「前条第三項」に、「資格の喪失の日を」を「事由が生じた日」に改め、同条第三項中「資格の喪失の日」を「事由が生じた日」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第三十八条の二第二項中「同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日を」を「当該退職一時金の給付事由が生じた日」に改め、「の前日（第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けるときとなつた日）」を削り、同条第四項中「第三十七条の二第六項」を「第三十七条の二第五項」に、「支給に係る資格の喪失が二回以上ある」を「給付事由が二回以上生じた」に改める。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条第一項の規定に該当する資格の喪失の後」を「退職一時金の

給付事由が生じた後」に改め、同項第二号中「前号に規定する資格の喪失があつた」を「退職一時金の給付事由が生じた」に改め、同条第二項中「の前日（第三十九条第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けるときとなつた日）」を削り、「第一号」を「各号」に、「同号に該当するに至つた日、同項第二号に該当する場合においては同号に該当するに至つた日の前日」を、「その該当するに至つた日」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 次の各号に掲げる者が当該各号の場合に該当するとき、障害年金を支給する。

一 農林漁業団体等の職務（以下「職務」という。）により病気にかかり、又は負傷した組合員、その職務による病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「職務上傷病」と総称する。）の結果として、退職した時に別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は退職した時から五年以内と同欄に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間の経過後一月を経過する日までにその者の請求があつたとき。

二 組合員又は任意継続組合員として引き続き一年以上経過した後、に職務によらないで病気にかかり、又は負傷した者、その病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「職務外傷病」と総称する。）の結果として、退職

2

前項第一号又は第二号中「退職した時」とあり、「任意継続組合員である間にその職務外傷病に係る障害給付の請求をした時」とあり、又は「第十七条第六項第二号から第五号までに規定する事由に該当した時」とあるのは、退職したとき、当該請求をしたとき又は当該事由に該当したとき、当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第一号若しくは第三項の規定による療養補償若しくは療養の給付その他の療養補償に相当する補償を受けている者にあつては、「当該傷病がなつた時又は労働基準法第八十一条の規定による打切補償若しくはこれに相当する補償を受けた時」とし、これらのときに当該傷病について健康保険又はこれに相当する制度による療養の給付又は療養費の支給を受けている者でこれらの給付の支給開始後三年を経過

していないものにあつては、「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間になつた時又はなつたものの期間を経過した時」とする。

3 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項第一号に規定する期間を経過した後であつても、組合が審査会の議に付することを適当と認め、かつ、審査会においてその廃疾が職務上傷病によることが顕著であると議決したときは、そのときから、障害年金を支給する。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 前条第一項第一号の規定による障害年金（以下「職務による障害年金」という。）の年額は、廃疾の程度に応じ平均標準給付の年額に別表第二の中欄（イ）に掲げる率を乗じて得た額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給付の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額）とする。ただし、その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし、その額が平均標準給付の年額に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

2 前条第一項第二号の規定による障害年金（以下「職務によらない障害年金」という。）の年額は、廃疾の程度に応じ平均標準給付の年額に別表第二の中欄（ロ）に掲げる率を乗じて得た額（組合員期間が十年をこえるときは、その二十年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき平均標準給

付の年額の百分の一に相当する額を、二十年をこえる期間についてはそのこえる年数一年につき平均標準給付の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額）とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第三十六条第三項の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。

第四十条中「当該廃疾による組合員の資格の喪失等があつた時から五年以内」を「当該廃疾に係る病気若しくは負傷があつた後最初に退職した時若しくは第十七条第六項第二号から第五号までに規定する事由に該当した時から五年を経過する日まで」に、「その期間経過後一月以内」を「その期間経過後一月を経過する日までにその者の」に、「別表第二」を「別表第二の上欄」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

第四十一条を次のように改める。

（二）以上の廃疾がある場合の取扱

第四十一条 組合員又は組合員であつた者について同時に二以上の廃疾があるときは、第三十九条第一項各号の病気又は負傷によらないものを除き、職務による障害年金と職務によらない障害年金との別に応じ、これらの廃疾を併合した廃疾の程度を前三条に規定する廃疾の程度として、これらの規定を適用する。

2 組合員又は組合員であつた者について、職務上傷病による廃疾と職務外傷病による廃疾とがあるときは、職務によらない障害年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき廃疾の程度は、職務上傷病による廃疾を職務外傷病によるものとみなし、これらを併合した廃疾の程度による。

二 当該年金の第三十九条の二第二項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、職務上傷病による廃疾を職務外傷病によるものとみなし、これらを併合して算定した障害年金の額（当該職務上傷病による廃疾の程度が別表第二の上欄に掲げる廃疾の程度に該当する場合には、当該廃疾が職務外傷病によるものであるとしないならば当該廃疾について支給されるべき障害年金の額を控除した額）とする。

3 前項の場合において、第三十九条の二第三項において準用する第三十六条第三項本文の規定による控除は、職務によらない障害年金の額から行ない、なお残額がある場合に、職務による障害年金の額から行なうものとする。

第四十二條第一項中「その組合員となつた日の属する月から」を「その者が組合員である間は、」に改め、同条第二項中「その者につき組合員の資格の喪失等があつた」を「再び退職した」に、「別表第二」を「別表第二の上欄」に、「前の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）と後の組合員であつた期間」を「前後の組合員期間」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三十九条第二項の規定は、前項の規定により障害年金の額を改定する場合に準用する。

4 前二項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときは、その改定額が、次の各号に掲げる額の合算額より少ないときは、当該合算額をもつてその改定額とする。

一 改定前の障害年金の額（改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が改定障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の障害年金の額について第三十九条の二第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする。以下この条において同じ。）

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

5 第二項及び第三項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務によらない障害年金であるときは、その改定額が、次の各号に掲げる場合に應じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年に達しない場合において、その改定額が改定前の障害年金の額より少ないときは、改定前の障害年金の額

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に当該改算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額より少ないとき。その加算して得た額

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に、当該改算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加算すべき額を、二十年をこえる年数についてはその一年につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額より少ないとき。その加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年をこえ、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の障害年金の額に、当該改算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数につき再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないとき。その加算して得た額

6 前二項の改定額が、改定前の障害年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額に相当する金額（第三十九条の二第三項において準用する第三十六条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により改定前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額）をこえるときは、第三十九条の二第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含むものとし、平均標準給与の年額に相当する額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつてその改定額とする。

第四十三條を次のように改める。
（職務による障害年金と障害補償との調整）
第四十三條 職務による障害年金は、その職務上傷病について労働基準法第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による障害補償の支給を受ける権利を有しない者に係るもの及び職務によら

害補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による障害補償を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

一 別表第二の上欄の一級に該当する者 百分の三十
二 別表第二の上欄の二級に該当する者 百分の二十
三 別表第二の上欄の三級に該当する者 百分の十
第四十四條第一項中「障害年金の支給を受ける程度」を「別表第二の上欄に掲げる程度」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合員期間が二十年未満である者が障害年金を受ける権利を有するものが前項の規定により障害年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合（遺族年金を支給する場合を除く。）において、すでに支給を受けた障害年金の総額が、その者が退職した際又は任意資格喪失事由に該当した際に第三十八條第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の計算の基礎となる同条第二項第一号に掲げる額（職務による障害年金で当該職務上傷病について労働基準法第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による障害補償の支給を受ける権利を有しない者に係るもの及び職務によら

害補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による障害補償を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から六年間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

ない障害年金にあつては、平均標準給与の月額の十二月分に相当する額を加算して得た額（第四項において「計算額」という。）とする。）より少ないときは、その者又はその遺族にその差額を支給する。

3 第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、前項の場合における遺族の範囲及び順位並びに同順位の遺族が二人以上あるときの支給方法に準用する。

4 第二項の規定により支給された差額は、給付に關する規定（第三十七條の二、第三十八條の二、第三十八條の三及び第五十條の二の規定を除く。）の適用については、当該差額が計算額との差額である場合における平均標準給与の月額の十二月分に達するまでの額については障害一時金と、その他の額については退職一時金（第三十六條第三項（第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用に關しては、第三十八條第二項第一号に掲げる額）とみなす。

5 前項の規定により退職一時金又は障害一時金とみなされる差額の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合における第二十八條第一項の規定の適用については、同項中「その者の遺族」とあるのは、「その者の遺族（当該給付が第四十四條第二項に規定する死亡した場合に該当して支給されるものであるときは、同項の死亡した者の遺族）」とする。

第四十五條を次のように改める。

（障害一時金）

第四十五條 引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員であつた者で、当該期間内に職務により又は職務によらないで、病氣にかかり、又は負傷したものが、その職務上傷病（労働基準法第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けないものに限る。）又は職務外傷病の結果として、退職した時又は任意継続組合員である間にその職務外傷病に係る障害給付の請求をした時に別表第三に掲げる療疾の状態にあるときは、障害一時金として、平均標準給与の月額の十二月分に相当する額を支給する。

2 第三十九條第二項の規定は、前項の規定により障害一時金を支給する場合に準用する。この場合において、同項中「なおかつ時又はなおならないがその期間を経過した時」とあるのは、「なおかつ時」と読み替へるものとする。

3 引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員であつた者で、その一年を経過する前に職務によらないで、病氣にかかり、又は負傷したものに對する前二項の規定の適用については、第一項中「別表第三に掲げる療疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第二又は別表第三に掲げる療疾の状態にあるとき（療養の給付又は療養費の支給を受けている場合には、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間になおらないでその期間を経過した時に、その職務外傷病の結果として、別表第二に掲げる療疾の状態にあるときを含む。）とする。

4 同時に二以上の療疾があるときは、第一項及び前項の職務上傷病又は職務外傷病によらないものを除き、これらの療疾を併合した療疾の状態をこれらの規定に規定する療疾の状態として、これらの規定を適用する。

第四十六條及び第四十七條を次のように改める。

（遺族年金）

第四十六條 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に遺族年金を支給するものとし、その年額は、当該各号に掲げる額とする。

一 組合員が職務上傷病により、組合員である間に、又は退職した後死亡した場合、平均標準給与の年額の百分の四十に相当する額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額）

二 組合員期間が二十年以上である者が職務上傷病によらないで死亡した場合、その者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者及び再び組合員となつていた者については、その死亡のときに退職したものとみなし、かつ、障害年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合には、当該各号に掲げる額と異なる。）の額の百分の五十に相当する額

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員若しくは任意継続組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合、平均標準給与の年額の百分の十に相当する額（組合員期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額）

四 組合員期間が十年未満の者が職務による障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合、平均標準給与の年額の百分の十に相当する額

2 前項の規定による遺族年金の額は、二万一千三百六十円より少ないときは、これを二万一千三百六十円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額は平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3 次の各号に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者（第三十六條第三項ただし書（第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により定める額を返還した者を除く。）である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 第一項第一号に規定する者

前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六條第三項本文（第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の政令で定めるところにより算定した額を控除した額

二 第一項第二号に規定する者

同号に掲げる額（その額が二万一千三百六十円からその者に係る第三十六條第三項本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した金額より少ないときは、当該金額）

三 第一項第三号又は第四号に規定する者

前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六條第三項本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額

（遺族年金の停止）

第四十七條 夫、父母又は祖父母に對する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第二の上欄に掲げる程度の療疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第四十八條の見出し中「転給」を「失権及び転給」に改め、同条中第二号から第四号までを次のように改める。

二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と

同様の事情にある者となつたと
きを含む。〕

三 死亡した組合員であつた者の
三親等内の親族以外の者の養子
となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者と
の親族関係が離縁によつて終了
したとき。

第四十八条に次の二号を加える。
五 子又は孫（別表第二の上欄に
掲げる程度の廢疾の状態にある
ものを除く。）が十八歳に達した
とき。

六 別表第二の上欄に掲げる程度
の廢疾の状態にあるため遺族年
金を受けていた者につき、その
事情がなくなつたとき。

第四十九条の次に次の一条を加え
る。

（職務による遺族年金と遺族補償
との調整）

第四十九条の二 第四十六条第一
項第一号の規定による遺族年金は、
当該組合員又は組合員であつた者
の死亡について労働基準法第七十
九条の規定による遺族補償又は勞
働者災害補償保険法第十二条第一
項第四号の規定による遺族補償費
を支給する事由が生じたときは、
その事由が生じた月の翌月から六
年間に、その額のうち、その算定の基
礎となつた平均標準給与の年額の
百分の二十に相当する額の支給を
停止する。

第五十条第一項を次のように改め
る。

組合員期間が十年未満である組
合員のうち組合員であつた期間が
一年以上である者（組合員期間が

十年未満である任意継続組合員の
うち任意継続組合員であつた期間
が一年以上である者を含む。）が死
亡したときは、その者の遺族に遺
族一時金を支給する。ただし、当
該遺族が第四十六条第一項第四号
の遺族年金の支給を受ける権利を
有することとなるときは、この限
りでない。

第五十条第二項中「組合員」の下に
「又は任意継続組合員」を加える。
第五十条の二第二項中「その者の
同条第一項の規定に該当する資格の
喪失の日」を「その者につき同
項の退職一時金の給付事由が生じた
日」に改める。

第五十一条及び第五十二条を次の
ように改める。
第五十一条及び第五十二条 削除
第五十四条第三項を同条第四項と
し、同条第二項中「前項の規定によ
る」を「前二項の」に改め、「組合員
の」を削り、同項を同条第三項と
し、同条第一項の次に次の一項を加
える。

2 前項の掛金の徴収は、組合員又は
任意継続組合員の資格を取得し
た日の属する月からその資格を喪
失した日の前日の属する月までの
各月につき、するものとする。こ
の場合において、組合員又は任意
継続組合員の資格を喪失した日の
前日の属する月に再び組合員又は
任意継続組合員の資格を取得した
ときは、当該資格の取得によるそ
の月の掛金は、徴収しない。
第五十六条第二項中「第十七条第
二項」を「次項」に改め、同条第五
項を第七項とし、第四項を第六項と
し、同条第三項中「喪失した場合に
おいては、前月分及びその月分の掛
金」を「喪失し、又は引き続き他の農
林漁業団体等の職員となつた場合に
は、その日の前日の属する月分の掛
金を含む。」に改め、同項を同条第四
項とし、同項の次に次の一項を加え
る。

5 組合員は、給与が金銭をもつて
支給されないとき、その他前項の
規定による控除が行なわれなかつ
ときは、その月の末日までに、その
負担すべき前月分の掛金（組合員
がその資格を喪失し、又は引き続
き他の農林漁業団体等の職員とな
つた場合には、その日の前日の属
する月分の掛金を含む。）に相当す
る金額をその使用される農林漁業
団体等に対して払い込まなければ
ならない。
第五十六条第二項の次に次の一項
を加える。
3 第十七条第四項の規定により任
意継続組合員の資格を取得した者
は、同条第三項の通知を受けたと
きは、最後に組合員の資格を喪失
した日の前日の属する月の翌月か
ら当該通知を受けた日の属する月
までの各月の掛金を、当該通知を
受けた日の属する月の翌月の末日
までに組合員に納付する義務を負
う。
第五十六条の次に次の一条を加え
る。
（掛金の繰上徴収）
第五十六条の二 農林漁業団体が次
の各号の一に該当するときは、組
合は、納付期限前においても、掛
金を徴収することができる。

一 国税、地方税その他の公課の
滞納により滞納処分を受けるこ
と。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 競売の開始があつたとき。
五 解散したとき。
第五十七条第一項に次のただし書
を加える。
ただし、前条の規定により掛金
を徴収するときは、この限りでな
い。
第五十八条第一項中「同項」を
「同項」に改め、「掛金」の下に「そ
の他の法律の規定による徴収金を完
納しないとき、又は第五十六条の二
各号（第三号を除く。）の一に該当し
たことにより納付期限を繰り上げて
する掛金の納入の告知を受けた農林
漁業団体がその指定された納付期限
までに掛金」を加える。
第六十一条第二項中「同条第二項」
の下に「（第十七条第七項において準
用する場合を含む。）」を加える。
第六十三条第一項中「給付に關す
る決定、掛金その他組合員若しくは
任意継続組合員が組合員に対して支払
うべき金額の徴収」を「組合員若しく
は任意継続組合員の資格若しくは給
付に關する決定、掛金その他この法
律の規定による徴収金の徴収、第五
十八条の規定による処分」に、「異
議」を「不服」に改める。
第六十四条に次の一項を加える。
3 会長に事故があるとき、又は会
長が欠けたときは、あらかじめそ
の指名する公益を代表する委員が
その職務を行なう。

第六十六条第一項中「給付に關す
る決定、掛金その他組合員若しくは
任意継続組合員が組合員に対して支払
うべき金額の徴収」を「組合員若しく
は任意継続組合員の資格若しくは給
付に關する決定、掛金その他この法
律の規定による徴収金の徴収、第五
十八条の規定による処分」に改め、
同条第二項中「徴収の下に、処分」
を加え、同条第四項中「医師」の下に
「若しくは歯科医師」を加え、同条中
第五項を削り、第六項を第五項と
し、第七項を第六項とする。
第六十七条中「医師」の下に「又は
歯科医師」を加える。
第七十条に次の一号を加える。
五 農林漁業団体への貸付けで農
林省令で定めるもの。
第七十二条第二項中「第三号」の
下に「若しくは第五号」を加える。
第七十七条の次に次の一条を加え
る。
（期間計算の特例）
第七十七条の二 この法律の規定に
よる請求、申出又は届出に係る期
間を計算する場合において、その
請求、申出又は届出が書面の郵送
により行なわれたものであるときは、
は、郵送に要した日数は、その期
間に算入しない。
附則第四条後段を削り、同条に次
の一項を加える。
2 前項の場合において、組合員と
なつた者の厚生年金保険の被保険
者であつた期間は、組合の成立の
日以後における厚生年金保険法の
適用については、厚生年金保険の
被保険者でなかつたものとみな
す。ただし、組合の成立の日の前

日において、同法に基づき給付を受けている組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間
は、当該給付については、この限りでない。
附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

別表第一を次のように改める。

別表第一

組合員又は任意継続組合員であつた期間		日	数
一年以上	二年未満		二〇日
二年以上	三年未満		四五日
三年以上	四年未満		七〇日
四年以上	五年未満		九五日
五年以上	六年未満		一二〇日
六年以上	七年未満		一四五日
七年以上	八年未満		一七〇日
八年以上	九年未満		一九五日
九年以上	一〇年未満		二二〇日
一〇年以上	一一年未満		二四五日
一一年以上	一二年未満		二七〇日
一二年以上	一三年未満		二九五日
一三年以上	一四年未満		三二〇日
一四年以上	一五年未満		三五〇日
一五年以上	一六年未満		三八〇日
一六年以上	一七年未満		四一〇日
一七年以上	一八年未満		四四五日
一八年以上	一九年未満		四八〇日
一九年以上	二〇年未満		五一五日

別表第二及び第三を次のように改める。

別表第二

療養の 程度	支 給 率	最低保障額
-----------	-------------	-------

一		支 給 率	最低保障額
一	二		
一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの	一 両上肢の用を全く廃したものの	〇・八	〇・五
二 両下肢の用を全く廃したものの	二 両上肢を腕関節以上で失つたものの		
三 両上肢を足関節以上で失つたものの	三 両下肢を足関節以上で失つたものの	〇・五	四七、五二〇円
四 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの	四 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの		
五 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの	五 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの	〇・八	〇・五
六 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの	六 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの		
二		支 給 率	最低保障額
一	二		
一 両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	一 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	〇・八	〇・五
二 両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの	二 両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの		

三	五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用		
	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの		
	三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの		
	二	両耳の聴力が四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの		
	一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの		
	級			
	四	咀嚼又は言語の機能を残したもの		
	五	脊柱の機能に高度の障害を残すもの		
	六	一上肢を腕関節以上で失つたもの		
	七	一下肢を足関節以上で失つたもの		
	八	一上肢の用を全く廃したもの		
	九	一下肢の用を全く廃したもの	〇・六	
	一〇	両上肢のすべての指の用を廃したもの	〇・四	
	一一	両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	三五、五二〇四	
	一二	両下肢のすべての足ゆびを失つたもの		
	一三	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		
	一四	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの		
	一五	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの		

級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								</
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものととは、指の末節の半分以上を失ひ、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足ゆびの用を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廃したものととは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 この表の一級の項第八号、二級の項第一五号及び三級の項第一四号に掲げる廢疾の程度は、厚生年金保険法別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとす。

別表第三

番号	廢疾の状況
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	二耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 組合が施行日前に改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧法」という。）第二十条第三項の規定により標準給与を定める場

合には、同条第一項の規定にかかわらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新法」という。）第二十条第一項の規定の例による。

2 施行日前に旧法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員となつたものとみなし、新法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

3 施行日の属する月の前月の標準給与の月額が五万二千円である組合員で前二項の規定によれば施行日の属する月の標準給与の月額が五万一千円となるものが、施行日から六十日以内に五万二千円を各月の標準給与の月額とすることを希望する旨を組合に申し出たときは、これらの規定にかかわらず、その者の施行日の属する月以後の各月の標準給与の月額は、新法の規定によりその者の標準給与の月額が五万一千円以外の標準給与の

月額となるまでの間は、五万二千円とする。

(給付に関する経過措置)

第三条 新法の給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項は、次条から附則第二十一条までに定めるところによる。

(定義)

第四条 この条から附則第二十条まで及び附則第二十四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧法組合員期間 旧法第十八条の規定の例により計算した施行日の前日の属する月以前の組合員であつた期間及び任意継続組合員であつた期間（旧法附則第四条前段の規定により組合員であつた期間とみなされる期間を含む。）をいう。

二 新法組合員期間 新法第十八条の規定の例により計算した施行日の前日の属する月の翌月以後の組合員期間をいう。

備考 別表第二の備考一から五までに同じ。

七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一下肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

三 更新組合員 施行日の前日に組合員又は任意継続組合員であつた者で、施行日以後引き続き組合員又は任意継続組合員であるものをいう。

四 旧法の平均標準給与の年額 旧法第二十一条及び第二十二条の規定の例により算定した平均標準給与の月額(その算定の基礎となる期間のうち旧法組合員期間があるときは、当該期間の各月における標準給与の月額は旧法第二十条の規定の例によるものとして算定した額)の十二倍に相当する額(その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とする。)をいう。

五 新法の平均標準給与の年額 新法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の月額(新法組合員期間が三年未満の者については、新法組合員期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額(一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額)の十二倍に相当する額とする。)をいう。

六 旧法の平均標準給与の月額 旧法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をいう。

七 新法の平均標準給与の月額 新法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額をいう。

八 旧法の平均標準給与の日額 旧法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額(一円

未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額。次号において同じ。)をいう。

九 新法の平均標準給与の日額 新法の平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額をいう。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱ひ)

第五条 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、なお従前の例による。(更新組合員に係る退職年金の額に関する一般的経過措置)

第六条 更新組合員に係る新法第三十六條第二項に規定する退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、当該金額(第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する額をこえるときは、同額の額)とする。

一 旧法組合員期間 二十年に達するまでの年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の六十分の一、二十年をこえる年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二 新法組合員期間 前号に掲げる期間と合算して二十年に達するまでの年数(一年未満の端数

があるときは、これを切り捨てた年数。以下この号において同じ。)については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

3 新法附則第四条第一項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間(以下「厚生年金保険期間」という。)を有する更新組合員に係る第一号第一号の額は、同号の規定にかかわらず、同額の額から、その額に厚生年金保険期間を旧法組合員期間で除して得た割合を乗じて算定した額の百分の二十(組合員の成立の日におけるその者の標準給与の月額が一万八千円をこえる場合にあつては、当該月額を一万八千円で除して得た割合を百分の二十に乘じて算出した比率。附則第二十一条第二項において同じ。)に相当する額を控除した額とする。

(更新組合員で再退職するものに係る退職年金の額の改定に関する経過措置)

第七条 旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員に係る退職年金の改定額は、前条の規定の例により算定した額を新法第三十六條第二項の規定による額とした場合の同条の規定による退職年金の額とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による退職年金(以下この条において「従前の退職年金」という。)の額に次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一 旧法組合員期間(従前の退職年金の基礎となつた旧法組合員期間を除く)その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二 新法組合員期間 その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

3 前条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額(旧法第三十六條第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により従前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額)をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額(その額が従前の退職年金の額に同項第一号に掲げる額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額)をもつてその改定額とする。(通算退職年金の受給資格に関する経過措置)

第八条 旧法組合員期間が六月以上一年未満の者又は旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第三十七條の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

(更新組合員に係る通算退職年金の額に関する経過措置)

第九条 更新組合員に係る新法第三十七條の二第三項に規定する通算退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一 旧法組合員期間 新法第三十七條の二第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは「旧法組合員期間」と、「平均標準給与の月額」とあるのは「旧法の平均標準給与の月額」として同項の規定の例により算定した額

二 新法組合員期間 新法第三十七條の二第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは「新法組合員期間」と、「平均標準給与の月額」とあるのは「新法の平均標準給与の月額」として同項の規定の例により算定した額

(更新組合員に係る退職一時金の受給資格に関する経過措置)

合員に対する新法第三十八条第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

(更新組合員に係る退職一時金の額に関する経過措置)

第十一条 更新組合員に係る新法第三十八条第二項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一 旧法組合員期間 旧法の平均標準給与の日額を基礎として旧法第三十八条第二項第一号の規定の例により算定した額

二 新法組合員期間 新法の平均標準給与の日額に当該期間と前号に掲げる期間とを合算した期間に対応する新法別表第一に定める日数(一年未満の期間その他政令で定める期間にあつては、政令で定める日数。以下この号において同じ)から前号の期間に対応する同表に定める日数を控除した日数を乗じて得た額

2 前項第一号の額の計算の基礎となるべき期間に厚生年金保険期間が含まれている更新組合員に係る同号の額は、同号の規定にかかわらず、同号の額から、旧法の平均標準給与の日額を基礎として厚生年金保険期間につき旧法第三十八条第二項第一号の規定の例により算定した額の百分の二十に相当する額を控除した額とする。

(旧法組合員期間内の傷病に係る障害給付に関する経過措置)

にかかり、又は負傷した更新組合員につき、施行日以後その傷病の結果として組合員の資格の喪失等(旧法第三十九条第一項に規定する組合員の資格の喪失等をいう。以下同じ)があつた場合(新法の規定により障害給付を受けることができる場合を除く。)において、旧法を適用するとしなければその者が旧法第三十九条又は第四十五条の規定による障害年金又は障害一時金を受ける権利を有することとなるときは、その者にそれぞれ障害年金又は障害一時金を支給する。

2 前項の規定による障害年金又は障害一時金の額は、同項の規定に該当する者がその該当するまで引き続き旧法の組合員又は任意継続組合員であるものとして旧法を適用するとしなければ受けることができる旧法第三十九条又は第四十五条の規定による障害年金又は障害一時金の額に相当する額とする。

3 第一項の規定による障害年金又は障害一時金は、新法の規定による障害年金又は障害一時金とみなし、かつ、当該給付の基礎となつた傷病は、職務外傷病による傷病とみなす。

(更新組合員に係る障害年金の額に関する一般的経過措置)

第十三条 更新組合員に係る新法第三十九条の二第一項又は第二項に規定する障害年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に

応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一 旧法組合員期間で二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数(一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額)

二 新法組合員期間で前号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数) 一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

2 附則第六条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

(旧法組合員期間内の傷病に係る障害年金の額の特例)

第十四条 旧法組合員期間内に病氣にかかり、又は負傷した更新組合員につき、施行日以後その傷病の結果として組合員の資格の喪失等があり、新法第三十九条の規定の適用を受ける場合において、新法第三十九条の二及び前条の規定により算定した障害年金の額が、その者が当該資格の喪失等の時まで引き続き旧法の組合員又は任意継続組合員であるものとして旧法を適用するとしなければ受けることができる旧法第三十九条の規定による障害年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその障害年金の額とする。

(更新組合員で再退職するものに係る障害年金の額の改定に関する経過措置)

第十五条 旧法の規定による障害年金を受ける権利を有する更新組合員に係る障害年金の改定額は、当該障害年金を職務によらない障害年金とみなして新法第三十九条の二及び附則第十三条又は新法第四十一条の規定により算定した額とする。

2 前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による障害年金(以下この条において「従前の障害年金」という。)の額(改定障害年金の基礎となる傷病の程度が従前の障害年金の基礎となつた傷病の程度より低い場合には、従前の障害年金の基礎となつた傷病の程度より低い場合)は、従前の障害年金の基礎となつた傷病の程度に相当する程度であつたものとみなして旧法の規定の例により算定した額。第四項において同じ)に次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一 旧法組合員期間(従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間を除く。第三号において同じ)で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間と合算して十年をこえ二十年に達するまでのもの その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

二 新法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び前号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

三 旧法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び第一号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

四 新法組合員期間で従前の障害年金の基礎となつた旧法組合員期間及び前号に掲げる期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間 その年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数) 一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

算して十年をこえ二十年に達するまでのもの その年数一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号又は第三号の時間に加算するものとし、同項第二号又は第三号に掲げる期間(これを加算した期間)に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第四号の期間に加算するものとする。

4 第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額に相当する金額(旧法第三十九条第四項において準用する旧法第三十六条第三項本文の規定の適用を受けた

者にあつては、同項本文の規定により従前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額（その額が従前の障害年金の額に同項第一号及び第三号に掲げる額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額）をもつてその改定額とする。

（更新組合員に係る遺族年金の額に関する経過措置）

第十六条 更新組合員に係る新法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する額は、同号の規定にかかわらず、附則第十三条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

2 更新組合員に係る新法第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金の額は、同号の規定にかかわらず、附則第六条の規定の例により算定した額の百分の五十に相当する額とする。

（遺族年金の失権及び転給に関する経過措置）

第十七条 旧法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が従前の例によるとすればその権利を失うこととなる場合において、新法第四十八条の規定を適用するときは、附則第五条の規定にかかわらず、新法第四十八条の規定による（更新組合員に係る遺族一時金の受給資格に関する経過措置）

第十八条 旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

（更新組合員に係る遺族一時金の額に関する経過措置）

第十九条 更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第五十条の規定による遺族一時金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、附則第十一条の規定の例により算定した額と同額とする。

（再就職者に関する経過措置）

第二十条 附則第六条、第七条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定は、次に掲げる者に準用する。

一 更新組合員であつた者で、再び組合員となつたもの
二 旧法組合員期間を有する者で、施行日以後に組合員となつたもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）

（政令への委任）

第二十一条 この附則に規定するもののほか、給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「又は農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」を削り、「場合の下に」又は農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定による職務による障害年金を受けることができる場合（同法第四十三条の規定により、当該年金の一部の支給を停止される場合を除く。）を、「当該障害年金の下に」又は当該職務による障害年金を加える。

（通算年金通則法の一部改正）

第二十三条 通算年金通則法（昭和三十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間にあつては六箇月に満たない期間、船員保険の被保険者であつた期間にあつては」を「船員保険の被保険者であつた期間にあつては」に改める。

（通算年金通則法の一部改正に関する経過措置）

第二十四条 旧法組合員期間が六月以上一年未満の者又は旧法組合員期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く新法組合員期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員の通算対象期間を合算する場合には、前条の規定による改正後の通算年金通則法第六条第二項の規定にかかわらず、当該旧法組合員期間又は合算した期間は、通算対象期間に算入する。

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一条―第四条）」を「第一章の二 土地改良長期計画（第四条の二―第四条の四）」に、「（第十六条―第四十五条の二）」を「（第十六条―第四十六条の二）」に、「（第四十六条―第五十七条）」を「（第四十七条―第五十七條の二）」に、「（第八十五条―第九十四条の九）」を「（第八十五条―第九十四條の十）」に、「（農業協同組合の行う土地改良事業）」を「農業協同組合等の行う土地改良事業」に、「（第九十六條の二・第九十六條の三）」を「（第九十六條の二）」に、「（第九十六條の四）」に、「又は農業協同組合」を「農業協同組合又は市町村」に改める。

第一条の見出しを「（目的及び原則）」に改め、同条第一項を次のように改める。

この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集約化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業増産

産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

第一条第二項中「適合するものであり、且つ、土地利用、森林その他資源の保全、開発に適切な考慮を払つて政令で定める計画基準に準拠するものでなければならない」を「適合するものでなければならない」に改める。

第二条第一項中「農地」を「農用地」に改め、「耕作の目的の下に」又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的を加え、同条第二項第一号中「農地」を「農用地」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区画整理（土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のために必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

三 農用地の造成（農用地間における地目変換の事業を含み、埋立て及び干拓を除く。）

第二条第二項第四号中「埋立」を「埋立て」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「農地」を「農用地」に改める。

第三条第一項第一号中「所有権に基き耕作の業務の目的に供される農地」を「農用地であつて所有権に基き耕作又は養畜の業務の目的に供されるものに改め、同項第二号中「所有権以外の権原に基き耕作の業務の目的に供される農地」を「農用地であつて所有権以外の権原に基き耕作

又は養畜の業務の目的に供されるもの」に、「その所有者が」を「その所有者から」に、「その権原に基き耕作の業務」を「その農用地につき当該権原に基き耕作又は養畜の業務」に改め、同項第三号及び第四号中「農地」を「農用地」に改め、同条第二項中「耕作」の下に「又は養畜」を加え、同条第三項中「農地につき」を「農用地につき」に、「貸借又は使用貸借により一時その農地を他人の」を「一時その農用地を他人に貸し付け、その農用地を他人に貸し付け、その」に改め、「耕作」の下に「又は養畜」を加え、同条第四項中「農地」を「農用地」に改め、「耕作」の下に「又は養畜」を加える。

第四条（見出しを含む。）中「埋立の」を「埋立ての」に改める。
第一章の次に次の一章を加える。
第二章の二 土地改良長期計画

（作成）
第四条の二 農林大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、農政審議会の意見をきいて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 土地改良長期計画においては、省令で定める土地改良事業の種類ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の

規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4 農林大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成し、閣議の決定を求め、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5 農林大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しななければならない。

（改定）
第四条の三 土地改良長期計画は、農業事情、国土資源の開発及び保全の状況、経済事情等に変動があつたため必要があるときは、改定することができる。

2 前項の規定による土地改良長期計画の改定については、前条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。

（実施）
第四条の四 国は、土地改良長期計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

第五条第一項中「都道府県知事の認可を受けて」を「その地域に係る土地改良事業（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。以下第十五条の規定を除き、この章において同じ。）の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、二以上の土地改良事業を包括したもの、施行を目的とし、その他二以上の土地

改良事業の施行を目的として一の土地改良区を設立することができるのは、その各土地改良事業につきその施行に係る地域の重複その他これらの事業相互間に相当の関連性がある場合に限るものとし、その場合における当該一定の地域は、その各土地改良事業の施行に係る地域のすべてを合わせた地域とする。

第五条第二項中「一定の地域について行うべき土地改良事業（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。以下、第十五条の場合を除いて、この章において同じ。）の計画の概要」を「土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を包括したもの、施行を目的とし、その他二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合においては、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるところに於ては全体構成）」に、「第三条に規定する資格を有する者で土地改良事業計画を有する者で当該土地改良事業の計画に、その資格を有する者の三分の二を」と同項の一定の地域内に於ける土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業を包括したもの、施行を目的とし、その他二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内に於ける土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）に改める。

第五号中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第二条第二項第三号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）の施行を目的とし、又は目的の一部を含む土地改良区を設立する場合において、第一項の認可を申請するに、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業の施行に係る地域内に於ける土地につき第三条に規定する資格を有する者で同条第一項第三号又は第四号に該当するもの（以下「農用地外資格者」という。）についてその全員の同意を得なければならない。

4 前項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業については、農用地外資格者は、その者の当該資格に係る土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者が他に存するときは、前二項の同意について同意又は不同意を第一項の者に表示する前において、省令の定めるところにより、その農用地造成事業の施行につき、その使用及び収益をする者の意見をきかなければならない。

第六条を次のように改める。
（農用地造成事業に係る農用地外資格者の同意）
第六条 前条第三項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業については、これにつき同条第二項の三分の二以上の同意があつたときにおいても、その農用地造成事業に係る農用地外資格者のうちになお同意をしない者があつたときは、同条第一項の者は、省令の定めるところにより、

その同意をしない者に対し必要な資料、情報等の提供及び勧奨をするほか、その同意をしない者のその農用地造成事業に参加する資格の交替又はその同意をしない者の第三条に規定する資格に係る土地についての所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転、設定、変更若しくは消滅に關し、その者及びその交替をしようとする者又はその権利の移転、設定若しくは変更を受けようとする者と協議し、その他当該農用地外資格者の全員の同意を得るために必要な措置をとるものとする。

2 前項の規定により必要な措置をとつた場合においても、なお当該農用地外資格者の全員の同意を得るに至らないときは、前条第一項の者は、その全員の同意を得るため、その農用地外資格者のうちなお同意をしない者の当該農用地造成事業に参加する資格の交替又はその同意をしない者の第三条に規定する資格に係る土地についての所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転、設定、変更若しくは消滅に關し、その者又はその交替をしようとする者又はその権利の移転、設定若しくは変更を受けようとする者の委託を受け、都道府県知事に對し、必要なあつせん又は調停をなすべき旨の申請をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

3 都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

4 都道府県知事は、前項の調停を行なう場合には、第二項の同意をしない者その他省令で定める者の意見をきくとともに、関係農業委員会に対し助言、資料の提示その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当該調停の当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

第七條第一項中「第五條第二項の規定による同意を」第五條第二項の三分の二以上の同意（同条第三項に規定する土地改良区の設立については、同条第二項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業に係る農用地外資格者についてその全員の同意）に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「農地の改良、開発及び保全」を「農用地の改良、開発、保全又は集団化」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 土地改良事業計画においては、省令の定めるところにより、当該土地改良事業につき、目的、その施行に係る地域、工事又は管理に関する事項（換地計画を定める土地改良事業にあつては、工事に関する事項のほか、当該換地計画の概要）、事業費に関する事項、効果に関する事項その他省令で定める事項を定めるものとする。

第八條第二項中「農地の改良、開発及び保全」を「農用地の改良、開発、保全又は集団化」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請について、左の各号の一に該当する場合を除き、第一項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。

一 申請に係る土地改良事業が、第一条に規定する目的及び原則を基礎として政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件に適合するものでないとき。

二 申請の手續又は定款若しくは土地改良事業の計画の決定手續若しくは内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているとき。

三 申請に係る土地改良区が、申請に係る土地改良事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎又は技術的能力を欠く等土地改良事業の遂行のための基礎的な要件として政令で定める要件を欠くと認められるとき。

第九條第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十八條第三項ただし書を次のように改める。

第十八條中第十二項を第十七項とし、第六項から第十一項までを五項ずつ繰り下げ、第五項を第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

8 役員の選挙においては、選挙ごとに選挙管理者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開票管理者を置かなければならない。

9 役員の選挙をしたときは、選挙管理者は選挙録、投票管理者は投票録、開票管理者は開票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

10 総会外において役員の選挙を行なうときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

第十八條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 土地改良区設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、第七條第一項の認可の申請人及び第五條第二項の同意をした者のうちから当該申請人が選任する。

第十九條の見出し中「役員」を「理事」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（役員の職務及び損害賠償責任）
第十九條の二 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、第五十七條の二第一項の管理規程及び総会の決議を遵守し、土地改良区のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十六條中（総代会が設けられている場合には、総代会）を削る。

第二十九條第一項中「規約」の下に「第五十七條の二第一項の管理規程」を加える。

第二十九條の二第二項中「又は規約」を、規約、第五十七條の二第一項の管理規程又は総会の決議に改める。

第三十條第一項第二号中「規約」の下に「又は第五十七條の二第一項の管理規程」を加え、同項第九号中「第九十三條」の下に「（第九十六條の四において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第二項の認可には、第八條第四項の規定を準用する。

第三十五條中「及び第六十六條」を「、第五十九條（監事の職務）及び第六十六條」に改める。

第三十六條第一項中「又は第九十一條第一項後段」を「（第九十一條第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

2 前項の土地改良事業計画の変更又は新たな土地改良事業の施行は、その変更後又はその新たな土地改良事業の採択後において当該土地改良区が二以上の土地改良事業を包括したものの施行を目的とし、その他二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業につきその施行に係る地域の重複その他これらの事業相互間に相当の関連性があるときに限り、することができる。

第四十八條第六項中「新たな土地改良事業」を「新たに採択する土地改良事業」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第八條第四項」を「第八條第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第七條第三項及び第四項」を「第五條第五項、第七條第四項及び第五項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第六項とする。

この場合において、第五條第五項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは、「含んだ土地を、新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域又は新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と読み替へるものとする。

第四十八條第二項の次に次の三項を加える。

3 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他省令で定める重要な部分の変更（第六十六條の規定による地区からの除外に係るものを

加える。

を加える。

(異議の申出)

第五十二条の三 換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、その換地計画に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者は、その換地計画に係る前条第四項において準用する第八條第五項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、前条第四項において準用する第八條第五項に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

2 前項の規定による異議の申出については、第九條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第七條第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款」とあるのは、「第五十二条第一項の認可の申請に係る換地計画」と読み替へるものとする。

第五十二条の四 都道府県知事は、前条第一項の規定による異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第二項において準用する第九條第二項の規定による決定があつたときは、前条第二項において準用する第九條第四項の場合を除いて、第五十二条第一項の認可をしなければならない。

2 前項の規定による認可及びその認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(換地計画)

第五十二条の五 換地計画においては、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 換地設計
- 二 各筆換地明細
- 三 清算金明細
- 四 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細
- 五 その他省令で定める事項

第五十三条に見出しとして「(換地)」を附し、同条第一項を次のように改める。

換地計画においては、換地は、左に掲げる要件のいずれかが満たされるように定めなければならない。ただし、従前の土地について第五十二条第三項に掲げる権利を有する者の同意を得た場合は、この限りでない。

- 一 当該換地及び従前の土地について、省令の定めるところにより、それぞれその用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地が、従前の土地に照応していること。
- 二 当該換地の地積の、省令で定めるところにより算定した従前の土地の地積に対する増減の割合が、二割に満たないこと。

第五十三条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に、「地目」を「換地及び従前の土地の用途」、「温度等」を「温度その他の自然条件及び利用条件」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「所有権」の下に「及び地

役権」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により先取特権、質権又は抵当権の目的たる土地又はその部分を指定して換地を定める場合には、その指定に係る土地又はその部分は、当該権利の目的となつていて従前の土地の全部又は一部の価格と同等以上の価格のものでなければならない。ただし、その従前の土地の所有者が第二項の規定による清算金を取得すべきときは、その指定に係る土地又はその部分は、その清算金の限度内において、当該権利の目的となつていて従前の土地の全部又は一部の価格より低い価格のものであつてもよい。

5 前項ただし書の場合には、その価格の差額に相当する当該権利の及ぶべき清算金の額を当該換地計画において定めなければならない。

第五十三条の二に見出しとして「(換地を定めない場合の特例)」を附し、同条第一項中「所有者でその者の当該換地計画に係る従前の土地の面積の合計が省令で定める面積をこえないものからの申出」を「所有者の申出又は同意」に改め、「その申出」の下に「又は同意」を加え、「同条第一項の規定にかかわらず、その土地に照応する」を削り、「又は使用貸借による権利」を「使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により従前の土地について換地を定めない場合にお

いて、その従前の土地の全部又は一部につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により換地計画において清算金を定めるにあつて、当該権利の及ぶべき清算金の額をあわせて定めなければならない。

第五十三条の二の次に次の六条を加える。

(土地改良施設の用に供する土地についての措置)

第五十三条の三 換地計画においては、その換地計画に係る土地改良事業によつて生ずるかんがい排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の用に供するための土地が新たに必要となる場合には、その換地計画に係る一定の土地でその土地改良事業の施行の結果当該施設の用に供されるものを換地として定め、当該施設の用に供する土地として定めることができる。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 前項前段の場合には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「支払及び徴収」とあるのは、「支払」と読み替へるものとする。

(換地計画の変更)

第五十三条の四 土地改良区は、換地計画を変更しようとする場合には、省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 換地計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く。)については、

第五十二条第三項から第七項まで及び第五十二条の二から第五十二条の四までの規定を準用する。この場合において、第五十二条第三項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、第五十二条の三中「換地計画」とあるのは「換地計画の変更の部分」と読み替へるものとする。

(一時利用地の指定)

第五十三条の五 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。

2 土地改良区は、前項の規定により一時利用地を指定する場合においては、換地計画において定められた事項又はこの法律で規定する換地計画において定める事項の基準を考慮してしなければならない。

3 第一項の規定による一時利用地の指定は、その一時利用地及び従前の土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者に対し、一時利用地及び従前の土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知してするものとする。

4 第一項の規定により一時利用地が指定されたときは、従前の土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者は、前項の規定による通知に係る使用開始の日から第五十四条第四項の規定による公

にあつては前条第四項の規定による公告があつた日限り消滅するものとし、その他の権利（地役権を除く。）にあつてはその公告のあつた日の翌日から、前項の規定により国若しくは地方公共団体に帰属する土地又はその土地のうち省令の定めるところにより国若しくは地方公共団体がその権利を有する者の意見をきいて定める部分について存するものとみなす。

（清算金の徴収及び支払い）

第五十四条の三 土地改良区は、第五十四条第四項の規定による公告があつた場合には、前条第四項の規定により確定した清算金を徴収し、又は支払わなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第五十三条の八第三項の規定により徴収し、又は支払つた仮清算金の額との間に差額があるときは、その差額に相当する額の金銭を徴収し、又は支払わなければならない。

第五十五条中「第五十二条第一項の認可を」と第五十四条第四項の規定による公告に改める。

第五十七条中「農地」を「農用地」に改め、「必要な施設」の下に「（以下「土地改良施設」という。）」を加える。

第二章第一節第三款第一目中第五十七條の次に次の一条を加える。
（管理規程）

第五十七條の二 土地改良区は、第二條第二項第一号の事業のうちかんがい排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうち省令で定めるものを除く。）の管理（委託を受けて行なうこれらの

施設の管理を含む。）を行なう場合には、省令の定めるところにより、当該土地改良事業計画で定めるところを除き、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない。
2 前項の管理規程において定めるべき事項は、省令で定める。

3 土地改良区は、第一項の管理規程を変更し、又は廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

第五十八条中「又は使用貸借による権利に基き使用し、又は収益している土地」を、「使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利に基き使用し及び収益している土地に」、「地上権、永小作権若しくは賃権を設定する契約又は貸借契約若しくは使用貸借契約」を「これらの権利の設定に係る契約に改める。

第六十条中「又は賃借権」を、「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（これらに係る対価を徴しないものを除く。）」に、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人」を、「これらの権利を有する者で組合員でないもの」に、「地役の対価若しくは賃借料を」「地役権の対価、賃借料若しくはその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価若しくは賃借料」を「地役の対価若しくは賃借料」に改める。

第六十一条第一項中「若しくは地役権を設定し、又は賃借し、若しくは使用貸借した目的」を、「地役権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定した目的に」、「組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者、賃借人又は借主を、これらの権利を有する者で組合員でないもの」に改め、同条第二項中「前項の規定により」の下に「同項に掲げる者（地役権者を除く。）」を加え、「同項に掲げる者（地役権者を除く。）」が当該土地を賃貸し、又は使用貸して」を「当該土地がさらに他の者の使用又は収益を目的とする権利の目的に供されて」、「その者は、賃借人又は借主」を、「その放棄又は解除をしようとする者は、当該他の者に」、「同項に掲げる地役権者が当該要役地につき地上権若しくは永小作権を設定し、又はその土地を賃貸し、若しくは使用貸している」を、「同項の規定により地役権者が放棄又は解除をする場合において、当該地役権に係る要役地が他の者の使用又は収益を目的とする権利の目的に供されている」に改め、同条第三項中「但し」を「この場合において」に改める。

第六十二条第一項中「又は賃借権」を、「賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（これらに係る対価を徴しないものを除く。）」に、「その土地に關し組合員である所有者又は賃借人」を、「その土地の所有者、賃借人その他の使用又は収益をさせている者で、その土地に關し組合員であるもの」に、「地役の対価又は賃借料」を「地役権の対価、賃

貸料又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価」に改める。

第六十三条第一項中「第五十二条第八項」を「第五十四条第四項」に改め、同条第三項中「地役の対価」を「地役権の対価に改める。

第六十四条を次のように改める。
（請求の期限）

第六十四条 第六十条の規定による地代等の減額若しくは払戻しの請求、第六十一条第一項の規定による権利の放棄若しくは契約の解除、第六十二条第一項の規定による地代等の増額の請求又は前条第三項の規定による地役権の設定の請求は、当該土地改良事業の工事の完了につき第百三十三條の二第二項の規定による公告があつた日（換地処分に係るものにあつては、第五十四条第四項の規定による公告があつた日）から起算して一年を経過したときは、することができない。

第六十六条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第六十八条第二項中「第十八条第十項から第十二項まで」を「第十八条第十五項から第十七項まで」に改める。

第七十二条から第七十四条までを次のように改める。
（合併の要件）

第七十二条 土地改良区は、合併しようとする場合には、總會において合併を議決しなければならない。

2 合併は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、合併後存続する土地改良区については合併後存続する旨及び定数を変更する旨、合併により設立する土地改良区については合併により設立する旨、合併により消滅する土地改良区については合併により解散する旨を公告しなければならない。

4 土地改良区の合併は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該関係土地改良区の組合員を除く。）に対抗することができない。

5 土地改良区の合併については第五條第一項後段の規定を、第二項の認可については第八條第四項の規定を準用する。

（合併の手續）

第七十三条 合併により土地改良区を設立するには、関係各土地改良区の總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任については、第三十三條の規定を準用する。

第七十四条 削除

第八十二条第一項中「第七十四条第一項の者」を「関係各土地改良区の總會において組合員のうちから選任した者」に改める。

第八十五条第一項中「その地域について国又は都道府県が土地改良事業を行ふ」を「その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行ふ」に改め、同条第二項中「一定の地域に

ついで行ふべき土地改良事業の計画の概要を「土地改良事業の計画の概要」(二)以上の土地改良事業を包括したものの施行を申請し、その他二以上の土地改良事業の施行を申請する場合に、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては全体構成)及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設の管理方法及び管理方法に關する基本的事項(以下「予定管理方法等」といふ。)に、「その地域内にある土地」を「同項の一定の地域内にある土地」に改め、「三分の二」の下に「(二)以上の土地改良事業を包括したものの施行を申請し、その他二以上の土地改良事業の施行を申請する場合に、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては全体構成)及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る。)」がある場合にはその土地改良施設の管理方法及び管理方法に關する基本的事項(以下「予定管理方法等」といふ。)

規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業に係る農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。
4 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業の施行を内容とし、又は内容の一部を含むものであるときは、その農用地造成事業については、第五條第四項及び第六條の規定を準用する。
第八十六條中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。
2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による土地改良事業の適否の決定を行ふには、あらかじめ、その土地改良事業につき前条第二項の規定により公告のあつた事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、当該申請書に添附された当該公告のあつた事項を記載した書面において、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林大臣の指定する者その他の農林大臣の管理者とする旨が定められているときにあつては、その者と協議しなければならない。
3 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

第八十七條第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第八條第二項」を「第七條第三項、第八條第二項」に改める。
第八十七條第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項の土地改良事業計画は、これに基づいて施行される土地改良事業が第八條第四項第一号の政令で定める基本的な要件に適合するものとなるように定めなければならない。
第八十七條の二第一項第一号中「第二條第二項第三号に掲げる事業」を「農用地造成事業」に改め、同項に次の一号を加える。
三 第二條第二項第一号又は第五号に掲げる事業(同項第五号に掲げる事業にあつては、土地改良施設の災害復旧に係るものに限る。)であつて次に掲げるものイ 前二號の事業に附帶してその施行に係る地域の近傍の土地について行なうもので、その施行によりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められるもの
ロ その事業による受益の範囲が広く、その工事に高度の技術を必要とする等その事業の性質又は規模に照らして適当と認められるもの
ハ 他の公共の利益となる事業とあわせて行なうことを相当とする等国土資源の総合的な開発又は保全の見地から適当と認められるもの

第八十七條の二第二項を次のように改める。
2 国又は都道府県は、前項の規定により同項第一号又は第二号の事業につき土地改良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る。)があるときは、あわせて、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならない。
第八十七條の二第三項中「前項の規定により土地改良事業計画を定める」と、第一項の規定により同項第三号の事業に係る土地改良事業計画の概要を、当該土地改良事業の計画の概要(二)以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に、その各土地改良事業(同項第一号及び第二号の事業を除く。)に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては各土地改良事業に係る全体構成)及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等(二)以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に、その各土地改良事業に係る全体構成)及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る。))がある場合にはその土地改良施設の管理方法及び管理方法に關する基本的事項(以下「予定管理方法等」といふ。))に、「その地域内にある土地」を「同項の一定の地域内にある土地」に改め、「三分の二」の下に「(二)以上の土地改良事業を包括したものの施行を申請し、その他二以上の土地改良事業の施行を申請する場合に、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては全体構成)及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る。))がある場合にはその土地改良施設の管理方法及び管理方法に關する基本的事項(以下「予定管理方法等」といふ。))

場合には、その各土地改良事業(同項第一号及び第二号の事業を除く。)につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二」を加える。
第八十七條の二第四項を次のように改める。
4 第一項の場合には、第七條第三項、第八條第二項及び第三項、第八十六條第二項及び第三項並びに前条第三項の規定(第一項第三号の事業については、これらの規定のほか、前条第四項から第九項までの規定)を準用する。
第八十七條の三第一項中「前条第一項の規定により定めたもの」を「前条第一項の規定により定めた同項第一号及び第二号の事業の計画」に、「省令で定める重要な部分」を「土地改良事業の施行に係る地域その他省令で定める重要な部分」に、「土地改良事業計画の変更の要領」を「その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業(同条第一項の規定により行なう同項第一号及び第二号の事業を除く。))につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び省令で定めるときにあつては変更後の全体構成)及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等」に、「土地改良事業の施行に係る地域(当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域)内」を「その変更

後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を包括したもの）を施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業（同条第一項の規定により行なう同項第一号及び第二号の事業を除く。）につき、その変更後のその施行に係る地域（内）これらの土地改良事業のうち、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国又は都道府県は、第八十五条第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画の変更をしようとする場合において、その変更により新たな地域がその農用地造成事業の施行に係る地域の一部となるるときは、前項の三分の二以上の同意のほか、その計画の変更により新たにその農用地造成事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

第八十七条の三第三項中「第八十七条第三項から第五項まで」を「第八十七条第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の農用地造成事業に係る土地改良事業の計画の変更をする場合において、その変更により新たな地域がその農用地造成事業の施行に係る地域の一部となるときは、その変更については、その新たに施行に係る地域の一部となる地域につき第五項第四項の規定を準用する。

4 第一項の場合には、第八条第二項及び第三項、第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条第四項から第九項までの規定を準用する。

6 前条第一項第一号又は第二号の事業に係る土地改良事業計画につき省令で定める重要な部分を変更する場合には、第八条第二項及び第三項並びに第八十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

8 第八十八条の二第三号中「第一号」を「第一号又は第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 農用地の保全のため必要な事業であつて、前号に掲げる事業とあわせてその事業を行なうことにより、これらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化と国土資源の保全に相当の寄与をすることが明らかなもののうち、政令で定めるもの。

（国又は都道府県が行なう換地処分等）
第八十九条の二 農林大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業（これらの土地改良事業のうち、第八十八条第一項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行なう第二号第二項第五号の事業を除く。）について、その事業の性質上必要があるときは、その土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定めなければならない。

2 前項の換地計画を定める場合には、第五十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「国営土地改良事業については農林大臣、都道府県営土地改良事業については都道府県知事」と、同条第五項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と読み替へるものとする。

3 第一項の換地計画において定める内容については、第五十二条の五から第五十三条の三までの規定を準用する。

4 第一項の換地計画を定めた場合には、第八十七条第四項から第九項までの規定を準用する。この場合において、同条第六項中「第八条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、第四項」とあるのは「第四項」と、同条第七項中「工事に着手してはならない」とあるのは「処分を行なつてはならない」と、同条第八項中「事業の施行」とあるのは「処分」と読み替へるものとする。

5 第一項の換地計画の変更（省令で定める軽微な変更を除く。）については、第二項及び前項の規定を準用する。この場合において、第二項において準用する第五十二条第三項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、前項において準用する第八十七条第四項中「当該土地改良事業計画書」とあるのは「その換地計画書の変更に係る部分」と読み替へるものとする。

6 農林大臣又は都道府県知事は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合は、土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき従前の土地に代わるべき一時利用地を指定し、又は第三項において準用する第五十三条の二第一項の規定により換地計画において換地を定めなければならないこととされる従前の土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部若しくは一部について使用し及び収益することを停止させることができる。

7 前項の規定による一時利用地の指定については第五十三条の五第二項から第六項までの規定を、前項の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の六第一項後段及び第二項の規定を、前項の規定による一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止については第五十三条の七及び第五十三条

の八の規定を準用する。この場合において、第五十三条の七及び第五十三条の八中「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と読み替へるものとする。

8 換地処分は、農林大臣又は都道府県知事が、当該換地計画に係る土地につき第五十二条第三項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知して行なうものとする。

9 前項の換地処分については、第五十四条第二項、第四項及び第五十五条までの規定を準用する。この場合において、第五十四条第四項中「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合」とあるのは「農林大臣又は都道府県知事は、換地処分をした場合」と、「当該換地処分があつた旨」とあるのは「その旨」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣又は都道府県知事」と、第五十四条の二第五項及び第五十四条の三「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と、第五十五条中「申請」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と読み替へるものとする。

10 前九項の規定による農林大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

第九十条の見出し中「国営事業」を「国営土地改良事業」に改め、同条第一項中「その区域内に包括する」を「その区域の全部又は一部とする」に改め、同条第二項中「農林大臣の指

定するもの」を「省令で定めるもの」に改める。

第九十条第七項中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第二項、第三項又は第四項の」を「第二項から第四項まで、第六項又は第七項の規定による」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「又は前項を」、第四項又は第六項に、「第八十七条の二第一項又は第八十八条を第八十七条の二第一項の規定により国が行なう同項第一号若しくは第二号の事業又は第八十八条第一項に、「前項の規定を」を「第四項の規定に改め、」都道府県」の下に「又は市町村」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 第一項の都道府県は、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村のすべてが、政令の定めるところにより、当該市町村の議会の議決を経て第一項の規定による負担金の全部又は一部を負担することについて同意をした場合には、第二項（第八十七条の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業に係る第一項の規定による負担金については、第二項及び第三項）の規定により、政令の定めるところにより、第一項の規定による負担金の全部又は一部をこれらの市町村に負担させることができる。

6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業によつて利益を受ける者

でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

7 第八十七条の二第二項の規定により国が行なう同項第二号の事業に係る第五項の規定による負担金については、前項の規定によるほか、市町村は、政令の定めるところにより、条例で、第九十四条の八第四項の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

（特別徴収金）

第九十条の二 第九十四条の八第四項の規定により土地を取得した者又はその一般承継人（以下この条において「埋立地等取得者」という。）が、同項の規定による土地の取得があつた日から起算して八年を経過しない間に、当該取得に係る土地の全部若しくは一部を同条第三項の配分通知書に記載された用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この条において「目的外用途」という。）に供した場合は、当該取得に係る土地の全部若しくは一部を目的外用途に供するため、その所有権を移転し、若しくはこれにつき地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定した場合又は、埋立地等取得者が一時的に目的外用途に供した場合又は一時的に目的

外用途に供するためこれらの権利を設定した場合その他政令で定める場合を除き、国は、前条の規定による負担金のほか、政令の定めるところにより、その埋立地等取得者から、当該土地の造成に係る国営土地改良事業に要した費用の一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金（以下「特別徴収金」という。）の額は、当該国営土地改良事業に要した費用のうち当該埋立地等取得者が第九十四条の八第四項の規定により取得したその国営土地改良事業によつて造成された土地に係る部分の額から、前条の規定によりその埋立地等取得者がその国営土地改良事業につき負担する金銭（同条第四項の規定によりその負担金に代えて土地改良区が徴収される金銭に充てたため、その土地改良区が第三十六条第一項の規定によりその者に對し賦課徴収する金銭を含む。）の額（利子及び延滞金の額に相当する部分を除く。）を差し引き、その差し引いて得た額に、その埋立地等取得者が当該目的外用途に供した土地又は目的外用途に供するため所有権を移転し、若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定した土地の当該取得に係る土地に対する価格の割合を乗じて得た額を限度とする。

3 第一項の規定による処分についての異議申立てについては、前条第九項及び第十項の規定を準用する。

4 特別徴収金を納付しない者があつた場合には、国は、督促状により

期限を指定してその支払いを督促しなければならない。

5 国は、前項の規定による督促を受けた場合において、その督促を受けた者が、その督促で指定する期限までに特別徴収金を支払わないときは、その期限満了の日の翌日から特別徴収金の支払いのある日までの日数に應じ、滞納額百円につき一日四銭の割合により計算した金額を延滞金として徴収することができる。

6 特別徴収金及び前項の延滞金は、国税滞納処分例により処分することができる。この場合において、特別徴収金及び同項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

7 第四項の規定による督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

8 国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第十二条（書類の送達）、第三十八条第一項（繰上請求）、第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）、第六十三条（納税の猶予の場合の延滞税の免除）、第九十条第三項（附帯税の額を計算する場合の端数計算等）及び第九十一条第四項（附帯税の確定金額の端数計算等）の規定は、特別徴収金の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第九十条第三項及び第九十一条第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替へるものとする。

第九十一条の見出し中「分担金」を「分担金等」に改め、同条中「農林大臣の指定するもの」を「省令で定めるもの」に改め、同条後段を削り、同条に次の三項を加える。

2 都道府県は、都道府県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村のすべてが、政令の定めるところにより、当該市町村の議会の議決を経てその事業に要する費用の一部を負担することについて同意をした場合には、前項の規定によらず、政令の定めるところにより、その事業に要する費用の一部をこれらの市町村に負担させることができる。

3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他省令で定めるものから、同項の規定による負担金の全部又は一部を地方自治法第二百二十四条の分担金として徴収することができる。

4 第一項の場合には第九十条第四項及び第八項の規定を、前項の場合には同条第八項の規定を準用する。

第九十二条中「第五十九条、第六十二条及び第六十五条を」を「第五十八条から第六十五条まで」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第九十

条第二項の規定により負担金を負担した者（同条第四項の規定によりその負担金に代えて土地改良区が徴収される金銭に充てられるため、その土地改良区が第三十六条第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。）若しくは第九十条第六項の規定により負担金を負担した者又は第九十一条第一項の分担金を負担した者（同条第四項において準用する第九十条第四項の規定によりその分担金に代えて土地改良区が徴収される金銭に充てられるため、その土地改良区が第三十六条第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。）若しくは第九十一条第三項の分担金を負担した者」と、第六十一条第三項中「規約」とあるのは「省令又は条例」と、第六十四条中「第百十三條の二第二項」とあるのは「第百十三條の二第三項」と読み替へるものとする。

第九十三条の見出しを「土地改良施設の申出による管理」に改め、同条第一項中「国」の下に「又は都道府県を加え、かんがい排水施設を「土地改良施設」に、「その施設」を「その土地改良施設」に改め、同条第二項を削る。

第九十四条の三第一項中「道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による路線の認定を得られない道路（その附属物を含む。）を」政令で定める土地改良施設に、「当該道路」を当該土地改良施設に、「次条及び第九十四条の六」を「以下この節」に改める。

第九十四条の四中「土地改良財産たる用排水機を」土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件（以下この条において「土地改良施設に係る土地等」という。）に改め、同条第一号及び第二号中「用排水機」を「土地改良施設に係る土地等」に改める。

2 国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地改良施設（省令で定めるものに限る。）についての前項の規定による管理の委託は、その国営土地改良事業に係る予定管理方法等に従い、その管理者として定められた者に対し、その管理方法に関する基本的事項として定められたところに準拠して管理が行なわれることとなるようにするものとする。

第九十四条の七中「前条」を「前条第一項に改める。
第二章第二節中第九十四条の九の次に次の一条を加える。
（都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理の委託）
第九十四条の十 都道府県は、都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。
2 前項の場合には、第九十四条の六第二項の規定を準用する。
第三章第三節の節名中「農業協同組合」を「農業協同組合等」に改める。
第九十五条の見出しを「土地改良事業の開始」に改め、同条第二項中「土地改良事業を行おうとする場合」

又は第三条に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合には「土地改良事業を行なうとする場合又は第三条に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なうとする場合には、前項の認可を申請するに、あらかじめ」に改め、「土地改良事業の計画の概要」の下に「（二）以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては全体構成）」を、「土地改良事業の施行に係る地域」の下に「（二）以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域」を加え、「又は使用貸借による権利」を、「使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」に改める。

第九十五条の二第一項中「都道府県知事の認可」を「必要な事項を定め、都道府県知事の認可」に改め、同条第二項中「省令で定める重要な部分」を「土地改良事業の施行に係る地域その他省令で定める重要な部分に、「土地改良事業計画の要領その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域）内」を「土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を包括したもの）を施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に、その各土地改良事業のうちにその変更後の土地改良事業計画の概要及び省令で定めるときは変更後の全体構成）」及び「規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行している場合には、その各土地改良事業のうちにその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を包括したもの）を施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合に、その各土地改良事業のうちにその変更後の土地改良事業のうちにその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業に係る地域（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後の施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を包括したもの）を施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行している場合には、その各土地改良事業のうちにその廃止に係る各土地改良事業のうちにその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域内」に、「又は使用貸借による権利」を、「使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」に改め、同条第三項中「第四十八条第六項前段及び第七項から第九項まで」を、「同条第六項中「組合員を除く。」とあるのは、同条第六項前段中「第五項、第七項、第七項第四項及び第五項」とあるのは「第七項第四項及び第五項」と、同条第九項中「組合員を除く。」とあるのは「に、読み替へるもの」と読み替へるものとする」に改める。

第九十六条中「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改め、「第四十六条、及び「第五十一条、」を削り、「及び第六項から第八項まで」を「第六項及び第七項」に、「第五十三条から第五十五条まで並びに第五十七条を、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条、第五十七条の二並びに第六十三条に改め、「これらの規定中「土地改良区」とあるのは、「農業協同組合、農業協同組合連合会又は数人共同して土地改良事業を行なう者」と、」を削り、「又は使用貸借による権利」を、「使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」に、同意を得なければならぬ。」と読み替へる」を「同意を得なければならぬ。」と、第五十三条の四第二項中「第五十二條第三項から第七項まで」とあ

の土地改良事業を包括したものを施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行し、その他二以上の土地改良事業をあわせて施行している場合には、その各土地改良事業のうちにその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域内」に、「又は使用貸借による権利」を、「使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」に改め、同条第三項中「第四十八条第六項前段及び第七項から第九項まで」を、「同条第六項中「組合員を除く。」とあるのは、同条第六項前段中「第五項、第七項、第七項第四項及び第五項」とあるのは「第七項第四項及び第五項」と、同条第九項中「組合員を除く。」とあるのは「に、読み替へるもの」と読み替へるものとする」に改める。

改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならぬ。

2 前条第一項の土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の施行に係る地域内に一筆の土地の一部が編入されている場合には、同項の規定による届出とともに、分割の手続をしなければならない。

第百十六條中「第五十二條第八項」を「第五十四條第四項」に、「第九十六條及び第九十六條の三」を「第九十六條の二第九項、第九十六條及び第九十六條の四」に改める。

第百十七條中「第四十六條、第五十一條、第五十二條及び第五十五條（第九十六條及び第九十六條の三）においてこれらの規定を準用する場合を含む。」並びに「第九十四條の八」を「第五十二條第一項（第九十六條及び第九十六條の四）において準用する場合を含む。」、第五十三條の五第一項（第九十六條及び第九十六條の四）において準用する場合を含む。、第六十四條（第九十二條及び第九十六條の四）において準用する場合を含む。、第六十四條の四において準用する場合を含む。、第八十九條の二第一項及び第六項、第九十四條の八第一項及び第四項、第百十三條の二、第百十三條の三並びに第百十四條第二項の規定並びに第九十六條において準用する第六十三條第三項ただし書」に改める。

第百十八條第一項第三号中「これらの委員会」を「農業委員会」に改め、同項第四号中「第八十五條」を「第八十五條第一項」に改める。

第百二十條を削り、第百二十一條中「かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設」を「土地改良施設」に改め、同

条を第百二十條とし、同条の次に次の一条を加える。

（検査等の場合の損失の補償に係る協議等）

第百二十一條 第百十八條第五項、第百十九條ただし書又は前条ただし書の規定による損失の補償については、これらの規定により損失を補償すべき者と当該損失を受けた者とが協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合には、同項に規定する者の双方又は一方は、政令の定めるところにより、取用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四條第二項の規定による裁決を申請することができる。

第百二十二條の見出しを「（土地改良事業に係る損失補償）に改め、同条第二項中「第四十八條第五項」を「第四十八條第八項」に、「第九十六條の三」を「第九十六條の三第五項」に、「第八十七條第三項」を「第八十七條第四項」に、「第八十七條の三第三項」を「第八十七條の三第四項」に、「第九十六條の二第五項」を「第九十六條の二第七項」に、「第九十九條第十二項」を「第九十九條第十二項（第百九條第一項）において準用する場合を含む。」及び第百十一條において準用する場合を含む。」に改め、同条第三項を削る。

第百二十三條第一項中「第百十九條」を「第百十九條ただし書」に、「又は清算金」を「又は清算金（当該権利の及ぶべき額として定められたものに限り）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（二時利用地の指定等の場合の工事の施行）

第百二十三條の二 第五十三條の五第一項（第九十六條及び第九十六條の四）において準用する場合を含む。若しくは第八十九條の二第六項の規定により一時利用地の指定があつた場合又は第五十三條の六第一項（第九十六條及び第九十六條の四）において準用する場合を含む。若しくは第八十九條の二第六項の規定により従前の土地の全部若しくは一部について使用及び収益の停止の処分があつた場合には、これらの処分により使用し及び収益することができず、その部分になつた従前の土地又はその部分については、土地改良事業を行なう者（その委任を受けた者を含む。）は、その土地の所有者及び占有者の同意を得ることなく、当該土地改良事業の工事を行なうことができる。

第百二十六條第一項中「農地」を「農用地」に改める。

第百三十一條中「第五十二條第八項」を「第五十四條第四項」に改める。

第百三十二條第一項中「第九十五條」を「第九十五條第一項」に改め、「規約」の下に「管理規程」を加える。

第百三十三條及び第百三十四條第一項中「規約」の下に「管理規程」を加える。

第百三十六條第二項中「第九十六條、第九十九條第二項及び第百十一條」を「第五十三條の四第二項（第九十六條の四）において準用する場合を含む。」、第八十九條の二第二項（同条第五項）において準用する場合を含む。、第九十六條の四及び第九十九條第二項（第百九條の二第二項（第百九條第一項）において準用する場合を含む。）及び第百十一條において準用する場合を含む。」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした改正前の土地改良法（以下「旧法」という。）の規定による設立の認可の申請に係る土地改良法の設立については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした旧法第八十五條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第八十七條の二第一項の規定によりその土地改良事業計画に定めた土地改良事業の開始の手続及びその土地改良事業計画の変更の手続については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした旧法第八十七條の二第三項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした旧法第九十五條第一項又は第九十六條の二第一項の認可の申請に係る土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

7 土地改良事業計画の変更若しくは土地改良事業の廃止の認可の申請又は土地改良法に係る新たな土地改良事業の施行の認可の申請で、この法律の施行前に旧法の規定によつてしたものに係る当該土地改良事業計画の変更若しくは土地改良事業の廃止又はその新たな土地改良事業の開始の手続については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした旧法第八十七條の三第一項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更の手続については、なお従前の例による。

9 次の各号に掲げる土地改良事業についての当該各号に掲げる地域内にある土地に係る土地改良事業に参加する資格については、なお従前の例による。

一 旧法第二條第二項第三号の事業のうち、農地（同条第一項の農地をいう。）以外の農用地（改正後の土地改良法（以下「新法」という。）第二條第一項の農用地をいう。）の開田開畑の工事を含むもの（以下「農用地開田開畑事業」という。）であつて、この法律の施行の際現に施行中のもの（現に着手されていなくても、その時までに旧法によるその開始に係る手続（土地改良法に於ては、設立の手続を含む。）が完了して、適法に当該事業に着手できる状態にあるものを含む。）

この法律の施行の際におけるその農用地開田開畑事業の施行に係る地域（この法律の施行の際現に旧法の規定により当該事業

(新法第五十七條の土地改良施設をいう。)についての管理の委託については、新法第九十四條の六第二項(新法第九十四條の十において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

23 この法律の施行前にした旧法第九十八條第一項(旧法第百十一條において準用する場合を含む。)の規定による公告又は旧法第九十九條第一項若しくは第百條第一項(これらの規定を旧法第百十一條において準用する場合を含む。)の認可の申請に係る交換分合計画の決定手続及び定め方、その交換分合計画に係る交換分合の効果及び清算金、その交換分合計画において定める農地その他の土地又は農業用施設の形質の変更並びにその交換分合計画に係る土地等旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三號)等により売り渡されたものについての特例については、なお従前の例による。

24 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。
第七十三條の六第一項中「農地」を「農用地」に改める。
25 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九號)の一部を次のように改正する。
第八十七條第一項中「規約又は」を「規約又は同法第五十三條の五第一項(同法第九十六條及び第九十六條の四で準用する場合を含む。)若しくは第八十九條の二第六項若しくは」に改める。

26 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九號)の一部を次のように改正する。
第三百二十六條中「農地」を「農用地」に改める。
27 愛知用水公団法(昭和三十年法律第百四十一號)の一部を次のように改正する。
第二十九條中「第百二十一条(急迫の際の使用等)、第百二十二條第一項及び第二項(損失補償)並びに」を「第百二十條(急迫の際の使用等)、第百二十一条(検査等の場合の損失の補償に係る協議等)、第百二十二條(土地改良事業に係る損失補償)及び」に、「第百四十八條第五項」を「第百四十八條第八項」に、「第九十六條の三」を「第九十六條の三第五項」に、「第八十七條第三項」を「第八十七條第四項」に、「第八十七條の三第二項」を「第八十七條の三第四項」に、「第九十六條の二第五項」を「第九十六條の二第七項」に、「第九十九條第十二項」を「第九十九條第十二項(第百條の二第二項(第百十一條において準用する場合を含む。))及び第百十一條において準用する場合を含む。」に改める。
28 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十三年法律第七十一號)の一部を次のように改正する。
第一條中「国が施行するかんがい排水施設の建設の工事」の下に、「これとあわせて施行する農用地の保全上必要な施設の建設の工事」を、「及びかんがい排水施設の建設の工事」の下に「又はこれとあわせて施行する農用地の保全上必要な施設の建設

の工事」を加え、「第九十四條の六」を「第九十四條の六第一項」に改める。
第三條中「負担金及びその利息の下に」法第九十條の二第一項の規定による徴収金を加える。
第十一條中「次条」を「次条及び第十二條」に改め、同條の次に次の一條を加える。
(特別徴収金の使途)
第十一條の二 法第九十條の二第一項の規定による徴収金は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、食料品総合小売市場管理法案

食料品総合小売市場管理法案
食料品総合小売市場管理法案
目次
第一章 総則(第一條―第八條)
第二章 役員等(第九條―第二十一條)
第三章 業務(第二十二條―第二十五條)
第四章 財務及び会計(第二十六條―第三十四條)
第五章 監督(第三十五條―第三十六條)
第六章 雑則(第三十七條―第四十條)
第七章 罰則(第四十一條―第四十三條)
附則
第一章 總則

(目的)
第一章 總則
第一條 食料品総合小売市場管理会は、大都市及び人口の集中の著しいその周辺の地域に、近代的な経営方式を導入して総合的に生鮮食料品等の小売業を経営するため、生鮮食料品等の流通の合理化を促進して適正な小売価格の形成に資し、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。
(法人格)
第二條 食料品総合小売市場管理会(以下「管理会」という。)は法人とする。
(事務所)
第三條 管理会は、主たる事務所を東京都に置く。
2 管理会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。
(資本金)
第四條 管理会の資本金は、次項及び第三項の規定により政府が出資する金額並びに地方公共団体が出資する金額の合計金額とする。
2 政府は、管理会の設立に際し、管理会に一億二千五百万円を出資する。
3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、管理会に追加して出資することができる。
(定款)
第五條 管理会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金及び資産に関する事項

五 役員及び運営審議会に関する事項
六 業務及びその執行に関する事項
七 財務及び会計に関する事項
八 公告に関する事項
2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3 管理会は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を管理会に出資している地方公共団体(以下「出資地方公共団体」という。)に通知しなければならない。
(登記)
第六條 管理会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(名称の使用制限)
第七條 管理会でない者は、食料品総合小売市場管理会という名称を用いてはならない。
(民法の準用)
第八條 民法(明治二十九年法律第八十九號)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、管理会に準用する。
第二章 役員等
第九條 管理会に、役員として、理事一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

第八部 農林水産委員会会議録第六号
昭和三十九年二月二十日【参議院】

2 管理会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第十條 理事長は、管理会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 監事は、管理会の業務を監査する。

(役員任命)

第十一條 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十二條 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ、

(役員欠格事項)

第十三條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、國會議員、地方公共団体の長又は地方公共団体の議会の議員

二 國家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く)又は地方公共団体の常勤の職員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて管理会と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員解任)

第十四條 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十五條 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、農林大臣が役員としての職務の執

行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六條 管理会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が管理会を代表する。

(代理人の選任)

第十七條 理事長は、理事又は管理会の職員のうちから、管理会の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第十八條 管理会の職員は、理事長が任命する。

(運営審議会)

第十九條 管理会に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に應じ、第四項各号に掲げる事項その他管理会の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 運営審議会は、前項に規定する事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ運営審議会に諮問しなければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成及び重要な変更

三 予算、事業計画及び資金計画の作成及び重要な変更

四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

第二十條 運営審議会は、委員十人以上で組織する。

2 委員は、出資地方公共団体の長又はその推薦する者及び管理会の業務に關し學識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 第十二條第一項ただし書及び第二項並びに第十四條第二項の規定は、委員について準用する。

(役員及び職員公務員たる性質)

第二十一條 管理会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十二條 管理会は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 大都市及び人口の集中の著しいその周辺の地域で政令で定める地域内において、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常その用に供する食料品(以下「生鮮食料品等」という)を取扱品目とする第一條に規定する小売市場(以下「食料品総合小売市場」という)の設置及び管理を行なうこと。

二 管理会の設置する食料品総合小売市場において生鮮食料品等の小売業を経営する者に対し、当該小売業に係る生鮮食料品等の種類、品質、価格その他その購入、保管及び販売に關し必要な事項についての指導を行なうこと。

三 前号に規定する者の当該小売業に係る生鮮食料品等の購入のあつせんを行ない、及び同号に規定する者の委託を受けて当該小売業に係る業務の一部を行なうこと。

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 管理会は、前項に規定する業務のほか、管理会の設置する食料品総合小売市場の用に供する土地の効率的利用を図るため、その食料品総合小売市場の用に供する建物その他の施設と一体となる施設であつて建設することを相当とするものの建設、管理及び処分を行なうことができる。

(業務の基準等)

第二十三條 管理会は、前条第一項第一号に掲げる業務については、農林省令で定める基準に従つて行なわなければならない。

2 農林大臣は、生鮮食料品等の流通の合理化を促進して適正な小売価格の形成に資するため特に必要があると認めるときは、管理会に対し、食料品総合小売市場の設置に關し、必要な指示をすることができる。

(業務方法書)

第二十四條 管理会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3 管理会は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書（変更の認可を受けた場合にあっては、その変更に係る部分）を出資地方公共団体に送付しなければならない。

（出資地方公共団体の長の意見の聴取）
第二十五条 管理会は、食料品総合小売市場を設置しようとするときは、当該食料品総合小売市場の設置及び管理に関する計画の概要について、当該食料品総合小売市場を設置しようとする場所をその区域に含む出資地方公共団体の長の意見を聞かなければならない。

第四章 財務及び会計
（事業年度）
第二十六条 管理会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）
第二十七条 管理会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による認可を受けた場合に準用する。

（財務諸表）
第二十八条 管理会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資地方公共団体に送付するとともに、農

林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 管理会は、前項の規定により財務諸表を出資地方公共団体に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないければならない。

（利益及び損失の処理）
第二十九条 管理会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 管理会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）
第三十条 管理会は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余剰金の運用）

第三十一条 管理会は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金
二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
（財産の処分等の制限）

第三十二条 管理会は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）
第三十三条 管理会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

（農林省令への委任）
第三十四条 この法律に規定するもののほか、管理会の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督
第三十五条 管理会は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、管理会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ、

（報告及び検査）
第三十六条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認め

るときは、管理会に対して報告をさせ、又はその職員に、管理会の事務所、事業所若しくは食料品総合小売市場に立入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則
（書類の備付け及び閲覧）
第三十七条 管理会は、定款、業務方法書及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資地方公共団体及び管理会の債権者は前項に規定する書類の、管理会の設置する食料品総合小売市場において生鮮食料品等の小売業を営む者及び管理会が建設する第二十二条第二項の食料品総合小売市場の用に供する建物その他の施設と一体となる施設の貸付けを受けた者は定款及び業務方法書の閲覧を要求することができる。

（連絡等）
第三十八条 管理会は、その業務の運営については、第二十二条第一項第一号の政令で定める地域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 前項に規定する地方公共団体は、管理会に対し、管理会の業務の運営について協力するよう努めるものとする。

（解散）
第三十九条 管理会の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）
第四十条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五項第二項、第二十四条第一項、第二十七条第一項、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしようとするとき。
二 第二十三條第一項、第二十四条第二項、第三十二条又は第三十四条の農林省令を定めようとするとき。

三 第二十八條第一項又は第三十三條の承認をしようとするとき。
四 第三十一条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則
（罰則）
第四十一条 第三十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした管理会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした管理会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資地方公共団体に通知又は書類の送付をしなければならぬ場合において、その通知又は書類の送付をしなかつたとき。

三 第六条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

四 第二十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第三十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十五条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

七 第三十七条第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、又は正当な理由がないのに、同条第二項の規定による書類の閲覧の請求につき、当該書類の閲覧を拒んだとき。

第四十三条 第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(管理会の設立)

第二条 農林大臣は、管理会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、管理会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長

又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、管理会の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成して、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、第二十二条第一項第一号の政令で定める地域の全部又は一部をその区域を含む地方公共団体に對し、管理会に對する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に對し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けるときは、政府及び出資の募集に應じた地方公共団体に對し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第四條第二項の出資金の全額を、出資の募集に應じた地方公共団体はその引き受けた出資金の全額を払い込まなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 第四十条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

第五條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 管理会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第七條 この法律の施行の際現に食料品総合小売市場管理会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第七條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第八條 管理会の最初の事業年度は、第二十六條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第九條 管理会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七條第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「管理会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本蚕繭事業団の下に」、「食料品総合小売市場管理会」を、「日本蚕繭事業団法」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加え、同条第十八号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ六 食料品総合小売市場管理会ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「日本蚕繭事業団」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「日本蚕繭事業団」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第十四條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 食料品総合小売市場管理会の指導監督を行ふこと。

(地方税法の一部改正)

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第二項第三号中「日本蚕繭事業団」の下に、「食料品総合小売市場管理会」を加える。

昭和三十九年三月二日印刷

昭和三十九年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局